

昭和二十七年法律第二百六十六号

防衛省の職員給与等に関する法律

(この法律の目的)

第一条 この法律は、防衛省の職員（一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）について、その給与、自衛官任用一時金、公務又は通勤（第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）による災害補償及び若年定年退職者給付金に関する事項並びに国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の特例を定めることを目的とする。

(金銭又は有価物の支給)

第二条 いかなる金銭又は有価物も、この法律に基かないで、職員に支給し、又は無料で貸与してはならない。但し、他の法律に別段の定めのある場合は、この限りでない。

(給与の支払)

第三条 この法律の規定による給与は、別段の定めのある場合を除き、毎月一定の期日に現金で直接職員（予備自衛官、即ち予備自衛官及び予備自衛官補（以下「予備自衛官等」という。）を除く。以下この条において同じ。）に支払わなければならない。ただし、職員が自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十六条第一項、同法第七十八条第一項又は同法第八十一条第二項の規定による出動（第十二条第二項において「出動」という。）を命ぜられていて、自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶に乗り組んでいる場合その他政令で定める特別の事由がある場合には、政令で定めるところにより、職員の収入により生計を維持する者で職員の指定するものにその給与の全部又は一部を支払うことができる。

2 職員が自己又はその収入により生計を維持する者の疾病、災害その他の政令で定める特別の場合の費用に充てるために給与の支払を請求したときは、職員の受けるべきその日までの給与をすみやかに職員に支払わなければならない。

(俸給)

第四条 防衛省の事務次官、防衛審議官、防衛装備庁長官、書記官、部員、事務官、技官、教官その他の職員で、防衛大臣政策参与、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官等、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者をいう。以下「学生」という。）、生徒（自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。以下同じ。）、及び非常勤の者でないもの（以下「事務官等」という。）には、政令で定める適用範囲の区分に従い、別表第一並びに一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）別表第一、別表第五、別表第六、別表第七、別表第八、別表第九及び別表第十一に定める額の俸給を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、事務官等のうち自衛隊法第三十六条の二第二項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条第一項の俸給表に定める額の俸給を支給する。

3 第一項の規定にかかわらず、事務官等のうち自衛隊法第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。以下「一般職任期付研究員法」という。）第六条第一項の俸給表に定める額の俸給を、事務官等のうち自衛隊法第三十六条の六第一項第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には一般職任期付研究員法第六十二条の俸給表に定める額の俸給を支給する。

4 自衛官には、別表第二に定める額の俸給を支給する。ただし、三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者の候補者である間の俸給月額額は、その者の属する階級にかかわらず、候補者としての任用基準に応じて、防衛省令で定める額とする。

5 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職給与法別表第十一に掲げる俸給月額のうち政令で定める号俸の額に相当する額の俸給を支給する。

(職務の級等)

第四条の二 事務官等（特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員を除く。）の職務は、別表第一並びに一般職給与法別表第一、別表第五、別表第六、別表第七、別表第八及び別表第十に定める職務の級又は一般職給与法別表第十一に定める号俸に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、政令で定める。

2 事務官等の職務の級ごとの定数は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、防衛省令で定める。

3 事務官等の職務の級は、前項の規定による職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、政令で定める基準に従い決定する。

(号俸の決定基準等)

第五条 新たに職員（常勤の防衛大臣政策参与、次条の規定の適用を受ける職員、特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員、自衛隊法第四十一条の二第二項の規定により採用された職員（以下「定年前任用短時間勤務職員」という。）並びに同法第四十五条の二第二項の規定により採用された職員（次条第二項の規定の適用を受ける職員を除く。第九条及び別表第二において「再任用職員」という。）を除く。以下この条において同じ。）として任用された者の号俸の決定基準及び職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときの号俸の決定基準については、政令で定める。

一 事務官等が自衛官となり、又は自衛官が事務官等となった場合

二 陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）が海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）若しくは航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）となり、海上自衛官が陸上自衛官若しくは航空自衛官となり、又は航空自衛官が陸上自衛官若しくは海上自衛官となった場合

三 事務官等が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（一般職給与法別表第十一に定める額の俸給の支給を受けていた職員が別表第一又は一般職給与法別表第一、別表第五、別表第六、別表第七、別表第八若しくは別表第十に定める額の俸給の支給を受けることとなった場合を含む。）

四 自衛官が昇任し、又は降任した場合（別表第二の陸将、海将及び空将の欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員が同表の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄に定める額の俸給の支給を受けることとなった場合又は同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄から（三）欄までのいずれか一の欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員がこれらの欄のうちの他の欄に定める額の俸給の支給を受けることとなった場合を含む。）

五 事務官等が一の官職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の官職に移った場合

2 一般職給与法第八十六条第六項から第十一項までの規定は、職員の昇給について準用する。この場合において、同条第六項中「職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）」とあるのは「職員」と、同項から同条第八項まで及び第十一項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第六項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十六条」と、同条第七項中「職務の級がこれに」とあるのは「職務の級又は階級がこれに」と、同条第九項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が防衛省の職員の給与等に関する法律別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。）」と読み替えるものとする。

3 医師又は歯科医師である自衛官（次条第二項の規定の適用を受ける自衛官を除く。次項において同じ。）を昇給させる場合の昇給の号俸数については、前項において準用する一般職給与法第

八条第七項の規定にかかわらず、一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める号俸数を標準として政令で定める基準に従い決定することができる。

4 医師又は歯科医師である自衛官の号俸が、第一項の規定によりその者の属する階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以下この項、第九条、第十一条の三第二項及び別表第二備考（四）において同じ。）における最高の号俸に決定された場合又は第二項において準用する一般職給与法第八条第七項若しくは第八項若しくは前項の規定によりその者の属する階級における最高の号俸となつた場合において、当該号俸による俸給月額が一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員が受ける俸給月額との均衡を失するときは、当該号俸による俸給月額に同表の適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める額を加えた額をその者の俸給月額とすることができる。

5 前項の規定により定められた俸給月額が一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員が受ける俸給月額との均衡を失すると認められるに至つた場合においても、同項と同様とする。

第六条 一般職給与法別表第十一の適用を受ける事務官等の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第四条の二第二項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、決定する。

2 別表第二の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の（一）欄の適用を受ける自衛官の俸給月額は、同表に掲げる俸給月額のうち、その者の占める官職に応じ政令で定める号俸による額とする。

第六条の二 特定任期付職員の号俸は、その者が従事する業務に応じ、政令で定める基準に従い、かつ、予算の範囲内で、決定する。

2 防衛大臣は、特定任期付職員について、特別の事情により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、第四条第二項及び前項の規定にかかわらず、予算の範囲内で、その俸給月額を同表に掲げる七号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる六号俸の俸給月額との差額にこれらの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職給与法別表第十一の八号俸の額未満の額に限る。）又は一般職給与法別表第十一の八号俸の額に相当する額とすることができる。

第七条 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員の号俸は、その者が従事する研究業務（自衛隊法第三十六条の六第一項第一号及び第二号の研究業務をいう。）に応じ、政令で定める基準に従い、かつ、予算の範囲内で、決定する。

2 防衛大臣は、第一号任期付研究員について、特別の事情により一般職任期付研究員法第六条第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、第四条第三項及び前項の規定にかかわらず、予算の範囲内で、その俸給月額を同表に掲げる六号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる五号俸の俸給月額との差額にこれらの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職給与法別表第十一の八号俸の額未満の額に限る。）又は一般職給与法別表第十一の八号俸の額に相当する額とすることができる。

第八条 定年前再任用短時間勤務職員の俸給月額は、その者に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第四条の二第三項の規定によりその者の属する職務の級に応じた額に、その者の一週当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

第九条 再任用職員の俸給月額は、別表第二の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する階級に応じた額とする。

（俸給の支給）

第十条 新たに職員となつた者には、その日から俸給を支給する。ただし、職員以外の国家公務員が離職し、即日職員となつたとき、又は職員が離職し、即日定年前再任用短時間勤務職員となつ

たとき、若しくは自衛隊法第四十五条の二第二項の規定により即日職員となつたときは、その翌日から俸給を支給する。

2 職員が昇給その他の事由により俸給の額に異動を生じたときは、その日から新たに定められた俸給を支給する。

3 職員が離職したときは、その日（職員が第五条第一項第一号又は第二号に掲げる場合のいずれかに該当して前の職員の職を離職した場合（即日定年前再任用短時間勤務職員となつた場合及び自衛隊法第四十五条の二第二項の規定により即日職員となつた場合を除く。）にあつては、その日の前日）まで俸給を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

第十一条 俸給は、毎月一回、その月の十五日以後の日のうち政令で定める日に、その月の月額の全額を支給する。ただし、政令で定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

2 前項の場合において、職員が勤務しないときは、政令で定めるところにより特に勤務したものとみなされる場合の外、政令で定めるところにより、俸給を減額して支給する。

3 前二項に定めるものを除くほか、俸給の支給日その他俸給の支給に關して必要な事項は、政令で定める。

（俸給の調整額）

第十一条の二 一般職給与法第十条の規定は、事務官等の俸給月額について準用する。この場合において、同法同条第一項中「人事院は、俸給月額が」とあるのは「俸給月額が」と、「適正な調整額を定める」とあるのは「政令で適正な調整額を定める」と読み替えるものとする。

（俸給の特別調整額）

第十二条の三 管理又は監督の地位にある職員の官職のうち政令で指定するものについては、その特殊性に基き、俸給月額につき、政令で適正な特別調整額を定めることができる。

2 前項の規定による俸給の特別調整額は、同項に規定する官職を占める職員の属する職務の級又は階級における最高の号俸による俸給月額の百分の二十五を超えてはならない。

（扶養手当）

第十二条 扶養親族を有する職員（常勤の防衛大臣政策参与、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、扶養手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十一条第一項ただし書及び第三項において人事院規則で定めるところとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十一条の二第二項中「十五日」とあるのは、自衛官については「三十日」とする。

2 出勤を命ぜられていない職員、自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶に乗り組んでいる職員その他政令で定める特別の事由がある職員の扶養親族に関する届出について必要な事項は、防衛省令で定める。

第十三条 削除

（地域手当等）

第十四条 常勤の防衛大臣政策参与には地域手当及び通勤手当を、事務官等には本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当を、第六条第二項の規定の適用を受ける自衛官には地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特勤勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、医師又は歯科医師である自衛官には初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、その他の自衛官には本府省業務調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、それぞれ支給する。

2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十一条の三から第十一条の八まで、第十一条の十から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十条の三第一項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二自衛官俸給表」と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十一条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）」と、同条第二項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は自衛官俸給表」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄又は（三）欄をいう。）に」と、一般職給与法第十一条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当（防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。）」と、一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十一条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）」とあるのは「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。）」及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四条第一項中「人事院の定める」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十六条の二第二項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同条第三項第一号ロ中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

第十五条 自衛隊法第七十六条第一項の規定による出動（以下「防衛出動」という。）を命ぜられた職員（政令で定めるものを除く。）には、この条の定めるところにより、防衛出動手当を支給する。

2 防衛出動手当の種類は、防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当とする。

3 防衛出動基本手当は、防衛出動時における勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件及び勤務の危険性、困難性その他の著しい特殊性に応じて支給するものとする。

4 防衛出動特別勤務手当は、防衛出動時における戦闘又はこれに準ずる勤務の著しい危険性に依りて支給するものとする。

5 防衛出動基本手当が支給される職員には、前条第一項の規定にかかわらず、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、支給しない。

6 前条第二項において準用する一般職給与法第十一条の十第一項第二号の規定の適用については、防衛出動を命ぜられた日の前日において同号の規定に該当していた職員で、前項の規定の適用がないとしたならば同日後も引き続き単身赴任手当の支給要件を具備することとなるものは、防衛出動手当を支給されている間、同号の規定に該当するものとみなす。

7 前各項に定めるもののほか、防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当の額その他防衛出動手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（航空手当等）

第十六条 次の各号に掲げる職員として政令で定める自衛官には、それぞれ当該各号に定める手当を支給する。

一 航空機乗員 航空手当

二 艦船乗組員 乗組手当

三 落下傘隊員 落下傘隊員手当

四 特別警備隊員 特別警備隊員手当

五 特殊作戦隊員 特殊作戦隊員手当

2 前項各号に定める手当は、同項の自衛官が同項各号に掲げる職員として勤務しないときは、政令で定めるところにより特にこれらの職員として勤務したもののみなされる場合のほか、政令で定めるところにより、減額して支給する。

3 第一項各号に定める手当の額は、同項の自衛官の受ける俸給の百分の八十以内において政令で定める。

（航海手当）

第十七条 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶に乗り組んでいる自衛官には、その者が乗り組む自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶が航海を行う日について、政令で定めるところにより、航海手当を支給する。

2 前項の航海手当の額は、政令で定める。

3 第一項の自衛官には、同項の航海について、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第十四号）に規定する旅費を支給しない。

（営外手当）

第十八条 陸曹長、海曹長又は空曹長以下の自衛官（以下「陸曹等」という。）が自衛隊法第五十五条の規定により防衛大臣の指定する集団的居住場所以外の場所に居住する場合には、営外手当を支給する。

2 前項の営外手当の額は、月額六千六百八十円とする。

3 第一項の営外手当は、陸曹等が勤務しないときは、政令で定めるところにより特に勤務したものとみなされる場合のほか、政令で定めるところにより、減額して支給する。

（期末手当及び勤勉手当）

第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めるところとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めるところとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」と、「百分の百一・五」とあるのは「百分の五十八・七五」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十三・七五」とする」と、同条第五項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第二項の規定により採用された職員」と、同項第一号ロ中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の四十八・七五」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の四十八・七五」と「百分の五十八・七五」とあるのは「百分の五十八・七五」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の四十八・七五（特定管理職員にあつては百分の五十八・七五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十六・二五）とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の

基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

2 前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の六第二項（前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の七第五項において準用する場合を含む。）に規定する一時差止処分（以下この項において「一時差止処分」という。）に対する審査請求については、一時差止処分は懲戒処分と、一時差止処分を受けた者は自衛隊法第二条第五項の隊員とそれぞれみなして、同法第四十八条の二から第五十条の二までの規定を適用する。

第十八条の二の二 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは、「百分の百七十」とし、同条第五項において人事院規則で定めるところとされている事項については、政令で定めるものとする。

（特定任期付職員業績手当）

第十八条の三 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、一般職の国家公務員の例により、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

（任期付研究員業績手当）

第十八条の四 第一号任期付研究員又は第二号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、一般職の国家公務員の例により、任期付研究員業績手当を支給することができる。

（俸給の特別調整額等の支給方法）

第十九条 第十一条の三、第十四条及び第十六条から第十八条までに定めるものを除くほか、職員の俸給の特別調整額、地域手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当、航海手当及び営外手当の支給方法に関し必要な事項は、政令で定める。

（食事の支給）

第二十条 政令で定める職員には、政令で定めるところにより、食事を支給する。

（被服等の支給又は貸与）

第二十一条 政令で定める職員には、その職務の遂行上必要な被服その他これに類する有価物を支給し、又は無料で貸与する。

2 前項の有価物の範囲及び数量並びにその支給又は貸与の条件は、政令で定める。

（療養等）

第二十二条 自衛官、自衛官候補生、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官、教育訓練招集に応じている予備自衛官補、学生並びに生徒（以下この条において「本人」という。）が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかった場合には、国は、政令で定めるところにより、国家公務員共済組合法中組合員に対する療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給に関する規定の例により、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給を行うほか、これらの給付又は支給にあわせて、これらに準ずる給付又は支給を行うことができる。

2 前項の規定による高額療養費又は高額介護合算療養費の支給は、本人が受けた療養に係るものとして政令で定めるものについて行う。

3 国は、次に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

一 第一項の規定による給付又は支給に係る療養を担当する者が請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務

二 第一項の規定による給付又は支給その他の防衛省令で定める事務（第七項及び第八項において「給付事務」という。）に係る本人に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務

4 国は、前項の規定により同項第二号に掲げる事務を委託する場合は、他の社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者、法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて防衛省令で定めるもの並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区と共同して委託するものとする。

5 国及び保険医療機関等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関その他の政令で定める医療機関又は薬局をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）その他の関係者は、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者（次項及び第七項において「指定訪問看護事業者」という。）から同条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、国に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の防衛省令で定める方法により、本人の資格に係る情報（第一項の規定による給付又は支給に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、国から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者から本人であることの確認を受けることをいう。次項において同じ。）の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）その他医療に関する給付を定める法令の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

6 本人が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該本人は、防衛省令で定めるところにより、国に対し、当該状況にある本人に係る保険医療機関等若しくは指定訪問看護事業者による本人であることの確認のために必要な事項として防衛省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて防衛省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、国は、防衛省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行った本人に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

7 防衛大臣、国、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の給付事務又はこれに関連する事務の遂行のため自衛官診療証記号・番号等（発行者符号（防衛大臣が健康保険法第三条第十一項に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。）及び自衛官診療証記号・番号（国が本人の資格を管理するための記号及び番号として、本人ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この項から第十項までにおいて同じ。）は、これらの事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めてはならない。

8 防衛大臣等以外の者は、給付事務及びこれに関連する事務の遂行のため自衛官診療証記号・番号等の利用が特に必要な場合として防衛省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めてはならない。

9 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 防衛大臣等が、第七項に規定する場合に、自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めるとき。

- 二 防衛大臣等以外の者が、前項に規定する防衛省令で定める場合に、自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めるとき。
- 10 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、自衛官診療証記号・番号等の記録されたデータベース（自己以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。
- 一 防衛大臣等が、第七項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。
- 二 防衛大臣等以外の者が、第八項に規定する防衛省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。
- 11 防衛大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に對し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。
- 12 防衛大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に對し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。
- 13 防衛大臣は、前二項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、第九項若しくは第十項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に對し、必要な事項に関し報告を求め、又は職員をして当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 14 前項の規定により質問又は検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 15 第十三項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- （特定の職員についての適用除外）
- 第二十二條の二** 第十一条の二から第十二条まで、第十四条（地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当に係る部分を除く。）及び前条の規定は、第六条の規定の適用を受ける職員には適用しない。
- 2 第十四条の規定中超過勤務手当、休日給及び夜勤手当に係る部分の規定は、第十一条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員及び一般職給与法別表第十の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるものには適用しない。
- 3 第十一条の二から第十二条まで、第十四条（本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、住居手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当に係る部分に限る。）及び第十八条の二（期末手当に係る部分を除く。）の規定は、特定任期付職員及び第一号任期付研究員には適用しない。
- 4 第十一条の二から第十二条まで、第十四条（本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当及び住居手当に係る部分に限る。）及び第十八条の二（期末手当に係る部分を除く。）の規定は、第二号任期付研究員には適用しない。
- 5 第十二条及び第十四条（初任給調整手当、同条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五から第十一条の七までの規定による地域手当、住居手当及び特地勤務手当に係る部分に限る。）の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員には適用しない。
- （休職者の給与）
- 第二十三條** 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、営外手当及び期末手当（以下この条及び次条において「俸給等」という。）の百分の八十を支給することができる。
- 3 職員が前二項以外の心身の故障により長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給等の百分の八十を支給することができる。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴され休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給等（期末手当を除く。）の百分の六十以内を支給することができる。
- 5 職員が前四項以外の場合において休職にされたときは、その休職の期間中、政令で定めるところに従い、これに俸給等の百分の百以内を支給することができる。
- 6 第二項、第三項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職の国家公務員の期末手当に係る基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、当該基準日に在職する職員に期末手当を支給すべき日に、第二項、第三項又は前項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、防衛省令で定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員が第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者である場合又は同項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の六第一項各号のいずれかに該当する場合におけるその者に支給すべき期末手当の支給に関しては、一般職給与法第十九条の五又は第十九条の六の規定の例による。
- 8 第十八条の二第二項の規定は、前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の六第二項に規定する一時差止処分について準用する。
- （停職中特に勤務することを命ぜられた者の給与）
- 第二十四條** 職員が停職にされた場合において、停職の期間中特に勤務することを命ぜられたときは、その勤務した期間これにその者の受けるべき俸給等（期末手当を除く。次項において同じ。）を支給する。
- 2 前項の職員が特に勤務することを命ぜられたことにより第十四条（地域手当、広域異動手当及び住居手当に係る部分を除く。）、第十六条、第十七条及び第十八条の二第一項に規定する手当を支給されるべき場合には、前項の俸給等に併せてこれらの手当を支給する。
- （自衛官候補生の給与）
- 第二十四條の二** 自衛官候補生には、自衛官候補生手当を支給する。
- 2 前項の自衛官候補生手当の月額額は、十五万七千円とする。
- 3 第一項の自衛官候補生手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。
- （予備自衛官等の給与）
- 第二十四條の三** 予備自衛官には、予備自衛官手当を支給する。
- 2 前項の予備自衛官手当の月額額は、四千円とする。
- 3 予備自衛官手当は、予備自衛官となつた日の属する月から、予備自衛官以外の者となり、又は死亡した日の属する月まで支給する。ただし、これらの月のうちに次条の規定により即応予備自衛官手当が支給される月があるときは、その月の予備自衛官手当は、支給しない。
- 4 予備自衛官が左の各号の一に該当する場合には、前三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、予備自衛官手当を支給しないことができる。
- 一 自己の責に帰すべき事由に因つて退職させられた場合
- 二 政令で定める特別の事由がないにもかかわらず退職した場合
- 三 正当の事由に因らないで訓練招集に応じなかつた場合
- 第二十四條の四** 即応予備自衛官には、即応予備自衛官手当を支給する。
- 2 前項の即応予備自衛官手当の月額額は、一万六千円とする。
- 3 前条第三項本文及び第四項の規定は、即応予備自衛官手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「予備自衛官」とあるのは、「即応予備自衛官」と読み替えるものとす。

第二十四条の五 訓練招集に応じた予備自衛官及び即応予備自衛官には、訓練招集に応じた期間一日につき、政令で定める額の訓練招集手当を支給する。

第二十四条の六 教育訓練招集に応じた予備自衛官補には、教育訓練招集に応じた期間一日につき、政令で定める額の教育訓練招集手当を支給する。

第二十四条の七 第二十四条の三から前条までに規定するもののほか、予備自衛官手当、即応予備自衛官手当、訓練招集手当及び教育訓練招集手当の支給について必要な事項は、政令で定める。(学生の給与)

第二十五条 学生には、学生手当及び期末手当を支給する。

2 前項の学生手当の月額、十三万三千三百円とする。

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」とする。

4 第一項の学生手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。(生徒の給与)

第二十五条の二 生徒には、生徒手当及び期末手当を支給する。

2 前項の生徒手当の月額は、十一万七千九百円とする。

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4 第一項の生徒手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。(非常勤の者の給与)

第二十六条 非常勤の職員には、一般職に属する非常勤の職員の例により、給与を支給する。(自衛官任用一時金の支給)

第二十六条の二 自衛隊法第三十六条第二項に規定する自衛官候補生から引き続いて同条第一項の自衛官に任用された者には、自衛官任用一時金を支給する。

2 前項の自衛官任用一時金の額は、政令で定める。

3 自衛官任用一時金の支給を受けた者が、その任用期間の満了前に離職した場合には、当該任用後の隊員としての勤務期間を考慮して政令で定める金額を国に償還しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 死亡により離職したとき。

二 公務による災害のため心身に故障を生じ、自衛隊法第四十二条第二号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。

4 前項の規定による償還義務は、本人の死亡により消滅する。

5 前各項に定めるもののほか、自衛官任用一時金の支給及び償還に関し必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員災害補償法の準用)

第二十七条 国家公務員災害補償法の規定(第一条、第二条、第三条並びに第四条第二項及び第三項第六号の規定を除く。)は、職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員に対する福祉事業について準用する。この場合において、同法の規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同法第一条の第二項第二号中「国家公務員法第百三条第一項の規定に違反して同項に規定する営利企業を営むことを目的とする団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねている場合」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第六十二条第一項の規定に違反して営利を目的とする団体の役員又は顧問の地位その

他これらに相当する地位に就いている場合」と、同法第四条の二第一項、第四条の三、第四条の四、第十四条の二第一項及び第十七条の四第二項中「人事院が」とあるのは「防衛省令で」と、同法第八条中「実施機関」とあるのは「防衛大臣の指定する防衛省の機関(以下「実施機関」という。）」と、同法第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項及び第二十七条の二中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、同法第二十七条第一項中「その職員」とあるのは「その命じた職員」と、同条第二項中「人事院又は実施機関の職員」とあるのは「防衛大臣又は実施機関の命じた職員」と、同法第三十三条中「人事院」とあるのは「防衛省」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する国家公務員災害補償法第四条第一項の給与は、常勤の防衛大臣政策参与にあつては俸給、地域手当及び通勤手当とし、事務官等にあつては俸給、俸給の特別調整額、本省省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び防衛出動手当とし、自衛官にあつては俸給、俸給の特別調整額、本省省業務調整手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、管理職員特別勤務手当、防衛出動手当、航空手当(当該額に政令で定める割合を乗じて得た額に限る。以下この項における乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当について同じ。)、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び営外手当(陸曹等であつて営外手当の支給を受けなかつた者にあつては、その支給を受けなかつた期間についての営外手当に相当する額)とし、その他の職員にあつては政令で定める給与とする。ただし、政令で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。

(若年定年退職者給付金の支給)

第二十七条の二 自衛官(自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。第二十七条の四第一項並びに第二十七条の八第一項第一号及び第二項第二号において同じ。)としての引き続きいた在職期間(同条から第二十七条の十まで、第二十七条の十二及び第二十七条の十三において単に「在職期間」という。)が二十年以上である者その他これに準ずる者として政令で定める者(第二十七条の十一第三項及び第二十七条の十四第一項において「長期在職自衛官」という。)であつて次の各号のいずれかに該当するもの(以下「若年定年退職者」という。)には、若年定年退職者給付金(以下「給付金」という。)を支給する。ただし、その者が当該各号に規定する退職の日又はその翌日に国家公務員又は地方公務員(これらの者で臨時的に任用されるものその他の任期を定めて任用されるもの及び非常勤のものを除く。)となつたときは、この限りでない。

一 定年(自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定する定年(以下「自衛官以外の職員の定年」という。))以上であるものを除く。以下この条及び第二十七条の十四第一項において「若年定年」という。)に達したことにより退職した者

二 若年定年に達する日以前一年内に退職した者で次に掲げるもの

イ 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより、又は勤務官署の移転により退職した者

ロ 国家公務員退職手当法第八条の二第五項に規定する認定(同条第一項第一号に係るものに限る。)を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

ハ その者の事情によらないで若年定年に達するまで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるもの

三 若年定年に達した後、自衛隊法第四十五条第三項又は第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられ、その勤務を命ぜられた期間(以下「勤務延長期間」という。)が満了したことにより退職した者又は勤務延長期間が満了する前にその者の非違によることなく退職した者

（給付金の支給時期及び額）

第二十七条の三 給付金は、二回に分割し、防衛省令で定める月であつて前条の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者の退職した日の属する月後最初に到来するものに第一回目の給付金を、その者の退職した日の属する年の翌々年の防衛省令で定める月に第二回目の給付金をそれぞれ支給する。

2 第一回目の給付金及び第二回目の給付金の額は、退職の日においてその者の受けていた俸給月額（退職の日において休職にされていたことにより俸給の一部又は全部を支給されなかつた者その他の政令で定める者については政令で定める俸給月額とし、これらの額が別表第二の三等陸佐、三等海佐及び三等空佐の欄における俸給の幅の最高の号俸による額を超える場合には、その最高の号俸による額とする。次条において単に「俸給月額」という。）に算定基礎期間（退職の日において定められているその者に係る定年に達する日の翌日から自衛官以外の職員の定年に達する日までの期間をいう。以下同じ。）の年数を乗じて得た額に第一回目の給付金にあつては一・七四を、第二回目の給付金にあつては四・二八六をそれぞれ乗じて得た額に、第一回目の給付金及び第二回目の給付金の支給される時期並びに算定基礎期間の年数を勘案して一を超えない範囲内でそれぞれ算定基礎期間の年数に応じて政令で定める率を乗じて得た額とする。

3 前条第三号に該当する若年定年退職者の第一回目の給付金及び第二回目の給付金の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同項の規定により計算した額から、その者に係る定年に達する日の翌日の属する月の翌月からその者の退職した日の属する月までの月数を勘案して政令で定めるところにより計算した額を減じた額とする。

（所得による給付金の額の調整等）

第二十七条の四 若年定年退職者の退職した日の属する年の翌年（以下「退職の翌年」という。）におけるその者の所得金額が支給調整下限額（その者が退職の翌年まで自衛官として在職していたと仮定した場合においてその年に受けるべき俸給、扶養手当、営外手当、期末手当及び勤勉手当の合計額として政令で定めるところにより計算した額に相当する額（以下「給与年額相当額」という。））からその者に係る俸給月額に六を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同じ。）を超え、支給調整上限額（その者に係る給与年額相当額からその者に係る俸給月額に一・七四を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同じ。）に満たない場合には、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、第二回目の給付金の額は、これらの規定により計算した第二回目の給付金の額に相当する額に、その者に係る支給調整上限額から退職の翌年におけるその者の所得金額を減じた額をその者に係る支給調整上限額からその者に係る支給調整下限額を減じて得た率を乗じて得た額とする。

2 若年定年退職者の退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整上限額以上である場合には、前条第一項の規定にかかわらず、第二回目の給付金は、支給しない。

3 第一回目の給付金の支給を受けた若年定年退職者の退職の翌年における所得金額が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者は、当該各号に定める金額を返納しなければならない。

一 その者に係る支給調整上限額を超え、その者に係る給与年額相当額に満たない場合、その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に、その者の退職の翌年における所得金額からその者に係る支給調整上限額を減じた額をその者に係る給与年額相当額からその者に係る支給調整上限額を減じた額で除して得た率を乗じて得た額に相当する金額

二 その者に係る給与年額相当額以上である場合、その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に相当する金額

4 前三項に規定する所得金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十七条第二項に規定する事業所得の金額と同法第二十八条第二項に規定する給与所得の金額との合計額を同項に規定する給与所得の金額と仮定した場合において当該金額の計算の基礎となるべき同項に規定する給与等の収入金額に相当する金額とする。ただし、退職の翌年の途中から就業した若年定年退職者その他の政令で定める者については、その金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

（給付金の支給時期の特例等）

第二十七条の五 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者が、その者に係る給付金について、防衛省令で定めるところにより、一時に支給を受けることを希望する旨を申し出たときは、第二十七条の三第一項の規定にかかわらず、同項に規定するその者の退職した日の属する年の翌々年の防衛省令で定める月に、次項に規定する額の給付金を支給する。

2 前項の規定により若年定年退職者に支給する給付金の額は、その者が第二十七条の三第一項の規定により給付金の支給を受けると仮定した場合において受けるべき第一回目の給付金の額と第二回目の給付金の額との合計額に相当する額とする。ただし、退職の翌年におけるその者の所得金額（前条第四項に規定する所得金額をいう。以下同じ。）がその者に係る支給調整上限額を超え、その者に係る給与年額相当額に満たない場合には、本文に規定する第一回目の給付金の額から、その者を第一回目の給付金の支給を受けた者とみなして前条第三項の規定を適用した場合にその者が返納すべき金額に相当する額を減じた額とする。

3 第一項の規定による申出をした者の退職の翌年における所得金額がその者に係る給与年額相当額以上である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による給付金は、支給しない。

（所得の届出等）

第二十七条の六 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者は、その者の退職した日の属する年の翌々年の防衛省令で定める日までに、防衛大臣又はその委任を受けた者に対し、その者の退職の翌年における所得に関する事項を届け出、かつ、防衛省令で定める書類を提出しなければならない。

2 前項の規定により届出又は書類の提出をなすべき者であつて第一回目の給付金の支給を受けたものが、正当な理由がなく、同項の規定による届出又は書類の提出をしないときは、防衛大臣は、当該支給を受けた給付金の額に相当する金額の全部又は一部を返納させることができ、かつ、第二回目の給付金及び次条第一項の規定による給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

3 第一項の規定により届出又は書類の提出をなすべき者（前項に規定する者を除く。）が、正当な理由がなく、第一項の規定による届出又は書類の提出をしないときは、防衛大臣は、前条第一項の規定による給付金及び次条第一項の規定による給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

4 防衛大臣は、前二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方に、その処分の理由を通知し、弁明する機会を与えなければならない。

（給付金の追給）

第二十七条の七 退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整下限額を超え、かつ、退職の翌年からその者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の前年までの年数（以下「平均所得算定基礎年数」という。）が二年以上ある若年定年退職者であつて、その期間の各年における第二十七条の四第四項本文に規定する所得金額の合計額（退職後の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた者については、その額を基礎として政令で定めるところにより計算した額）をその者に係る平均所得算定基礎年数で除して得た額（以下「平均所得金額」という。）がその者の退職の翌年における所得金額を下回ることとなつたもの（平均所得金額がその者に係る給与年額相当額以上である者を除く。）が、防衛省令で定めるところにより請求したときは、第二十七条の三第一項の規定にかかわらず、その者に次項又は第三項に規定する額の給付金を追給する。

2 前項の規定により若年定年退職者（次項に規定する者を除く。）に追給する給付金の額は、その者の平均所得金額についての次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 その者に係る支給調整上限額未満である場合、その者の退職の翌年における所得金額に係る次の区分に応じて次に定める額

イ その者に係る給与年額相当額以上であるとき その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に相当する額に、その者を第二十七条の三第一項の規定により第二回目の給付金の支給を受けることができる者と、その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とそれぞれみなして同条第二項若しくは第三項又は第二十七条の四第一項の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる第二回目の給付金の額に相当する額を加えた額

ロ その者に係る給与年額相当額未満であるとき イに定める額からその者の支給を受けた給付金の額に相当する額（その者が第二十七条の四第三項の規定による返納をした場合には、支給を受けた給付金の額からその返納をした額を減じた額に相当する額）を減じた額

二 その者に係る支給調整上限額以上である場合 その者の退職の翌年における所得金額に係る次の区分に応じて次に定める額

イ その者に係る給与年額相当額以上であるとき その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に相当する額から、その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第三項の規定を適用した場合にその者が返納をしなければならない金額に相当する額を減じた額

ロ その者に係る給与年額相当額未満であるとき イに定める額から、その者の支給を受けた給付金の額からその者が第二十七条の四第三項の規定により返納をした額を減じた額に相当する額を減じた額

第三 第一項の規定により若年定年退職者であつて第二十七条の五第一項の規定による申出をしたものに追給する給付金の額は、その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして同条第二項の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる給付金の額に相当する額からその者の支給を受けた給付金の額に相当する額を減じた額とする。

（給付金の支払の差止め）
第二十七条の八 若年定年退職者に対しまだ支払われていない給付金がある場合において、当該若年定年退職者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金管理者（当該若年定年退職者の退職の日においてその者に対し自衛隊法第四十六条の規定による免職の処分を行う権限を有していた者をいう。以下同じ。）は、当該若年定年退職者に対し、当該給付金の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 自衛官が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。

二 当該若年定年退職者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
若年定年退職者に対しまだ支払われていない給付金がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、給付金管理者は、当該若年定年退職者に対し、当該給付金の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該若年定年退職者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は給付金管理者がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し給付金を支払うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 給付金管理者が、当該若年定年退職者について、その者が在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為（在職期間中の自衛官の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして自衛隊法第四十六条の規定による免職の処分に値することが明らかなるものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があるとと思料するに至ったとき。

三 前二項の規定による給付金の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、支払差止処分を行った給付金管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。

四 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行った給付金管理者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、

第三号に該当する場合において、支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることがなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合

五 前項の規定は、当該支払差止処分を行った給付金管理者が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該給付金の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

六 給付金管理者は、第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該支払差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

七 給付金管理者は、前項の規定による通知をする場合において、当該支払差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該支払差止処分の内容を官報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該支払差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の給付金の不支給）
第二十七条の九 若年定年退職者が次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金管理者は、当該若年定年退職者に対し、それぞれ当該各号に定める給付金を支給しないこととする処分を行うものとする。

一 第一回目の給付金が支払われる前に刑事事件（その者が退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。以下この項において同じ。）に関し拘禁刑以上の刑に処せられた場合、在職期間中の行為に関し自衛隊法第四十六条第二項の規定による免職の処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けた場合又は給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められた場合 第一回目の給付金、第二回目の給付金及び第二十七条の七第一項の規定による給付金

二 第一回目の給付金が支払われた後第二回目の給付金が支払われる前に刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた場合、在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合又は給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められた場合 第二回目の給付金及び第二十七条の七第一項の規定による給付金

三 第二回目の給付金が支払われ、又は第二十七条の四第二項の規定により第二回目の給付金を支給しないこととされた後第二十七条の七第一項の規定による給付金が支払われる前に刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた場合、在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合又は給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められた場合 同項の規定による給付金

二 給付金管理者は、前項の規定（給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められた場合に係る部分に限る。）による処分を行うおとすときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

三 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
四 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。

5 第二十七条の五第一項の規定による申出をした若年定年退職者についての第一項の規定の適用については、同項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号又は第三号」と、「当該各号」とあるのは「これらの規定」と、同項第一号中「第一回目の給付金」とあるのは「第二十七条の五第一項の規定による給付金」と、「第二回目の給付金」とあるのは「第二十七条の五第二項の規定による給付金」と、「第二項第三号中「第二回目の給付金」とあるのは「第二十七条の五第一項の規定による給付金」と、「第二十七条の四第二項の規定により第二回目の給付金」とあるのは「同条第三項の規定により同条第一項の規定による給付金」とする。

（拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の給付金の返納）

第二十七条の十

給付金の支給を受けた若年定年退職者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金管理者は、当該若年定年退職者に対し、当該若年定年退職者の生計の状況を勘案して、支給を受けた給付金の額（第二十七条の四第三項の規定による返納をした者又は第二十七条の六第二項の規定による処分を受けた者については、支給を受けた給付金の額からその返納した金額又は返納すべき金額に相当する額を減じた額）の全部又は一部に相当する金額の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

二 在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

三 在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと給付金管理者が認めたとき。

2 前項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行うことができる。

3 給付金管理者は、第一項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 行政手続法第三章第二節（第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第二十七条の八第六項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。

6 第一項の規定による処分が行われたときは、既に第二十七条の四第三項の規定による返納がされた場合又は第二十七条の六第二項の規定による処分が行われた場合を除き、第二十七条の四第三項並びに第二十七条の六第一項及び第二項の規定は、適用しない。

（若年定年退職者等が死亡した場合の給付金の取扱）

第二十七条の十一 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者（次項に規定する者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該各号に定める給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

一 第一回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合 第二十七条の三第二項又は第三項に規定する額の第一回目の給付金及びこれらの規定に規定する額（その者の平均所得金額がその者に係る支給調整下限額を超える場合には、その平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第一項の規定を適用した場合における同項に規定する額）の第二回目の給付金を第二十七条の三第一項に規定する月にそれぞれ支給する。

二 第一回目の給付金の支給を受けた後第二回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合 第二十七条の三第二項又は第三項に規定する額（その者の平均所得金額がその者に係る支給調整下限額を超える場合には、その平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第一項の規定を適用した場合における同項に規定する額）の第二回目の給付金を防衛省令で定める月に支給する。

2 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者で第二十七条の五第一項の規定による申出をしたものが次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該各号に定める給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

一 退職した日の属する年に死亡した場合 第二十七条の五第二項本文に規定する額の給付金を同条第一項に規定する月に支給する。

二 第二十七条の五第一項の規定による給付金の支給を受ける前に、退職の翌年以後において死亡した場合 その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして同条第二項及び第二十七条の四第三項の規定を適用した場合における第二十七条の五第二項に規定する額の給付金を防衛省令で定める月に支給する。

3 長期在職自衛官が勤務延長期間内に死亡した場合には、当該死亡した者を当該死亡した日にその者の非違によることなく退職した者とみなし、第一項第一号に定めるところにより、同号に定める額の給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

4 第一項各号のいずれかに該当する若年定年退職者の平均所得金額がその者に係る支給調整上限額以上である場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める第二回目の給付金は、支給しない。

5 第二項第二号に該当する若年定年退職者の平均所得金額がその者に係る給与年額相当額以上である場合には、同項の規定にかかわらず、同号に定める給付金は、支給しない。

6 第一項第一号に該当する若年定年退職者の平均所得金額がその者に係る支給調整上限額を超える場合には、同項の規定により第一回目の給付金の支給を受けた者は、当該若年定年退職者を当該第一回目の給付金の支給を受けた若年定年退職者と、当該平均所得金額を当該若年定年退職者の退職の翌年における所得金額とそれぞれみなして第二十七条の四第三項の規定を適用した場合の同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する金額を返納しなければならない。

7 前項の規定は、第一項第二号に該当する若年定年退職者の平均所得金額がその者に係る支給調整上限額を超える場合について準用する。この場合において、前項中「同項の規定により第一回目の給付金の支給を受けた者」とあるのは、「その者の相続人」と読み替えるものとする。

8 退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整下限額を超え、かつ、その者に係る平均所得算定基礎年数が二年以上ある若年定年退職者が、第二回目の給付金若しくは第二十七条の五第一項の規定による給付金が支給され、又は第二十七条の四第二項若しくは第二十七条の五第三項の規定により第二回目の給付金若しくは同条第一項の規定による給付金を支給しないこととされた後第二十七条の七第一項の規定による請求を行う前に死亡した場合において、その者の平均所得金額がその者の退職の翌年における所得金額を下回ることとなったとき（平均所得金額がその者に係る給与年額相当額以上であるときを除く。）は、その者の遺族（請求することができる遺族がないときは、相続人）は、自己の名で、給付金の追給を請求することができる。

9 第二十七条の七第二項及び第三項の規定は、前項の規定による請求をした者に対し追給する給付金の額について準用する。

10 第二十七条の六の規定は、第一項又は第二項の規定により給付金の支給を受けることができる者（退職した日の属する年に死亡した若年定年退職者に係る給付金の支給を受けることができる者を除く。）について準用する。この場合において、同条第一項中「その者の退職した日の属する年の翌々年の防衛省令で定める日」とあるのは「防衛省令で定める日」と、「その者の退職の翌年」とあるのは「若年定年退職者の退職の翌年以降の各年」と、同条第二項中「支給を受けたもの」とあるのは「支給を受けたもの又は第一回目の給付金の支給を受けた若年定年退職者の相続人であるもの」と、「第二回目の給付金及び次条第一項の規定による給付金」とあるのは「第二回目の給付金」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十七条の十一第十項において準用する前項」と、「前条第一項の規定による給付金及び次条第一項の規定による給付金」とあるのは「第二回目の給付金又は同条第二項の規定による給付金」と読み替えるものとする。

（遺族等への支払の差止め等）

第二十七条の十二 死亡した若年定年退職者の遺族又は相続人（以下この条において「遺族等」という。）に対しまだ支払われていない給付金がある場合において、第二十七条の八第二項第二号に該当するときは、給付金管理者は、当該遺族等に対し、当該給付金の支払を差し止める処分を行うことができる。

- 2 前項の規定による支払差止処分を受けた者は、行政不服審査法第十八条第一項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、支払差止処分を行つた給付金管理者に対し、その取消しを申し立てることができ。
 - 3 第一項の規定による支払差止処分を行つた給付金管理者は、当該支払差止処分を受けた者が第五項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
 - 4 前項の規定は、当該支払差止処分を行つた給付金管理者が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該給付金の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
 - 5 死亡した若年定年退職者が第二十七条の九第一項各号のいずれかに該当する場合には、給付金管理者は、遺族等に対し、それぞれ当該各号に定める給付金を支給しないこととする処分を行うものとする。
 - 6 遺族等に対し給付金が支払われた後において、給付金管理者は、当該若年定年退職者の在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるときは、当該遺族等に対し、当該退職の日から一年以内に限り、当該遺族等の生計の状況を勘案して、支払われた給付金の額の全部又は一部に相当する金額の返納を命ずる処分を行うことができる。
 - 7 給付金管理者は、前二項の規定（第五項にあつては、第二十七条の九第一項各号のうち給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められた場合に係る部分のいずれかに該当する場合に限る。）による処分を行うおうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
 - 8 行政手続法第三章第二節（第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
 - 9 給付金管理者は、第一項、第五項及び第六項の規定による処分を行うおうとするときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
 - 10 給付金管理者は、前項の規定による通知（第六項に係るものを除く。）をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
 - 11 第六項の規定による処分が行われたときは、前条第六項並びに同条第十項において準用する第二十七条の六第一項及び第二項の規定は、当該処分を受けた遺族等については、適用しない。
 - （給付金受給者の相続人からの給付金相当額の納付）
 - 第二十七条の十三 若年定年退職者（若年定年退職者が死亡した場合には、その者の遺族又は相続人）に対し給付金が支給された後において、当該給付金の支給を受けた者（以下この条において「給付金の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第二十七条の十第一項又は前条第六項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、給付金管理者が、当該給付金の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該若年定年退職者が在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、給付金管理者は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該若年定年退職者が在職期間中に懲戒免職処分を受けたべき行為をしたと認められることを理由として、支給された給付金の額の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずる処分を行うことができる。
 - 2 給付金の受給者が、当該退職の日から六月以内に第二十七条の十第四項又は前条第八項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第二十七条の十第一項又は前条第六項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、給付金管理者は、当該給付金の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該給付金の受給者の相続人に対し、当該若年定年退職者が在職期間中に懲戒免職処分を受けたべき行為をしたと認められることを理由として、支給された給付金の額の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- けるべき行為をしたと認められることを理由として、支給された給付金の額（当該若年定年退職者が第二十七条の四第三項の規定による返納をした場合若しくは第二十七条の六第二項の規定による処分を受けた場合、当該若年定年退職者の遺族若しくは相続人が第二十七条の十一第六項の規定による返納をした場合若しくは同条第十項において準用する第二十七条の六第二項の規定による処分を受けた場合又は当該給付金の受給者の相続人が第二十七条の十一第七項において準用する同条第六項の規定による返納をした場合については、支給を受けた給付金の額からその返納をした金額又は返納をすべき金額に相当する額を減じた額）の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 給付金の受給者（若年定年退職者であるものに限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第二十七条の八第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第二十七条の十第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、給付金管理者は、当該給付金の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該給付金の受給者の相続人に対し、当該給付金の受給者が在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、支給された給付金の額（当該若年定年退職者が第二十七条の四第三項の規定による返納をした場合若しくは第二十七条の六第二項の規定による処分を受けた場合又は当該給付金の受給者の相続人が第二十七条の十一第七項において準用する同条第六項の規定による返納をした場合については、支給を受けた給付金の額からその返納をした金額又は返納をすべき金額に相当する額を減じた額）の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずる処分を行うことができる。
 - 4 給付金の受給者が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第二十七条の十第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、給付金管理者は、当該給付金の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該給付金の受給者の相続人に対し、当該給付金の受給者が在職期間中に懲戒免職処分を受けたとき、当該給付金の受給者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、支給された給付金の額の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずる処分を行うことができる。
 - 5 給付金の受給者が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第二十七条の十第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、給付金管理者は、当該給付金の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該給付金の受給者の相続人に対し、当該給付金の受給者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、支給された給付金の額の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずる処分を行うことができる。
 - 6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、当該給付金の受給者の相続財産の額、当該給付金の受給者の相続人の生計の状況その他の政令で定める事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該各項に規定する支給された給付金の額を超えることとなつてはならない。
 - 7 第二十七条の八第六項及び第二十七条の十第三項の規定は、第一項から第五項までの規定による処分について準用する。
 - 8 行政手続法第三章第二節（第二十八条を除く。）の規定は、前項において準用する第二十七条の十第三項の規定による意見の聴取について準用する。
 - 9 第一項の規定による処分が行われたときは第二十七条の十一第七項の規定、第二項から第五項までの規定による処分が行われたときは既に同条第七項において準用する同条第六項の規定による返納がなされた場合を除き同条第七項の規定は、当該処分を受けた相続人については、適用しない。
- （遺族の範囲及び順位）
- 第二十七条の十四 給付金の支給を受けることができる遺族は、配偶者（届出をしていないが、若年定年退職者又は勤務延長自衛官（自衛隊法第四十五条第三項又は第四項の規定により若年定年

に達した後も引き続き勤務している長期在職自衛官をいう。以下同じ。の死亡の当時事実上これらの者と婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。子、父母、孫又は祖父父母であつて、若年定年退職者又は勤務延長自衛官の死亡の当時これらの者によつて生計を維持していたものとする。

2 前項の規定による給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、同項に規定する順序とする。

3 第一項の規定による給付金の支給を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(遺族からの排除)

第二十七条の十五 次に掲げる者は、前条第一項の規定にかかわらず、給付金の支給を受けることができない遺族としない。

一 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者又は勤務延長自衛官を故意に死亡させた者

二 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者又は勤務延長自衛官の死亡前に、これらの者の死亡によつて給付金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(給付金の支給手続等の政令への委任)

第二十七条の十六 第二十七条の二から前条までに定めるもののほか、給付金の支給手続その他給付金に關し必要な事項は、政令で定める。

(退職手当の特例)

第二十八条 自衛隊法第三十六条の規定により任用期間を定めて任用されている自衛官(以下「任用期間の定めのある隊員」という。)がその任用期間を満了した日に退職し、又は死亡した場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給月額(俸給月額の三十分の一に相当する額をいう。以下この条において同じ。)に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日数を乗じて得た額を支給する。

一 自衛官候補生から引き続き自衛隊法第三十六条第一項の規定により任用された者 同項に規定する期間が二年である者にあつては八十七日(自衛官候補生としての任用期間が三月でない者にあつては、当該任用期間を勘案して防衛省令で定めるところにより算定した日数)、同項に規定する期間が三年である者にあつては百三十七日(自衛官候補生としての任用期間が三月でない者にあつては、当該任用期間を勘案して防衛省令で定めるところにより算定した日数)

二 自衛隊法第三十六条第一項の規定により任用された者(前号の規定の適用を受けるものを除く。) 任用期間が二年である者にあつては百日、任用期間が三年である者にあつては百五十日

三 自衛隊法第三十六条第七項の規定により一回任用された者 二百日

四 自衛隊法第三十六条第七項の規定により二回任用された者 百五十日

五 自衛隊法第三十六条第七項の規定により三回以上任用された者 七十五日

2 前項の場合において、次に掲げる事由により現実に職務とすることを要しない日(以下「休職等の日」という。)が任用期間中にあつたときは、その者の退職手当の計算の基礎となる日数は、同項各号の規定にかかわらず、当該各号に定める日数から、当該日数に当該休職等の日の二分の一(第三号に掲げる育児休業による休職等の日のうち当該育児休業に係る子が一歳に達した日までの間のものにあつては、三分の一。第四項及び第七項において同じ。)に相当する日数を当該任用期間に係る日数で除して得た率を乗じて得た日数(一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数。第四項及び第七項において同じ。)を減じた日数とする。

一 自衛隊法第四十三条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)

二 自衛隊法第四十六条第一項の規定による停職

三 国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第三条第一項の規定による育児休業

3 任用期間の定めのある隊員がその任用期間が経過する前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給月額にその者の勤続期間一月につき、第一項第一号及び第二号に掲げる者にあつては四日、同項第三号に掲げる者にあつては八日、同項第四号に掲げる者にあつては六日、同項第五号に掲げる者にあつては三日の割合で計算した日数を乗じて得た額を支給する。ただし、その者の退職手当の額が国家公務員退職手当法第五条、第五条の二及び第六条の五の規定の例により計算して得た額に満たないときは、その額をもつて退職手当の額とする。

一 公務上死亡した場合

二 公務上の傷病によりその職に堪えないで退職した場合

4 前項の場合において、休職等の日が任用期間中にあつたときは、その者の退職手当の計算の基礎となる日数は、同項本文の規定にかかわらず、同規定により計算した日数から、当該日数に休職等の日の二分の一に相当する日数をその者の勤続期間に係る日数で除して得た率を乗じて得た日数を減じた日数とする。

5 任用期間の定めのある隊員が自衛隊法第三十六条第七項の規定により任用された場合又は同条第八項の規定によりその任用期間を延長された場合には、当該任用前又は当該延長前の任用期間が経過した日をもつて退職したものとし、当該隊員に第一項及び第二項の規定による退職手当を支給する。

6 自衛隊法第三十六条第八項の規定により任用期間の定めのある隊員がその任用期間を延長され、その延長された期間を任用期間の定めのある隊員として勤務して退職し、若しくは死亡した場合又はその延長された期間が経過する前に第三項各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給月額にその延長された期間一月につき八日の割合で計算した日数を乗じて得た額を支給する。同項ただし書の規定は、この場合について準用する。

7 前項の場合において、休職等の日がその延長された期間中にあつたときは、その者の退職手当の計算の基礎となる日数は、同項前段の規定にかかわらず、同規定により計算した日数から、当該日数に休職等の日の二分の一に相当する日数を当該延長された期間に係る日数で除して得た率を乗じて得た日数を減じた日数とする。

8 第五項(第十項において読み替へて適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定は、任用期間の定めのある隊員が自衛隊法第三十六条第七項の規定による任用又は同条第八項の規定による任用期間の延長に際し、当該任用又は延長前の任用期間と当該任用又は延長に係る期間との引き続いた在職期間をもつて退職手当の計算の基礎となる期間とすることを希望する旨を申し出たときは、その者については、適用しない。

9 前項の規定により第五項の規定による退職手当の支給を受けなかつた任用期間の定めのある隊員(以下「未受給隊員」という。)が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合には、退職手当として、当該各号に定める額を支給する。

一 自衛隊法第三十六条第七項の規定により任用された任用期間(以下「継続任用期間」という。)が満了した日に退職し、又は死亡した場合 継続任用期間につき第一項及び第二項の規定の例により計算して得た額と、退職又は死亡当時の俸給月額に第五項の規定による退職手当の支給を受けていない任用期間(以下「未受給期間」という。)につき第一項各号に定める日数(休職等の日が未受給期間にある場合にあつては第二項の規定を適用して得られる日数とし、未受給期間である任用期間が二以上ある場合にあつてはそれぞれの任用期間に係る日数を合算した日数。以下「未受給期間に係る日数」という。)を乗じて得た額(以下「未受給期間に係る額」という。)との合計額

二 継続任用期間又は自衛隊法第三十六条第八項の規定により任用期間を延長された期間(以下「延長期間」という。)に關し、第三項又は第六項に規定する場合に該当するに至つた場合 これらの期間につき第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の例により計算して得た額と未受

給期間に係る額との合計額（国家公務員退職手当法第五条、第五条の二及び第六条の五の規定の例により計算して得た額に満たないときは、その額）

三 継続任用期間又は延長期間が経過する前に退職し、又は死亡した場合（前号に該当する場合を除く。）未受給期間に係る額と国家公務員退職手当法第七条の勤続期間から未受給期間を除外した期間につき同法の規定の例により計算して得た額との合計額

10 継続任用期間が満了した場合における未受給隊員に係る第五項の規定の適用については、同項中「第一項及び第二項」とあるのは、「第九項第一号」とする。

11 陸士長、海士長又は空士長以下の自衛官が三等陸曹、三等海曹若しくは三等空曹以上の自衛官に昇任し、又は政令で定める場合に該当し、その後政令で定める期間内に退職し、又は死亡した場合における前各項の規定の適用について必要な退職手当の計算及び支給の方法は、政令で定める。

12 未受給隊員が、継続任用期間又は延長期間が経過する前又は満了した日に三等陸曹、三等海曹若しくは三等空曹以上の自衛官に昇任し、又は政令で定める場合に該当し、その後退職し、又は死亡した場合（前項に規定する場合を除く。）において、国家公務員退職手当法の規定により支給される退職手当の額（以下「一般の退職手当の額」という。）が、その昇任した日又は政令で定める日の前日におけるその者の号俸を基準として政令で定めるところにより計算して得た額に未受給期間に係る日数を乗じて得た額と次に掲げる額との合計額に満たないときは、一般の退職手当の額のほか、その差額に相当する額を退職手当として支給する。

一 その者の国家公務員退職手当法第七条の勤続期間から未受給期間を除算した期間につき、同法第三条から第六条の三まで及び第六条の四の基礎在職期間のうち未受給期間に係る期間を除いた期間につき、同条及び同法第六条の五の規定の例により計算して得た額

第二十八條の二 一定年に達した自衛官が自衛隊法第四十五条第三項又は第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた場合には、国家公務員退職手当法第二十条第一項の規定にかかわらず、その者が定年に達した日に退職したものとみなし、その際退職手当を支給することができる。

2 自衛官に対する国家公務員退職手当法の規定の適用については、同法第五条の二第二項中（「一般の退職手当」とあるのは「（一般の退職手当、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十八条の規定による退職手当」と、同法第九条中「一般の退職手当」とあるのは「一般の退職手当若しくは防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八条の規定による退職手当又はこれらの合計額」とする。

3 前条又は第一項の規定による退職手当の支給を受けた自衛官（国家公務員退職手当法第十二条第一項又は第十四条第一項の規定により当該退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けた自衛官を含む。）に対する同法の規定の適用については、その退職手当の計算の基礎となった期間（同法第十二条第一項又は第十四条第一項の規定により当該退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けた自衛官にあつては、仮にこれに退職手当を支給することとした場合にその退職手当の計算の基礎となるべき期間）は、同法第六条の四の基礎在職期間及び同法第七条の勤続期間からそれぞれ除くものとする。ただし、同法第十条の規定の適用については、この限りでない。

4 学生及び生徒に対する国家公務員退職手当法の規定の適用については、学生又は生徒としての在職期間は、同法第七条の勤続期間から除算する。ただし、その者が学生又は生徒としての正規の課程を終了し、引き続き自衛官に任用され、当該任用に引き続き自衛官としての在職期間が六月以上となつた場合又は当該在職期間が六月を経過する前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合に限り、学生又は生徒としての在職期間の二分の一に相当する期間が、自衛官としての在職期間に通算する。

一 傷病又は死亡により退職した場合
二 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより、又は勤務官署の移転により退職した場合

5 国家公務員退職手当法第七条第二項及び第四項の規定は、前項ただし書に規定する自衛官としての在職期間の計算について準用する。この場合において、同条第二項中「職員となつた日」とあるのは「学生又は生徒としての正規の課程を終了し、引き続き自衛官に任用された日」と、「退職した日」とあるのは「事務官等となつた日又は退職した日」と、同条第四項中「前三項の規定による」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八条の二第五項において準用する第二項の規定による」と、「月数（国家公務員法第八十条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項」とあるのは「月数を同項」と読み替えるものとする。

第二十八條の三 予備自衛官及び即応予備自衛官が訓練招集に応じている期間中の職務に起因する傷病によりその職に堪えないで退職したとき、又は訓練招集に応じている期間中の職務に起因して死亡したときは、その者に対して、又は国家公務員退職手当法第二条の二の規定の例によりその遺族に対して、退職手当として、その者が自衛隊法第六十七条第三項（同法第七十五条の八において準用する場合を含む。）の規定により指定されている自衛官の階級について別表第二に定める最低の俸給月額（当該職員の指定されている階級が陸将、海将又は空将である場合に限り、又は俸給の幅の最低の号俸（当該職員の指定されている階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（三）欄における最低の号俸をいう。）による俸給月額（その者が自衛官であつた者である場合において、当該俸給月額が当該自衛官として受けていた最終の俸給月額に満たないときは、その最終の俸給月額）に相当する額を支給する。ただし、その者が国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給を受ける者である場合においては、この限りでない。

2 予備自衛官補が教育訓練招集に応じている期間中の職務に起因する傷病によりその職に堪えないで退職したとき、又は教育訓練招集に応じている期間中の職務に起因して死亡したときは、その者に対して、又は国家公務員退職手当法第二条の二の規定の例によりその遺族に対して、退職手当として、別表第二の二等陸士、二等海士及び二等空士の俸給の幅の最低の号俸による俸給月額に相当する額を支給する。ただし、その者が国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給を受ける者である場合においては、この限りでない。

第二十八條の四 職員に対する国家公務員退職手当法第五条の二の規定（第二十八条第三項ただし書、第九項第二号及び第三号並びに第十二項第一号の規定によりその例による場合を含む。）の適用については、同法第五条の二第二項中「（以下同じ。）」とあるのは、「（以下同じ。）」及び自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十六条第一項に規定する降任」とする。

（国家公務員共済組合法の適用）
第二十九條 組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた自衛官、学生又は生徒に対しては、国家公務員共済組合法第六十六条第五項の規定にかかわらず、これらの者が組合員の資格を喪失した際傷病手当金を受けていない場合においても、これを支給することができる。

（審議会等への諮問）

第三十條 防衛大臣は、第三条第一項、第十二条第二項若しくは第二十七条の二の規定による政令若しくは第十二条第二項の規定による防衛省令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、又は第二十七条の六第四項（第二十七条の十一第十項において準用する場合を含む。）の規定に定める処分の理由の通知若しくは弁明の機会に関する手続を定め、若しくは変更しようとするときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

（委任規定）

第三十一條 この法律に特別の定があるものの外、この法律の実施に關して必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第三十二条 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第三十三条 第二十二條第十二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 正当な理由がなく第二十二條第十三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなく同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2 警察予備隊の一等警察士補以下の警察官としての在職期間は、国家公務員退職手当法第七条の勤続期間の計算については、その期間から除算する。保安庁法附則第十五項に規定する保安官の任用期間が経過するまでの在職期間についても、同様とする。

3 職員に係る公務上の災害に対する補償に相当する給与とは給付で、この法律施行前において支給すべき事由の生じたものの支給については、なお従前の例による。ただし、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十七号）に基づいて国が支給する職員に係る給与のうち公務上の災害に対する補償に相当するものの支給について異議のある者は、防衛大臣に対して、審査を請求することができる。国家公務員災害補償法第二十四条、第二十六条及び第二十七条の規定は、この場合について準用する。

4 退職の日において防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十六号）第二条の規定による改正前の附則第五項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十七号）第二条の規定による改正前の一般職給与法附則第八項の規定の適用を受けていた若年定年退職者に対する第二十七条の三第二項の規定の適用については、同項中「受けていた俸給月額」とあるのは「受けていた防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十六号）第二条の規定による改正前の附則第五項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十七号）第二条の規定による改正前の一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を俸給月額から減じた額」と、「政令で定める俸給月額」とあるのは「同号に定める額に相当するものとして政令で定める額に相当する額を政令で定める俸給月額から減じた額」とする。

5 当分の間、事務官等の俸給月額、その者が六十歳（次の各号に掲げる事務官等にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の四月一日（附則第七項において「特定日」という。）以後、その者に適用される俸給表の俸給月額のうち、第四条の二第三項の規定によりその者の属する職務の級並びに第五条第一項の規定並びに同条第二項において準用する一般職給与法第八条第七項及び第八項の規定によりその者の受ける号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

一 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）第八条の規定による改正前の自衛隊法（次号及び次項第二号において「令和五年旧自衛隊法」という。）第四十四条の二第二項第二号に掲げる隊員に相当する事務官等として政令で定める事務官等 六十三歳

二 令和五年旧自衛隊法第四十四条の二第二項第三号に掲げる隊員に相当する事務官等のうち、政令で定める事務官等 六十歳を超え六十四歳を超えない範囲内で政令で定める年齢

前項の規定は、次に掲げる事務官等には適用しない。

一 自衛隊法第四十四条の六第三項第一号又は第二号に掲げる隊員である事務官等

二 令和五年旧自衛隊法第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当する事務官等として政令で定める事務官等及び同項第三号に掲げる隊員に相当する事務官等のうち政令で定める事務官等

三 自衛隊法第四十四条の五第一項又は第二項の規定により同法第四十四条の二第一項に規定する異動期間（同法第四十四条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第四十四条の二第一項に規定する管理監督職を占める事務官等

四 自衛隊法第四十四条の七第二項ただし書に規定する隊員

五 自衛隊法第四十四条の七第二項又は第二項の規定により勤務している事務官等（同法第四十四条の六第一項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた事務官等を除く。）

六 自衛隊法第四十四条の二第三項に規定する他の官職への降任等をされた事務官等であつて、当該他の官職への降任等をされた日（以下この項及び附則第九項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける事務官等のうち、特定日に附則第五項の規定によりその者の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる事務官等（政令で定める事務官等を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第五項の規定によりその者の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

8 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される事務官等の受ける俸給月額との合計額が第四条の二第三項の規定によりその者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第四条の二第三項の規定によりその者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額とその者の受ける俸給月額」とする。

9 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける事務官等（附則第五項の規定の適用を受ける事務官等に限る、附則第七項に規定する事務官等を除く。）であつて、同項の規定による俸給を支給される事務官等との権衡上必要があると認められる事務官等には、当分の間、その者の受ける俸給月額のほか、政令で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

10 附則第七項又は前項の規定による俸給を支給される事務官等以外の附則第五項の規定の適用を受ける事務官等であつて、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される事務官等との権衡上必要があると認められる事務官等には、当分の間、その者の受ける俸給月額のほか、政令で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

11 附則第七項又は前二項の規定による俸給を支給される事務官等に対する第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の五第二項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と防衛省の職員の給与等に関する法律附則第七項 第九項又は第十項の規定による俸給の額との合計額」とする。

12 当分の間、定年が年齢六十年に満たないとされている若年定年退職者に対する第二十七条の二第一号及び第二十七条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七條の七 附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えられた第二十七條の三第一項に規定する後期算定基礎期間に係るものに対する第二十七條の四から第二十七條の七まで、第二十七條の九及び第二十七條の十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第二十七條の四第一項	退職した日	年 齢六十 年に達する日の翌日
	「退職の翌年	「六十一年歳の年	
	退職の翌年まで	退職した日の属する年の翌年まで	
	六	三・四五	
	一・七四	一・三八	
	第二回目の給付金の額は、こ り読み替えられた同条第一項に規定する第四 回目の給付金をいう。以下同じ。の額は、附 則第十二項の規定により読み替えられた同条 第二項及び第三項		
	第二回目の給付金の額に	第四回目の給付金の額に	
	退職の翌年に	六十一年歳の年に	
	退職の翌年	六十一年歳の年	
	第二十七條の四第二項	第二回目の給付金	第三回目の給付金（附則第十二項の規定によ り読み替えられた前条第一項に規定する第三 回目の給付金をいう。以下同じ。）の支給
	退職した日	六十一年歳の年	
	第一回目の給付金の額	第三回目の給付金の額	
	退職の翌年	六十一年歳の年	
	第二十七條の四第四項	退職した日	年 齢六十 年に達する日の翌日
	第二十七條の五第一項	第一回目の給付金	第三回目の給付金
第二十七條の五 第二項	第二回目の給付金	第四回目の給付金	
	退職の翌年	六十一年歳の年	
	第二十七條の五第三項	退職した日	年 齢六十 年に達する日の翌日
	第二十七條の六第一項	退職の翌年	六十一年歳の年
	第二十七條の六第二項	第一回目の給付金	第三回目の給付金
	第二十七條の七第一項	退職の翌年	六十一年歳の年
	第二十七條の七第二項	退職の翌年	六十一年歳の年
	第一回目の給付金	第三回目の給付金	
	第二回目の給付金	第四回目の給付金	
	第三回目の給付金	第四回目の給付金	
	第四回目の給付金	第四回目の給付金	
	第二十七條の九第一項 及び第五項	第二回目の給付金	第四回目の給付金
	第三回目の給付金	第四回目の給付金	
	第四回目の給付金	第四回目の給付金	
	第四回目の給付金	第四回目の給付金	

第二十七條の七 附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えられた第二十七條の三第一項に規定する後期算定基礎期間に係るものに対する第二十七條の四から第二十七條の七まで、第二十七條の九及び第二十七條の十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第二十七條の四第一項	退職した日	年 齢六十 年に達する日の翌日
	「退職の翌年	「六十一年歳の年	
	退職の翌年まで	退職した日の属する年の翌年まで	
	六	三・四五	
	一・七四	一・三八	
	第二回目の給付金の額は、こ り読み替えられた同条第一項に規定する第四 回目の給付金をいう。以下同じ。の額は、附 則第十二項の規定により読み替えられた同条 第二項及び第三項		
	第二回目の給付金の額に	第四回目の給付金の額に	
	退職の翌年に	六十一年歳の年に	
	退職の翌年	六十一年歳の年	
	第二十七條の四第二項	第二回目の給付金	第三回目の給付金（附則第十二項の規定によ り読み替えられた前条第一項に規定する第三 回目の給付金をいう。以下同じ。）の支給
	退職した日	六十一年歳の年	
	第一回目の給付金の額	第三回目の給付金の額	
	退職の翌年	六十一年歳の年	
	第二十七條の四第四項	退職した日	年 齢六十 年に達する日の翌日
	第二十七條の五第一項	第一回目の給付金	第三回目の給付金
第二十七條の五 第二項	第二回目の給付金	第四回目の給付金	
	退職の翌年	六十一年歳の年	
	第二十七條の五第三項	退職した日	年 齢六十 年に達する日の翌日
	第二十七條の六第一項	退職の翌年	六十一年歳の年
	第二十七條の六第二項	第一回目の給付金	第三回目の給付金
	第二十七條の七第一項	退職の翌年	六十一年歳の年
	第二十七條の七第二項	退職の翌年	六十一年歳の年
	第一回目の給付金	第三回目の給付金	
	第二回目の給付金	第四回目の給付金	
	第三回目の給付金	第四回目の給付金	
	第四回目の給付金	第四回目の給付金	
	第二十七條の九第一項 及び第五項	第二回目の給付金	第四回目の給付金
	第三回目の給付金	第四回目の給付金	
	第四回目の給付金	第四回目の給付金	
	第四回目の給付金	第四回目の給付金	

15 附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えられた第二十七條の三第一項に規定する後期算定基礎期間に係るものに対する第二十七條の四から第二十七條の七まで、第二十七條の九及び第二十七條の十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七條の四第一項 退職した日 年
齢六十
年に達する日の翌日

「退職の翌年 「六十一年歳の年

退職の翌年まで 退職した日の属する年の翌年まで

六 三・四五

一・七四 一・三八

第二回目の給付金の額は、こ
り読み替えられた同条第一項に規定する第四
回目の給付金をいう。以下同じ。の額は、附
則第十二項の規定により読み替えられた同条
第二項及び第三項

第二回目の給付金の額に 第四回目の給付金の額に

退職の翌年に 六十一年歳の年に

退職の翌年 六十一年歳の年

第二十七條の四第二項 第二回目の給付金 第三回目の給付金（附則第十二項の規定によ
り読み替えられた前条第一項に規定する第三
回目の給付金をいう。以下同じ。）の支給

退職した日 六十一年歳の年

第一回目の給付金の額 第三回目の給付金の額

退職の翌年 六十一年歳の年

第二十七條の四第四項 退職した日 年
齢六十
年に達する日の翌日

第二十七條の五第一項 第一回目の給付金 第三回目の給付金

第二回目の給付金 第四回目の給付金

退職の翌年 六十一年歳の年

第二十七條の五第三項 退職した日 年
齢六十
年に達する日の翌日

第二十七條の六第一項 退職の翌年 六十一年歳の年

第二十七條の六第二項 第一回目の給付金 第三回目の給付金

第二十七條の七第一項 退職の翌年 六十一年歳の年

第二十七條の七第二項 退職の翌年 六十一年歳の年

第一回目の給付金 第三回目の給付金

第二回目の給付金 第四回目の給付金

第三回目の給付金 第四回目の給付金

第四回目の給付金 第四回目の給付金

第二十七條の九第一項
及び第五項 第二回目の給付金 第四回目の給付金

第三回目の給付金 第四回目の給付金

第四回目の給付金 第四回目の給付金

第四回目の給付金 第四回目の給付金

16 附則第五項から前項までに定めるもののほか、附則第五項の規定による俸給月額、附則第七項の規定による俸給その他附則第五項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

17 この附則に定めるもののほか、この法律施行のための必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和二十七年二月二十五日法律第三二五号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、第十条、第十二条、第二十二條、第二十九條及び別表第一から別表第七までの改正規定並びに附則第二項から第八項まで及び附則第十四項の規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。但し、第十一条、第十一条の二、第十四條、第十九條（期末手当及び勤勉手当に係る部分を除く。）、第二十四條（期末手当及び勤勉手当に係る部分を除く。）及び第二十七條の改正規定は、昭和二十八年一月一日から施行する。

2 保安庁の課長及び部員並びに事務官等（保安庁職員給与法第四条第二項に規定する事務官等をいう。以下同じ。）の昭和二十七年十一月一日（以下「切替日」という。）における級又は職務の級は、改正前の保安庁職員給与法（以下「改正前の法」という。）の適用により切替日においてそれぞれこれらの者が属していた級又は職務の級とする。

3 官房長等（保安庁職員給与法第四条第一項に規定する官房長等をいう。以下同じ。）、事務官等並びに保安官及び警備官の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日においてこれらの者が受けていた俸給額に対応するこの法律の附則別表第一から附則別表第三までに掲げる新俸給額に対応する改正後の保安庁職員給与法（以下「改正後の法」という。）別表第一から別表第三までに定める号俸（以下本項中「対応号俸」という。）とする。但し、官房長等のうちこれによることが著しく他の官房長等との権衡を失すると認められるものについては、政令で定めるところにより、対応号俸の直近上位又は直近下位の号俸とすることができ。

4 保安庁の課長及び部員並びに事務官等の昭和二十七年十一月二日以後この法律（附則第一項但書に規定する部分を除く。以下附則第七項から附則第九項まで、附則第十一項及び附則別表第一から附則別表第三までにおいて同じ。）施行の際までの期間内の日における級又は職務の級は、

[illegible][illegible]

附則別表第三 保安官及び警備官の俸給の新旧対照表	号俸改正前の法の適用により切替日以後この法律施行の際までの期間内の日において受	新俸給日額
	けていた俸給日額	
八〇四七、〇〇〇	一五〇	六四、七〇〇
八一四八、五〇〇	一五五	六六、八〇〇
八二五〇、〇〇〇	一六〇	六八、〇〇〇
	一六五	六九、〇〇〇
	一七〇	
	一七五	
	一八〇	
	一八五	
九〇	一九〇	二〇五
〇	一九五	二一〇
一一〇〇	二〇〇	二一五
一二〇〇	二〇五	二二〇
一三〇〇	二一〇	二二五
一四〇〇	二一五	二三〇
一五〇〇	二二〇	二三五
一六〇〇	二二五	二四〇
一七〇〇	二三〇	二四五
一八〇〇	二三五	二五〇
一九〇〇	二四〇	二五五
二〇〇〇	二四五	二六〇
二一〇〇	二五〇	二六五
二二〇〇	二五五	二七〇
二三〇〇	二六〇	二七五
二四〇〇	二六五	二八〇
二五〇〇	二七〇	二八五
二六〇〇	二七五	二九〇
二七〇〇	二八〇	二九五
二八〇〇	二八五	三〇〇
二九〇〇	二九〇	三〇五
三〇〇〇	二九五	三一〇
三一〇〇	三〇〇	三一五
三二〇〇	三〇五	三二〇
三三〇〇	三一〇	三二五
三四〇〇	三一五	三三〇
三五〇〇	三二〇	三三五
三六〇〇	三二五	三四〇
三七〇〇	三三〇	三四五
三八〇〇	三三五	三五〇
三九〇〇	三四〇	三五五
四〇〇〇	三四五	三六〇
四一〇〇	三五〇	三六五
四二〇〇	三五五	三七〇
四三〇〇	三六〇	三七五
四四〇〇	三六五	三八〇
四五〇〇	三七〇	三八五
四六〇〇	三七五	三九〇
四七〇〇	三八〇	三九五
四八〇〇	三八五	四〇〇
四九〇〇	三九〇	四〇五
五〇〇〇	三九五	四一〇
五一〇〇	四〇〇	四一五
五二〇〇	四〇五	四二〇
五三〇〇	四一〇	四二五
五四〇〇	四一五	四三〇
五五〇〇	四二〇	四三五
五六〇〇	四二五	四四〇
五七〇〇	四三〇	四四五
五八〇〇	四三五	四六〇
五九〇〇	四四〇	四六五
六〇〇〇	四四五	四七〇
六一〇〇	四五〇	四七五
六二〇〇	四五五	四八〇
六三〇〇	四六〇	四八五
六四〇〇	四六五	四九〇
六五〇〇	四七〇	四九五
六六〇〇	四七五	五〇〇
六七〇〇	四八〇	五〇五
六八〇〇	四八五	五一〇
六九〇〇	四九〇	五一五
七〇〇〇	四九五	五二〇
七一〇〇	五〇〇	五二五
七二〇〇	五〇五	五三〇
七三〇〇	五一〇	五三五
七四〇〇	五一五	五四〇
七五〇〇	五二〇	五四五
七六〇〇	五二五	五五〇
七七〇〇	五三〇	五五五
七八〇〇	五三五	五六〇
七九〇〇	五四〇	五六五
八〇〇〇	五四五	五七〇
八一〇〇	五五〇	五七五
八二〇〇	五五五	五八〇
八三〇〇	五六〇	五八五
八四〇〇	五六五	五九〇
八五〇〇	五七〇	五九五
八六〇〇	五七五	六〇〇
八七〇〇	五八〇	六〇五
八八〇〇	五八五	六一〇
八九〇〇	五九〇	六一五
九〇〇〇	五九五	六二〇
九一〇〇	六〇〇	六二五
九二〇〇	六〇五	六三〇
九三〇〇	六一〇	六三五
九四〇〇	六一五	六四〇
九五〇〇	六二〇	六四五
九六〇〇	六二五	六五〇
九七〇〇	六三〇	六五五
九八〇〇	六三五	六六〇
九九〇〇	六四〇	六六五
一〇〇〇	六四五	六七〇
一〇一〇	六五〇	六七五
一〇二〇	六五五	六八〇
一〇三〇	六六〇	六八五
一〇四〇	六六五	六九〇
一〇五〇	六七〇	六九五
一〇六〇	六七五	七〇〇
一〇七〇	六八〇	七〇五
一〇八〇	六八五	七一〇
一〇九〇	六九〇	七一五
一一〇〇	六九五	七二〇
一一一〇	七〇〇	七二五
一一二〇	七〇五	七三〇
一一三〇	七一〇	七三五
一一四〇	七一五	七四〇
一一五〇	七二〇	七四五
一一六〇	七二五	七五〇
一一七〇	七三〇	七五五
一一八〇	七三五	七六〇
一一九〇	七四〇	七六五
一二〇〇	七四五	七七〇

四〇四五〇	五五五
四一四六五	五六五
四二四八〇	五九〇
四三四九五	六一五
四四五一〇	六四〇
四五五三〇	六六五
四六五五〇	六九〇
四七五七〇	七一五
四八五九〇	七四五
四九六一〇	七七五
五〇六四〇	八一〇
五一六七〇	八四五
五二七〇〇	八九五
五三七三〇	九二五
五四七六〇	九六五
五五七九〇	一、〇一五
五六八二〇	一、〇七〇
五七八五〇	一、一三〇
五八九〇	一、一九〇
五九九三〇	一、二五〇
六〇九七〇	一、三一〇
六一一、〇一〇	一、三七〇
六一一、〇五〇	一、四三〇
六二一、〇一〇	一、四九〇
六三一、一〇〇	一、五六〇
六四一、一五〇	一、六三〇
六五二、二〇〇	一、七〇〇
六六一、二五〇	一、七八〇
六七一、三〇〇	一、八六〇
六八一、三五〇	一、九四〇
六九一、四〇〇	二、〇二〇
七〇一、四五〇	二、一〇〇
七一、五〇〇	二、一八〇
七二一、五五〇	二、三五〇
七三一、七〇〇	二、五五〇
七四一、八五〇	二、八〇〇
七五一、〇〇〇	

附 則（昭和二十八年三月二十六日法律第二四号）

1 この法律は、公布の日から施行し、第五條の規定は、昭和二十八年年度分の地方税から適用する。

2 この法律の施行に關し必要な経過的措施は、政令で定める。

附 則（昭和二十八年五月三〇日法律第三七号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十八年八月八日法律第一八二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日以後の退職による退職手当てについて適用する。

附 則（昭和二十八年二月二日法律第二八六号）

1	この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、附則第六項及び附則第七項の規定は、公布の日から施行する。	1 級
2	昭和二十九年一月一日（以下「切替日」という。）における保安庁の課長及び部員並びに事務官等（保安庁職員給与法（以下「法」という。）第四條第二項に規定する事務官等をいう。以下同じ。）の級又は職務の級は、切替日においてこれらの者が属していた級又は職務の級と同一とする。但し、切替日において改正後の法別表第二〇の適用を受けることとなる教育職員（法第四條第二項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の職務の級は、改正前の法の適用により切替日の前日においてその者が属していた改正前の法別表第二に定める職務の級に対応する左の表の改正後の法別表第二〇に定める職務の級とする。	二級 三級 四級 五級 六級 七級 八級 九級 十級 十一級 十二級 十三級 十四級 十五級
3	官房長等（法第四條第一項に規定する官房長等をいう。）、事務官等（教育職員を除く。）並びに保安官及び警備官の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日の前日においてこれらの者が受けていた俸給額に対応するこの法律の附則別表第一から附則別表第三までに掲げる新俸給額に対応する改正後の法別表第一、別表第二イ及び別表第三に定める号俸とし、教育職員の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額（改正後の法別表第二〇の四級から十級までの職務の級に属するものとなる教育職員については、その者が受けていた俸給月額に相当する改正前の法別表第六の俸給月額欄の額の直近上位の額とする。）に対応するこの法律の附則別表第二に掲げる新俸給月額に対応する改正後の法別表第二〇に定める号俸とする。	一級 二級 三級 四級 五級 六級 七級 八級 九級 十級 十一級 十二級
4	前項の規定により求められた職員の新俸給額がその者の属する官職、級、職務の級又は階級における俸給の幅の中にない場合においては、その額をもつてその者の俸給額とする。	
5	削除	
6	昭和二十八年における勤勉手当については、法第十八條の二第二項において準用する一般職の職員の給与に關する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十九條の五第二項中「百分の五十」とあるのは「百分の七十五」と読み替えて法第十八條の二の規定を適用する。	
7	昭和二十八年年度における期末手当の支給の特例に關する法律（昭和二十八年法律第八十九号）本則第二項の規定は、職員には適用しない。	
附則別表第一 官房長等の俸給の新旧対照表		
号俸	切替日の前日における俸給月額	新俸給月額
一	円 一二、七〇〇	円 一五、〇〇〇
二	一三、二〇〇	一五、五〇〇
三	一三、七〇〇	一六、一〇〇

[illegible]

五九	一、三一〇	一、三九〇
六〇	一、三七〇	一、四五〇
六一	一、四三〇	一、五一〇
六二	一、四九〇	一、五八〇
六三	一、五五〇	一、六五〇
六四	一、六三〇	一、七二〇
六五	一、七〇〇	一、七九〇
六六	一、七八〇	一、八六〇
六七	一、八六〇	一、九四〇
六八	一、九四〇	一、〇二〇
六九	一、〇二〇	一、一〇〇
七〇	一、一〇〇	一、一八〇
七一	一、一八〇	一、二六〇
七二	一、二六〇	一、三四〇
七三	一、三五〇	一、四二〇
七四	一、四四〇	一、五〇〇
七五	一、五五〇	一、六七〇
七六	一、六二〇	一、七〇〇
七七	一、七一〇	一、八〇〇
七八	一、八〇〇	一、九二〇

附 則（昭和二十九年六月九日法律第二六五号） 抄

1 この法律は、防衛庁設置法施行の日から施行する。

16 隊員に係る公務上の災害に対する防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十八号）第二条の規定による改正前の附則第二十二項の規定による改正前の保安庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条の規定（船員法第一条に規定する船員である隊員にあつては、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）の規定）による補償又はこれに相当する給与若しくは給付で、この法律の施行前において支給すべき事由の生じたものの支給については、なお従前の例による。ただし、これらの法律の規定に基づいて国が支給する隊員に係る公務上の災害に対する補償又はこれに相当する給与若しくは給付の支給について異議のある者は、防衛大臣に対して、審査を請求することができる。

17 防衛省職員給与法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第二十四条、第二十六条及び第二十七条の規定は、前項の場合について準用する。

19 この附則に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和三十〇年八月一日法律第一二二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、防衛庁職員給与法第二十八条の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十一年四月二〇日法律第七八号） 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十一年五月二四日法律第一一七号） 抄

1 この法律は、昭和三十三年三月三十一日以前において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三十三年五月一〇日法律第九九号）

この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十五条の改正規定、第十七条の次に一条を加える改正規定並びに第十八条、第十二条及び附則の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十三年六月一日法律第一五四号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、附則第四十項及び附則第四十一項の規定を除くほか昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和三十三年六月一日法律第一五五号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

（俸給の切替及びその切替に伴う措置）

2 昭和三十三年四月一日（以下「切替日」という。）において切り替えられる職員の俸給額（参事官等及び事務官等にあつては俸給月額をいい、自衛官（統合幕僚会議の議長たる自衛官を除く。以下同じ。）にあつては俸給日額をいう。以下同じ。）は、改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の適用により同年三月三十一日においてその者が受けていた俸給額（旧法第十条の二の規定により俸給の調整額を受けていた事務官等で総理府令で定めるものについては、総理府令で定める額。以下「旧俸給額」という。）に対応する切替表（参事官等にあつては附則別表第一、事務官等にあつては政令で定める適用範囲の区分に従い一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百五十四号）附則別表第一から附則別表第十まで、自衛官にあつては附則別表第二をいう。以下同じ。）に掲げる新俸給額に対応するそれぞれの俸給表（その者がこの法律の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）別表第一及び別表第二並びに一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百五十四号）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第七までをいう。以下同じ。）に定めるその者の属する職務の等級（自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。）の号俸とし、その者の属する職務の等級に新俸給額と同じ額の号俸がないときは、その額とする。

3 旧俸給額が切替表に期間の定のある旧俸給額である職員のうち、附則第五項の規定により切替俸給額（前項の規定により切り替えられた俸給額をいう。以下同じ。）を受ける期間に通算される期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧俸給額の欄におけるその者の旧俸給額に相当する額の直近上位の額（その額が切替表の旧俸給額の欄におけるその者の旧俸給額に相当する額の直近下位の額に対応する新俸給額に達しない額であるときは、その新俸給額）をその者の切替俸給額とする。

4 前項の規定により切替俸給額を決定された職員については、その者の切替俸給額を受ける期間（附則第五項の規定により通算される期間を含む。）が昭和三十三年七月一日までにその者の旧俸給額について切替表に定める期間に達することとなる者については同年同月同日を、その他の者にあつては同年十月一日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧俸給額を基礎として、附則第二項の規定を適用し、その日におけるその者の俸給額を決定するものとする。

5 新法第五条第四項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項及び第八項の規定の適用については、切替日の前日における俸給額を受けていた期間（その期間がその俸給額について旧法別表第四において職員の区分に従い定める期間の最短期間をこえるときは、その最短期間とし、総理府令で定める者にあつては、これに三月（切替日の前日における俸給額を受けていた期間が三月未満である者で総理府令で定めるものについては、六月）を加えた期間）を切替俸給額を受ける期間に通算する。

6 前項の場合において、切替表に期間の定のある旧俸給額を基礎として附則第二項の規定に基づき切替俸給額を決定された者については、前項の規定により切替俸給額を受ける期間に通算される期間からその者の旧俸給額について切替表に定める期間を減じて通算する。

7 前二項の規定により切替俸給額を受ける期間に通算される期間が切替俸給額について俸給表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日後における最初の昇給について、新法第五条第四項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間短縮する。

2 3 5	2 6 5	2 4 5	2 5 5	2 6 5	2 7 5
2 9 0	2 9 0	2 9 0	2 9 0	2 9 0	2 7 5
6	9	6	9	6	9
4 9 0	4 6 5	4 2 0	4 6 0	4 6 0	4 0 5
5 0 0	5 0 0	4 6 0	4 6 0	4 6 0	4 6 0
6	9	6	9	6	9
8 0 5	7 4 0	7 7 0	8 0 5	8 0 5	8 0 5
9	6	9	6	9	6

附 則 (昭和三十三年六月一日法律第一五九号) 抄
この法律は、昭和三十三年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三十三年四月二四日法律第七八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三十三年四月二五日法律第八六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、特別職の職員の給与に関する法律第四条、第九条及び第十四条第一項の改正規定、文化財保護法第十三条の次に一条を加える改正規定、自治庁設置法第十六条の次に一条を加える改正規定並びに附則第二項の規定を除くほか、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則 (昭和三十三年四月二五日法律第八八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、通勤手当に係る改正規定は、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則 (昭和三十三年五月一日法律第二二八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。ただし、附則第三条第三項(同条第四項及び附則第二十条第二項後段において準用する場合を含む。)の規定は、公布の日から、第十九条第二項、第三十八条第三項、第四十一条第二項及び第三項、第四十二条第二項から第四項まで、第四章第三節、第百条第三項並びに附則第二十条第六項の規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十三年五月二三日法律第一六四号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十三年二月一五日法律第一七六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)本則第三号及び防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十八条の二第二項において準用する場合並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項(総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第十四条の二第三項において準用する場合を含む。))の規定により基く場合を含む。))の規定の昭和三十三年における適用については、同項中「百分の二百八十」とあるのは、「百分の二百六十をこえ百分の二百八十をこえない範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」とする。

附 則 (昭和三十四年四月二三日法律第二二〇号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条中防衛庁職員給与法第二十九条第二項の改正規定及び附則第十二項の規定を除き、昭和三十四年四月一日から適用する。ただし、第一条中防衛庁職員給与法第一条の改正規定並びに同法第二十八条の二、第二十八条の三及び附則第九項の改正規定中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める部分は国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第六十四号)の施行の日から施行し、第一条中防衛庁職員給与法第二十八条(第一項に係る改正規定を除く。)、第二十八条の二(第二項に係る改正規定中「二十年以上」を「二十年以上二十五年未満の期間」に改める部分に限る。))及び附則(附則第九項の改正規定中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国

家公務員等退職手当法」に改める部分を除く。))の改正規定並びにこの法律の附則第九項から附則第十一項までの規定は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第六十三号)附則第一条第一号に掲げる日から施行し、第五条の規定は昭和三十三年四月一日から施行する。

(俸給の切替)

2 昭和三十四年四月一日において切り替えられる職員の俸給月額、次項に定めるものを除き、改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。))の適用により同年三月三十一日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。))における俸給の幅のうちその者が受けていた俸給月額(統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、俸給日額をいう。))の号俸と同一の改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。))別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第九十九号)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第一から別表第七までに定める職務の等級における号俸の額とする。

3 昭和三十四年三月三十一日において旧法第五条第三項又は第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第六条の二後段の規定又は第八条第八項ただし書の規定により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額(統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、俸給日額をいう。))を受けていた職員の同年四月一日における俸給月額については、政令で定めるところによる。昭和三十四年九月三十日において新法第五条第三項又は第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第六条の二後段の規定又は第八条第八項ただし書の規定により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける参事官等及び事務官等の同年十月一日における俸給月額についても、同様とする。

(昇給に要する期間の通算)

4 前項の規定により昭和三十四年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を決定される職員のそれぞれの日以降における最初の新法第五条第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日又は同年九月三十日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を受けていた期間にそれぞれ通算する。

(昭和三十四年九月三十日までの間の俸給月額)

5 参事官等に対する新法別表第一に掲げる俸給額の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までとの間における適用については、同表の俸給月額欄に掲げる額は、この法律の附則別表に定めるところにより読み替えるものとする。

6 事務官等に対する一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第七までに掲げる俸給額の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までとの間における適用については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第二項の規定の例による。

(差額の支給)

7 昭和三十四年三月三十一日における旧法の規定による自衛官の俸給日額の三十一・〇三倍に相当する額(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第五十五条の規定により防衛庁長官の指定する場所に居住する陸曹等にあつては、その額から三百四十四円を控除した額)並びに扶養手当、営外手当及び隔遠地手当の日額の三十・四二倍に相当する額の合計額(以下本項において「旧給与額」という。))が同年四月一日における新法の規定によるその者の俸給、扶養手当、営外手当及び隔遠地手当の月額の合計額(以下本項において「新給与額」という。))をこえるときは、新給与額が旧給与額(扶養親族の異動その他総理府令で定める事由に該当する場合にあつては、総理府令で定める額)に達する日の前日まで、その差額を手当としてその者に支給する。この場合において、新法第十九条の規定は、その差額の支給方法について準用する。

(俸給等の支給に関する臨時措置)

8 昭和三十四年三月十六日から同月三十一日までの間における自衛官の俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、航空手当、乗組手当、落下さん隊員手当、営外手当及び隔遠地手当は、この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の日から十日以内に支給する。（退職手当に関する経過措置）

9 昭和三十四年四月一日から国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間における旧法附則第八項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額（俸給月額の三十分の一に相当する額をいう。）」と読み替えるものとする。

10 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる日において現に自衛官として在職する者が死亡した場合における退職手当については、新法第二十八条の規定により計算して得た額が旧法第二十八条及び附則第八項の規定の例により計算して得た額に満たないときは、新法第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる日において現に在職する任用期間の定のある隊員のうち自衛隊法第三十六条第四項の規定により既に三回以上任用された者の当該任用期間に係る退職手当については、新法第二十八条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、その額が同条の規定の例により計算して得た額に満たないときは、この限りでない。

12 この法律の施行前に旧法の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和三十四年四月一日以降の期間に係る給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

13 この法律の施行の際現に旧法第二十九条第二項の規定により傷病手当金の支給を受けている者については、新法第二十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

14 昭和三十四年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した自衛官（統合幕僚会議の議長たる自衛官を除く。）又はその遺族の恩給については、この法律による改正後の恩給法第四十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則別表 参事官等の俸給誌替表

俸給表の俸給月額読み替える額	俸給表の俸給月額読み替える額	俸給表の俸給月額読み替える額	俸給表の俸給月額読み替える額
欄に掲げる額	欄に掲げる額	欄に掲げる額	欄に掲げる額
19,700	18,780	31,300	52,960
20,780	19,800	32,900	53,000
21,860	20,800	33,600	54,000
23,060	22,000	34,400	55,500
24,240	23,200	36,000	58,300
25,560	24,400	38,300	60,000
26,980	25,700	40,000	63,500
28,420	27,100	42,200	66,300
29,840	28,500	44,400	69,000
31,270	29,900	46,600	72,300
	31,300	48,800	75,000
		50,000	77,000

附則（昭和三十四年五月一日法律第一六四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十五年六月九日法律第九四号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、第十四条、第十五条、第十九条及び第二十七条第二項の改正規定を除き、昭和三十五年四月一日から適用する。

（俸給の切替え）

2 昭和三十五年四月一日において切り替えられる職員の俸給月額は、次項に定めるものを除き、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の適用により同年三月三十一日においてその者が属していた職務の等級（統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。）における俸給の幅のうちその者が受けていた俸給月額に対応する当該職務の等級における号俸と同一のこの法律による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第九十三号）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和三十五年法律第九十五号）別表第一から別表第七までに定める職務の等級における号俸による額とする。

3 昭和三十五年三月三十一日において旧法第五条第二項の規定又は同法同条第三項若しくは第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第六条の二後段の規定若しくは第八条第八項ただし書の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員の同年四月一日における俸給月額については、政令で定めるところによる。

（昇給に要する期間の通算）

4 前項の規定により昭和三十五年四月一日における俸給月額を決定される職員のその日以降における最初の新法第五条第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（昭和三十五年四月一日以降における差額の支給）

5 昭和三十五年四月一日以降において防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第二十号）附則第七項の規定による差額を自衛官に対して支給する場合における同項の規定の適用については、同項前段中「同年四月一日における新法の規定」とあるのは、「昭和三十五年四月一日における防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第九十四号）による改正後の防衛庁職員給与法の規定」とする。

（給与の内払）

6 この法律の施行前に旧法の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和三十五年四月一日以降の期間に係る給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

附則（昭和三十五年二月二日法律第一五一号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。ただし、第十一条第一項、第十四条、第十九条及び第二十七条第二項の改正規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（俸給の切替え及び切替えに伴う措置）

2 昭和三十五年十月一日（以下「切替日」という。）において切り替えられる職員の俸給月額は、次項、附則第四項及び附則第六項に定めるものを除き、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の適用により切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。）における俸給の幅のうちその者が受けていた俸給月額をその者が受けていた月数（総理府令で定める職員については、当該月数に総理府令で定める月数を増減した月数）に当該俸給月額に対応する当該職務の等級における号俸の直近下位の号俸から一号俸までの号俸に係る改正前の俸給表（旧法別表第一及び別表第二並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第五十号）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和三十五年法律第九十五号）以下「改正前の一般職給与法」という。）別表第一から別表第七までをいう。以下同じ。）に定める昇給期間の月数の合計月数を加えて得た月数を十二月で除して得た数（一に満たない端数は、切り捨てる。）に一を加えて得た数を号数とする改正後の俸給表（この法律による改

正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）別表第一及び別表第二並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第五十号）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の一般職給与法」という。）別表第一から別表第七までをいう。）に定めるその者の属する職務の等級における号俸による額とする。

3 切替日の前日において旧法の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額を受けていた職員及び同法第五条第二項の規定又は同法同条第四項の規定により準用する改正前の一般職給与法第八条第八項ただし書の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額については、政令で定めるところによる。

4 切替日の前日において旧法第五条第三項の規定により準用する改正前の一般職給与法第六条の二前段の規定により俸給月額を受けていた事務官等又は旧法別表第二備考の規定により同法同表に定める陸将、海将及び空将の甲の欄に掲げる俸給月額を受けていた自衛官の切替日における俸給額は、それぞれ切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の改正後の一般職給与法別表第一イ行政職俸給表（一）、別表第五イ教育職俸給表（一）若しくは別表第六研究職俸給表に定めるその者の属する職務の等級における号俸による額又は新法別表第二に定める陸将、海将及び空将の甲の欄における号俸による額とする。

5 附則第二項及び附則第三項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員の切替日以降における最初の新法第五条第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八条第六本文又は同条第八項ただし書の規定による昇給については、附則第二項の規定により切替日における俸給月額を決定される者にあつては同項の規定により切り捨てられた端数を十二月に乘じて得た月数を、附則第三項の規定により切替日における俸給月額を決定される者にあつては政令で定めるところにより算出した月数を、それぞれ附則第二項又は附則第三項の規定により決定される切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

6 切替日以後この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、旧法の規定により新たに改正前の俸給表の適用を受ける職員となつた者及び職務の等級又は俸給月額に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における新法の規定による俸給月額の決定及びその俸給月額を受ける期間の算定については、総理府令で定めるところによる。

7 昭和三十三年四月一日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員の切替日における俸給月額及び附則第五項の規定により通算されることとなる期間については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより必要な調整を行なうことができる。

8 附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の適用により職員が受けていた俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

9 附則第二項、附則第六項及び附則第七項の規定に基づき総理府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

10 附則第二項から附則第八項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替えに關し必要な事項は、政令で定める。

（給与の内払）
11 旧法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和三十六年六月二二日法律第一二五号）抄
1 この法律中目次の改正規定、第二十六条に一項を加える改正規定及び第二章第二節第三款中第二十八条の次に一條を加える改正規定は昭和三十六年八月一日から、その他の部分は公布の日から施行する。

附 則（昭和三十六年十一月一日法律第一七七号）
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

（俸給の切替え及び切替えに伴う措置）

2 昭和三十六年十月一日（以下「切替日」という。）において切り替えられる職員の俸給月額は、次項から附則第五項までに定めるものを除き、改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の適用により切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。）における俸給の幅のうちのその者が受けていた俸給月額に対応する当該職務の等級における号俸と同一の改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十六号。以下「一般職改正法」という。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正後の一般職給与法」という。）別表第一から別表第七までに定めるその者の属する職務の等級における号俸による額とする。

3 切替日の前日において旧法の規定により一般職改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の一般職給与法」という。）別表第一ロ行政職俸給表（二）の適用を受けていた事務官等のうち、タイピストその他の書記的業務に類似する業務に従事する者で総理府令で定めるもの（以下「タイピスト等」という。）については、切替日以降改正後の一般職給与法別表第一イ行政職俸給表（一）を適用するものとし、その者の切替日における職務の等級は、切替日の前日において旧法の規定によりその者が属していた職務の等級に対応する附則別表第一に掲げる職務の等級とし、その者（切替日の前日において旧法の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額を受けていた者又は職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた者を除く。）の切替日における俸給月額は、切替日の前日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額が附則別表第二に掲げられている場合においてはその俸給月額に対応する同表に掲げる俸給月額とし、切替日の前日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額が同表に掲げられていない場合においては政令で定める俸給月額とする。

4 切替日の前日において旧法の規定により改正前の一般職給与法別表第六研究職俸給表の適用を受けていた事務官等の切替日における職務の等級は、切替日の前日において旧法の規定によりその者が属していた職務の等級に対応する附則別表第三に掲げる職務の等級とし、その者（切替日の前日において旧法の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額を受けていた者又は職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた者を除く。）の切替日における俸給月額は、切替日の前日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額に対応する附則別表第四に掲げる俸給月額とする。

5 切替日の前日において旧法の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額を受けていた職員又は職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、政令で定めるところによる。

6 附則第二項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員の切替日以降における最初の新法第五条第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八条第六本文又は同条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間を、附則第二項の規定により決定される切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

7 附則第三項から附則第五項までの規定により切替日における俸給月額を決定される職員で総理府令で定めるものの切替日以降における最初の新法第五条第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八条第六本文又は同条第八項ただし書の規定による昇給については、総理府令で定める期間を附則第三項から附則第五項までの規定により決定される切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

8 切替日以後この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、旧法の規定により新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は改正前の一般職給与法別表第一から別表第七までの適用を受ける職員となつた者（次項の規定の適用を受ける者を除く。）及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員の新法の規定による当該適用又は異動の

日における職務の等級又は俸給月額及び当該俸給月額を受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。

9 切替日以後施行日の前日までの間において、旧法の規定により新たに改正前の一般職給与法別表第一口行政職俸給表（二）の適用を受けるタイプリスト等となつた者については、当該タイプリスト等となつた日以降改正後の一般職給与法別表第一口行政職俸給表（二）を適用するものとし、その者の新法の規定による当該タイプリスト等となつた日における職務の等級又は俸給月額及び当該俸給月額を受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。

10 切替日以後施行日の前日までの間において、旧法の規定により新たに改正前の一般職給与法別表第一から別表第七までの適用を受ける事務官等となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた事務官等の新法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は俸給月額及び当該俸給月額を受けることとなる期間については、他の事務官等との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

11 昭和三十五年十月一日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員等の切替日における俸給月額及び当該俸給月額を受けることとなる期間（附則第六項又は附則第七項の規定により通算されることとなる期間を含む。）については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

12 附則第三項の規定により改正後の一般職給与法別表第一口行政職俸給表（一）の適用を受けることとなるタイプリスト等で、切替日における俸給月額が切替日の前日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額に千円を加えた額（以下この項において「基準額」という。）に達しないものに対しては、その差額を、その受ける俸給月額が基準額に達するまでの間（次項の規定の適用を受ける者にあつては、当該適用を受けることとなるまでの間）、支給する。

13 切替日以後施行日の前日までの間において、旧法の規定により、新たに改正前の一般職給与法別表第一口行政職俸給表（二）の適用を受けるタイプリスト等となつた者及び同表の適用を受けるタイプリスト等でその属する職務の等級又はその受ける俸給月額について異動のあつたもので、当該適用又は異動の日における俸給月額が当該適用又は異動の日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額に千円を加えた額（以下この項において「新職員等の基準額」という。）に達しない者に対しては、その差額を、総理府令で定めるところにより、その受ける俸給月額が新職員等の基準額に達するまでの間、支給する。

14 前二項の規定により差額の支給を受けるタイプリスト等に対する新法の規定の適用については、同法（同法において準用する改正後の一般職給与法の規定を含む。）に規定する俸給には当該差額を含むものとし、新法第十一条の二において準用する改正後の一般職給与法第十条中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十七号）附則第十二項又は附則第十三項の規定による差額との合計額」とする。

15 附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

16 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替えに關し必要な事項は、政令で定める。

17 旧法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（大蔵大臣との協議）

18 附則第三項、附則第七項から附則第十一項まで及び附則第十三項の規定に基づき総理府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

附則別表第一 附則第三項の規定により行政職俸給表（二）の適用を受けることとなるタイプリスト等の職務の等級の切替表		切替日の前日において受けていた俸給月額		切替日における俸給月額	
切替日の前日においてタイプリスト等が属していた行政職俸給表（二）の職務の等級	切替日における行政職俸給表（二）の職務の等級	円	円	円	円
1 等級	6 等級	2,000	2,000	2,000	2,000
2 等級	7 等級	2,100	2,100	2,100	2,100
3 等級	8 等級	2,200	2,200	2,200	2,200
4 等級	8 等級	2,300	2,300	2,300	2,300
5 等級	8 等級	2,400	2,400	2,400	2,400
附則別表第二 附則第三項の規定により行政職俸給表（一）の適用を受けることとなるタイプリスト等の俸給月額の切替表		切替日の前日において受けていた俸給月額		切替日における俸給月額	
切替日の前日においてその属していた職務の等級が行政職俸給表（二）の1等級である者		円		円	
切替日の前日において受けていた俸給月額		円		円	
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700
3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300
4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100
5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600
5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800
5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900
6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100
6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200
6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400
6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700
6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800
6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900
7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
7,300	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400
7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
7,600	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600
7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700
7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800
7,900	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900
8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100
8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200
8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300
8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500
8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600
8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700
8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800
8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900
9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100
9,200	9,200	9,200	9,200	9,200	9,200
9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300
9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400
9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500
9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
9,700	9,700	9,700	9,700	9,700	9,700
9,800	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800
9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

5 5 7 0 0	5 3 4 0 0	5 1 8 0 0	4 8 5 0 0	4 6 2 0 0	4 4 3 0 0	4 0 8 0 0	3 8 5 0 0	3 6 4 0 0	3 4 7 0 0	円	切替日の前日において受けていた俸給月額	ハ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が3等級である者	8 3 8 0 0	8 2 3 0 0	8 0 7 0 0	7 8 2 0 0	7 6 3 0 0	7 7 0 0 0	6 7 4 0 0	6 4 3 0 0	6 1 2 0 0	5 8 1 0 0	5 5 0 0 0	5 4 8 0 0	円	切替日における俸給月額	ロ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が2等級である者	1 0 4 0 0	9 9 3 0 0	9 6 2 0 0	9 3 1 0 0	9 0 0 0 0	8 6 9 0 0	8 3 8 0 0	円	切替日における俸給月額	イ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が1等級である者	7 等級	6 等級	5 等級			
6 1 3 0 0	5 8 2 0 0	5 5 1 0 0	5 2 0 0 0	4 9 7 0 0	4 7 5 0 0	4 5 3 0 0	4 3 1 0 0	3 9 7 0 0	3 7 8 0 0	円	切替日における俸給月額		8 7 0 0 0	8 5 5 0 0	8 3 9 0 0	7 2 4 0 0	7 9 6 0 0	7 3 7 0 0	6 7 5 0 0	6 4 3 0 0	6 1 2 0 0	5 8 5 0 0	5 5 2 0 0	5 2 1 0 0	円	切替日における俸給月額		1 0 6 0 0	1 0 3 0 0	9 9 6 0 0	9 6 3 0 0	9 3 2 0 0	9 0 0 0 0	8 7 2 0 0	8 3 9 0 0	円	切替日における俸給月額		6 等級	5 等級	4 等級		
2 8 3 0 0	2 7 0 0 0	2 5 7 0 0	2 4 4 0 0	2 3 1 0 0	2 2 0 0 0	2 1 9 0 0	1 8 6 0 0	1 6 5 0 0	1 5 4 0 0	円	切替日における俸給月額	ホ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が5等級である者	5 5 4 0 0	5 4 2 0 0	5 3 0 0 0	5 2 8 0 0	4 9 6 0 0	4 8 4 0 0	4 6 3 0 0	4 5 2 0 0	4 3 1 0 0	4 2 0 0 0	3 9 7 0 0	3 7 6 0 0	3 6 4 0 0	円	切替日における俸給月額	ニ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が4等級である者	3 3 2 0 0	3 3 1 0 0	3 2 8 0 0	2 7 5 0 0	2 7 4 0 0	2 5 3 0 0	2 4 2 0 0	円	切替日における俸給月額		6 等級	5 等級	4 等級		
3 0 4 0 0	2 9 0 0 0	2 7 6 0 0	2 6 4 0 0	2 3 2 0 0	2 2 0 0 0	2 1 9 0 0	1 8 6 0 0	1 7 5 0 0	1 6 4 0 0	円	切替日における俸給月額		5 8 6 0 0	5 7 4 0 0	5 6 2 0 0	5 5 0 0 0	4 9 8 0 0	4 8 6 0 0	4 7 5 0 0	4 6 4 0 0	4 5 3 0 0	4 4 2 0 0	4 3 1 0 0	4 2 0 0 0	3 9 7 0 0	円	切替日における俸給月額		3 3 3 0 0	3 3 2 0 0	3 3 1 0 0	3 2 1 0 0	3 1 0 0 0	2 9 4 0 0	2 8 3 0 0	2 7 2 0 0	2 6 1 0 0	円	切替日における俸給月額		7 等級	6 等級	5 等級
6 0 0 0	5 9 0 0	5 7 6 0	4 8 0 0	4 6 5 0	4 5 3 0	4 4 2 0	4 3 1 0	4 2 0 0	4 1 9 0	円	切替日における俸給月額		8 0 0 0	7 9 0 0	7 8 8 0	7 7 6 0	7 6 5 0	7 5 4 0	6 4 3 0	6 3 2 0	6 2 1 0	6 1 0 0	6 0 9 0	6 0 8 0	6 0 7 0	円	切替日における俸給月額		3 3 3 0	3 2 2 0	3 1 1 0	3 0 0 0	2 9 8 0	2 8 7 0	2 7 6 0	2 6 5 0	円	切替日における俸給月額		7 等級	6 等級	5 等級	

切替日の前日において受けていた俸給月額	へ切替日の前日においてその属していた職務の等級が6等級である者	46,000	45,000	44,000	43,000	42,000	41,000	40,000	39,000	38,000	37,000	36,000	35,000	34,000	33,000	32,000	31,000	30,000	29,000
		30,000	35,000	36,000	37,000	38,000	37,000	36,000	35,000	34,000	33,000	32,000	31,000	30,000	29,000	28,000	27,000	26,000	25,000
切替日における俸給月額		48,000	48,000	47,000	46,000	45,000	44,000	42,000	41,000	40,000	38,000	37,000	36,000	34,000	33,000	32,000	31,000	30,000	28,000
		90,000	90,000	91,000	92,000	92,000	90,000	88,000	86,000	82,000	80,000	78,000	74,000	70,000	66,000	62,000	60,000	58,000	50,000

円	ト切替日の前日において受けていた俸給月額	37,000	36,000	35,000	34,000	33,000	32,000	31,000	30,000	29,000	28,000	27,000	26,000	25,000	24,000	23,000	22,000	21,000	20,000	19,000	18,000	17,000	16,000	15,000	14,000	13,000	12,000	11,000	10,000	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000	0			
		30,000	29,000	28,000	27,000	26,000	25,000	24,000	23,000	22,000	21,000	20,000	19,000	18,000	17,000	16,000	15,000	14,000	13,000	12,000	11,000	10,000	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
円	ト切替日における俸給月額	39,000	38,000	37,000	36,000	35,000	34,000	33,000	32,000	31,000	30,000	29,000	28,000	27,000	26,000	25,000	24,000	23,000	22,000	21,000	20,000	19,000	18,000	17,000	16,000	15,000	14,000	13,000	12,000	11,000	10,000	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000	0	0

附則 (昭和三十七年五月一五法律第一三二号) 抄	1,900	1,800	1,700	1,600	1,500	1,400	1,300	1,200	1,100	1,000	900	800	800	800	800	700	600	500	400	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
--------------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

附則 (昭和三十七年五月一五法律第一三二号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。

附則 (昭和三十八年二月二八日法律第七号)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

(俸給の切替え)

2 昭和三十七年十月一日 (以下「切替日」という。) における職員 (防衛庁職員給与法 (以下「旧法」という。) の適用により切替日の前日においてその者が属していた職務の等級 (統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。) における俸給の幅のうちその者が受けていた俸給月額に対応する当該職務の等級における号俸 (以下「旧号俸」という。) と同一の改正後の俸給月額 (この法律による改正後の防衛庁職員給与法 (以下「新法」という。) 別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 (昭和三十八年法律第六号。以下「一般職改正法」という。) による改正後の一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正後の一般職給与法」という。) 別表第一から別表第七までをいう。以下同じ。) に定めるその者の属する職務の等級における号俸による額とする。

3 その者の旧号俸が附則別表第一から附則別表第九までの切替表 (以下「切替表」という。) に掲げられている職員 (次項に規定する職員を除く。) の切替日における俸給月額は、その者に係る切替表におけるその者の旧号俸に対応する号俸と同一の改正後の俸給表に定めるその者の属する職務の等級における号俸による額とする。

4 旧号俸が切替表に掲げられている職員のうち、その者の旧号俸がその者に係る切替表に当該旧号俸に対応する期間の定めのある号俸である者で、その者の切替日において旧号俸を受けていた期間 (切替日前一年以内において旧法第五条第四項の規定により準用する一般職改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律 (以下「改正前の一般職給与法」という。) 第八条第六項ただし書の規定の適用を受けた職員その他総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間。以下この項及び次項において同じ。) がその者に係る切替表に定めるその者の旧号俸に対応する期間に達しないものは、昭和三十八年一月一日、同年四月一日又は同年

[illegible]

1 1 1 1 1 1 1 1 9 8 7 6 5 4 3 2 1 8 7 6 5 4 3 2 1 0	旧 号 俸	区分	職務 の 等 級	附則別表第六 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員 の切替表	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0
					2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 9 8 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0
1 1 1 1 1 1 1 9 8 7 6 5 5 4 3 2 2 1 6 5 4 3 2 1 0	号 俸	4 等 級			2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 9 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 3 2 1 0 0
9 6 3 9 6 月	期 間				9 6 3 9 6
3 3 3 3 2 円 9, 7, 5, 1, 9, 5 6 7 5 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	暫 定 俸 給 月 額				3 3 3 2 2 , , , , , 9 5 1 1 7 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
1 1 1 1 1 1 9 8 8 7 6 5 5 4 3 2 1 5 4 3 2 1 1 0	号 俸	5 等 級			2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 6 5 4 3 3 2 1 0 0
9 6 3 9 6 3 9 6 3 月	期 間				9 6 3 9 6 3 9
3 3 3 3 2 2 2 2 2 円 7, 5, 4, 0, 9, 7, 4, 2, 1, 5 9 3 7 1 5 3 7 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	暫 定 俸 給 月 額				3 3 3 2 2 2 2 , , , , , 6 3 0 1 8 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
					1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 6 5 4 4 3 3 2 1 0 9 6 3
					0 2 0 1 0 1 0, 0, 9, 0 9, 7 9 0

1	旧 号 俸	区分	職務 の 等 級	附則別表第八 医療職俸給表（三） の適用を受ける 職員の切替表	2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 9 8 7 6 5 4 3 2 1 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0	旧 号 俸	区分	職務 の 等 級	附則別表第七 医療職俸給表（二） の適用を受ける 職員の切替表	2 2 2 2 2 2 1 5 4 3 2 1 0 9	
1	号 俸	1 等 級				1 1 1 1 1 1 1 9 8 8 7 6 5 5 4 3 2 2 1 7 6 5 4 3 2 1 0	号 俸	3 等 級			2 1 1 1 0 9 8 7
9 月	期 間					9 6 3 9 6 3 9 6 月	期 間				
0 2 円 0 6 , 1	暫 定 俸 給 月 額					3 3 2 2 2 2 1 円 2, 1, 9, 7, 5, 4, 1, 9, 7 3 9 0 6 2 0 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	暫 定 俸 給 月 額				
1	号 俸	2 等 級				2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 9 8 7 7 6 5 4 3 2 1 1 0 9 8 7 6 5 4 3 3 2 1 0 0	号 俸	4 等 級			
6 月	期 間					9 6 3 9 6 3 9 6 3 月	期 間				
0 1 円 9 , 7 0 1	暫 定 俸 給 月 額					3 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0, 9, 8, 5, 4, 3, 0, 9, 8, 9 7 5 7 5 3 8 6 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	暫 定 俸 給 月 額				2 2 2 1 1 1 1 2 1 0 9 8 7 6
1	号 俸	3 等 級				1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7 6 6 5 4 3 3 2 1 0 0	号 俸	5 等 級			
月	期 間					9 6 3 9 6 3 9 6 3 月	期 間				
円	暫 定 俸 給 月 額					2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 9 8 7 6 5 4 3 2 1 8, 8, 7, 5, 3, 2, 0, 9, 8, 9 0 1 0 9 8 6 6 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	暫 定 俸 給 月 額				

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。
(給与の内払)

10 旧法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。
(大蔵大臣との協議)

11 附則第五項から第七項までの規定に基づき総理府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

附則別表

イ 事務次官、議長及び参事官等俸給表の適用を受けていた職員についての表

事務次官、議長及び参事官等俸給表	職務の等級		
	1等級	2等級	3等級
1—1—13	1—1—13	1—1—14	4—2—23

ロ 一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第七までの俸給表の適用を受けていた職員についての表

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
行政職俸給表(一)	5—2—9	1—1—13	1—1—14	1—1—19	5—1—19	9—1—19	12—1—18
行政職俸給表(二)	1—1—29	1—1—29	1—4—29	2—1—30	2—8—33		
教育職俸給表(一)	1—2—3	1—2—3	3—2—4	6—2—8	1—2—28	1—5—27	
研究職俸給表	1—2—2	1—2—2	5—2—7	1—2—30	1—5—29		
医療職俸給表(一)	1—1—6	1—1—6	1—1—9	3—2—3	1—0—26		
医療職俸給表(二)	1—1—3	1—1—6	7—2—1	1—2—5	1—5—23		
医療職俸給表(三)	2—2—4	7—2—4	1—3—2	1—7—19			

ハ 自衛官俸給表の適用を受けていた職員についての表

階級	陸将	陸将補	海将	海将補	空将	空将補	1等陸佐	2等陸佐	3等陸佐	1等陸尉	2等陸尉	3等陸尉	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	1等海曹	2等海曹	3等海曹	1等空尉	2等空尉	3等空尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹
自衛官俸給表	1—0—2	1—1—1	1—1—3	1—1—5	1—1—5	1—1—5	1—1—5	5—1—6	8—1—9	8—1—9	5—1—0	1—0—1												

備考 本表中「1—1—3」等とあるのは、「1号俸から13号俸までの号俸」等を示す。

附 則 (昭和三十九年七月二日法律第一二三号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十九年二月一七日法律第一七五号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び第四条の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法及び第二条の規定による改正後の防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(附則第十六項については同項後段を削る改正をしないところによる。)の規定は、昭和三十九年九月一日から適用する。

(指定職俸給表等の適用)

3 昭和三十九年九月一日(以下「切替日」という。)の前日において防衛事務次官であつた者、その者の属する職務の等級が一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)別表第一の一等級、別表第五の一等級、別表第六の一等級若しくは別表第七の一等級であつた者又は統合幕僚会議の議長たる自衛官であつた者若しくは

防衛庁職員給与法(以下「法」という。)別表第二の陸将、海将及び空将の甲欄に定める俸給の支給を受けていた自衛官は、切替日においてそれぞれ法別表第一の指定職の欄、一般職給与法別表第八又は法別表第二の陸将、海将及び空将の甲欄若しくは乙欄に定める俸給の支給を受ける職員として定められるものとする。
(俸給の切替え)

4 切替日における職員の俸給月額額は、次項から附則第九項まで及び附則第十一項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。)における俸給の幅のうちのその者が受けていた俸給月額に对应する当該職務の等級における号俸と同一のその者の属する職務の等級における号俸による額とする。

5 附則第三項に規定する職員のうち切替日において法第六條第二項の規定の適用を受けることとなる職員(附則第十一項に規定する職員を除く。)の切替日における俸給月額額は、その者の切替日の前日において受けていた俸給月額に对应する号俸(以下「旧号俸」という。)と同一の号俸による額とする。

6 切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第一に掲げられている職員(附則第十一項に規定する職員を除く。)の切替日における俸給月額額は、それぞれ旧等級に对应する同表に定める職務の等級における旧号俸と同一の号俸による額とする。

7 切替日の前日において法別表第二の陸将、海将及び空将の乙欄に掲げる俸給月額を受けていた職員(附則第十一項に規定する職員を除く。)の切替日における俸給月額額は、同表の陸将、海将及び空将の丙欄における旧号俸と同一の号俸による額とする。

8 旧等級が法別表第一の二等級、一般職給与法別表第一の三等級又は法別表第二の陸将補、海将補及び空将補若しくは一等陸佐、一等海佐及び一等空佐であつた職員(附則第十一項に規定する職員を除く。)の切替日における俸給月額額は、その者の属する職務の等級(旧等級が一般職給与法別表第一の三等級であつた者にあつては、二等級)におけるその者の旧号俸の号数から一を減じた号数の号俸(旧号俸が一号俸であつた者にあつては、一号俸)による額とする。

9 旧等級が法別表第一の三等級又は一般職給与法別表第一の四等級であつた職員(附則第十一項に規定する職員を除く。)の切替日における俸給月額額は、総理府令で定める職員にあつては、それぞれ法別表第一の三等級又は一般職給与法別表第一の三等級における旧号俸に对应する附則別表第二に定める号俸による額とし、その他の職員にあつては、それぞれ法別表第一の四等級又は一般職給与法別表第一の四等級における旧号俸と同一の号俸による額とする。
(改正前の俸給月額を受けていた期間の通算)

10 附則第四項及び第六項から前項までの規定により切替日における俸給月額を決定される職員に對する切替日以降における最初の法第五條第三項において準用する一般職給与法第八條第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。
(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

11 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれをこえる俸給月額を受ける期間に通算されることとなる期間は、政令で定める。

(昇給期間の短縮)

12 昭和三十七年九月三十日において附則別表第三又は附則別表第四に掲げられている号俸と同一の号俸による俸給月額を受けていた職員及びこれらの表に号俸の掲げられている職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員でそれぞれ総理府令で定めるもの並びに総理府令で定めるこれらに準ずる職員に對する切替日(昭和三十九年十月一日において昇給規定(第一条の規定による改正前の法第五條第四項において準用する一般職給与法第八條第六項又は第八項ただし書の規定をいう。)により昇給した職員にあつては、この法律の施行の日)以

降における最初の昇給規定（法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第六項又は第八項ただし書の規定をいう。以下同じ。）の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で総理府令で定めるものを除き、昇給規定に定める期間から三月（昭和三十七年九月三十日において附則別表第四に掲げられている号俸による俸給月額を受けていた職員及び同表に掲げられている職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員でそれぞれ総理府令で定めるもの並びに総理府令で定めるこれらに準ずる職員（以下「六月短縮職員」という。）にあつては、六月）を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間とする。

13 前項の規定の適用により昭和三十九年十月一日に昇給することとなる六月短縮職員のうち、当該昇給前の俸給月額を受けていた期間（附則第十一項の規定により当該俸給月額を受ける期間に通算されることとなる期間を含む。）が前項の規定により短縮された昇給規定に定める期間をこえる職員で総理府令で定めるものの昭和三十九年十月二日以降における最初の昇給規定の適用については、昇給規定に定める期間から三月を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間とする。（切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等）

14 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の法の規定により、新たに同法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第七十四号）による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第七までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち総理府令で定める職員の同条の規定による改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整）

15 昭和三十三年四月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

16 （改正前の俸給月額の基礎）
附則第三項から前項までの規定の適用については、第一条の規定による改正前の法の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、同法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。

17 第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の法の規定による給与の内払とみなす。（政令への委任）

18 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。（大蔵大臣との協議）

19 附則第九項から第十五項まで（第十一項を除く。）の規定に基づき総理府令を定める場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

附則別表第一 職務の等級の切替表

俸給表	旧等級	切替日における職務の等級
行政職俸給表（一）	2等級	1等級
教育職俸給表（一）	2等級	1等級
	3等級	2等級
	4等級	3等級
	5等級	4等級

研究職俸給表	6等級	5等級
	2等級	1等級
	3等級	2等級
	4等級	3等級
	5等級	4等級
	6等級	5等級
医療職俸給表（一）	2等級	1等級
	3等級	2等級
	4等級	3等級
	5等級	4等級
	6等級	5等級

附則別表第二 法別表第一の3等級又は一般職給与法別表第一イの3等級となる職員の号俸の切替表

イ 法別表第一の3等級となる職員	旧号俸	切替日における号俸
	1号俸から8号俸までの号俸	1号俸
	9号俸	2号俸
	10号俸	3号俸
	11号俸	4号俸
	12号俸	5号俸
	13号俸	6号俸
	14号俸	7号俸
	15号俸	8号俸
	16号俸	9号俸
	17号俸	10号俸
	18号俸	11号俸
	19号俸	12号俸
	20号俸	13号俸

ロ 一般職給与法別表第一イの3等級となる職員	旧号俸	切替日における号俸
	1号俸から5号俸までの号俸	1号俸
	6号俸	2号俸
	7号俸	3号俸
	8号俸	4号俸
	9号俸	5号俸
	10号俸	6号俸
	11号俸	7号俸
	12号俸	8号俸
	13号俸	9号俸
	14号俸	10号俸
	15号俸	11号俸
	16号俸	12号俸
	17号俸	13号俸

附則別表第三 昇給期間が3月短縮される号俸の表

イ 参事官等についての表	職務の等級	1等級	2等級	3等級

事務次官、議長及び参事官等俸給表	1 1 3	1 1 4	4 2 3
------------------	-------	-------	-------

口 事務官等についての表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
行政職俸給表(一)	1 1 3	1 1 4	4 1 9	9 1 9	1 3 1 9	1 6 1 8	
行政職俸給表(二)	9 1 2	1 5 1 8	1 8 2 1	2 5 2 8	3 2 3 3		
教育職俸給表(一)	1 1 2	1 5 2 3	7 2 4	1 0 2 8	1 6 2 8	1 9 2 7	
研究職俸給表	1 1 2	1 1 2 2	9 2 7	1 6 3 0	1 9 2 9		
医療職俸給表(一)	1 1 3	1 1 6	1 1 9	7 2 3	1 4 2 6		
医療職俸給表(二)	1 1 3	1 1 6	1 1 9	1 6 2 5	1 9 2 3		
医療職俸給表(三)	6 2 4	1 1 2 4	1 7 2 1				

ハ 自衛官についての表

階級	陸将	陸将補	1 等陸佐	2 等陸佐	3 等陸佐	1 等陸尉	2 等陸尉	3 等陸尉	1 等陸曹	2 等陸曹
海将	海将	海将補	1 等海佐	2 等海佐	3 等海佐	1 等海尉	2 等海尉	3 等海尉	1 等海曹	2 等海曹
空将	空将	空将補	1 等空佐	2 等空佐	3 等空佐	1 等空尉	2 等空尉	3 等空尉	1 等空曹	2 等空曹
自衛官俸給表	1 1 0	1 1 1	1 1 3	1 1 5	2 1 5	5 1 5	9 1 6	1 2 1	1 2 1	1 4 1 5

備考 これらの表中「1 1 3」等とあるのは、「防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第七号)」による改正前の法の規定による1号俸から13号俸までの号俸」等を示す。
附則別表第四 昇給期間が6月短縮される号俸の表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
行政職俸給表(一)	1 3 2 9	1 9 2 9	2 2 2 9	2 9 3 0

備考 この表中「1 3 2 9」等とあるのは、「防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第七号)」による改正前の法の規定による13号俸から29号俸までの号俸」等を示す。

附 則 (昭和四〇年二月二七日法律第一四九号)

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第十二項から第十四項までの規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法の規定は、昭和四十年九月一日から適用する。(俸給の切替え)

3 昭和四十年九月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額、次項及び附則第六項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。)における俸給の幅のうちのその者が受けていた俸給月額に対応する当該職務の等級における号俸と同一のその者の属する職務の等級における号俸による額とする。

4 切替日の前日において防衛庁職員給与法(以下「法」という。)別表第一の指定職の甲欄若しくは乙欄又は一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)別表第八の甲欄若しくは乙欄に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、それぞれその者の切替日の前日において受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の号俸による額とする。

(改正前の俸給月額を受けていた期間の通算)

5 附則第三項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第六項の規定の適用については、

その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

6 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、政令で定める。

(昇給期間の短縮)

7 昭和三十一年九月三十日において附則別表に掲げられている号俸と同一の号俸による俸給月額を受けていた職員で総理府令で定めるもの及び総理府令で定めるこれに準ずる職員に対する切替日(昭和四十年十月一日において昇給規定(法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第六項又は第八項ただし書の規定をいう。以下この項において同じ。)により昇給した職員にあつては、この法律の施行の日)以降における最初の昇給規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で総理府令で定めるものを除き、昇給規定に定める期間から三月を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間とする。

(切替日から施行日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等)

8 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の法の規定により、新たに同法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十年法律第四十七号)による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち総理府令で定める職員の同条の規定による改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

9 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(改正前の俸給月額の基礎)

10 附則第三項から前項までの規定の適用については、第一条の規定による改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、同法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内払)

11 第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて、切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(既退職者に対する法附則第九項の適用)

12 第一条の規定による改正後の法附則第九項の規定は、附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十年八月三十一日以前(公務上の傷病又は死亡以外の理由により退職した者については、同日以前昭和三十一年七月一日までの間)に退職した同法附則第九項に規定する者についても適用する。この場合において、同項の規定により自衛官等としての在職期間に引き続いたものとみなされる期間の二分の一に相当する期間は、国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七条の勤続期間から除算する。

13 前項に規定する者(その者の退職が死亡による場合には、当該退職に係る退職手当の支給を受けたその遺族)が防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十四号)の施行の日の前日までに死亡した場合においては、当該退職について同項の規定の適用により支給することとなる退職手当は、当該退職した者の遺族(当該退職手当の支給を受けた遺族が死亡し

た場合には、他の遺族）で同日までに死亡したもの以外のものに対し支給する。この場合においては、国家公務員等退職手当法第十一条の規定を準用する。

14 附則第十二項の規定の適用により支給することとなる退職手当の支給は、同項に規定する者の（遺族に支給する場合にあつては、当該遺族）の請求により行なう。この場合において、その者の同項の退職につきすでに支給された退職手当は、同項の規定の適用により支給することとなる退職手当の内払とみなす。

（扶養手当の経過規定）

15 昭和四十一年一月一日前に新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に法第十三条第一項第一号に掲げる事実が生じた場合において、これらの職員が、同日以後それぞれその者が職員となつた日又は同号に掲げる事実が生じた日から十五日（自衛官については、三十日）以内に同項の規定による届出をしたときにおける当該届出に係る事実に係る扶養手当の支給の開始又はその支給額の改定については、なお従前の例による。

（期末手当及び勤勉手当の経過規定）

16 第二条の規定による改正後の法第十八条の三の規定の昭和四十一年三月一日における適用については、同条第一項第一号中「十二月以内」とあるのは、「十一月十七日以内」とする。

17 第二条の規定による改正後の法第十八条の二及び第十八条の三の規定の昭和四十一年六月一日における適用については、同法第十八条の二第二項各号列記以外の部分中「六月以内」とあるのは「五箇月十七日以内」と、同項第一号及び第二号中「六月」とあるのは「五箇月十七日」と、同項第二号及び第三号中「三月」とあるのは「二箇月十七日」と、同法第十八条の三第一項第二号中「六月以内」とあるのは「五箇月十七日以内」とする。

（政令への委任）

18 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則別表 昇給期間が短縮される号俸の表

イ 参事官等についての表

職務の等級	
3等級	

事務次官、議長及び参事官等俸給表

ロ 事務官等についての表

職務の等級		職務の等級	
1等級		2等級	
2等級		3等級	
3等級		4等級	
4等級		5等級	
5等級		6等級	
6等級		7等級	
7等級			
8等級			
9等級			
10等級			
11等級			
12等級			
13等級			
14等級			
15等級			
16等級			
17等級			
18等級			
19等級			
20等級			
21等級			
22等級			
23等級			
24等級			
25等級			
26等級			
27等級			
28等級			
29等級			
30等級			
31等級			
32等級			
33等級			
34等級			
35等級			
36等級			
37等級			
38等級			
39等級			
40等級			
41等級			
42等級			
43等級			
44等級			
45等級			
46等級			
47等級			
48等級			
49等級			
50等級			
51等級			
52等級			
53等級			
54等級			
55等級			
56等級			
57等級			
58等級			
59等級			
60等級			
61等級			
62等級			
63等級			
64等級			
65等級			
66等級			
67等級			
68等級			
69等級			
70等級			
71等級			
72等級			
73等級			
74等級			
75等級			
76等級			
77等級			
78等級			
79等級			
80等級			
81等級			
82等級			
83等級			
84等級			
85等級			
86等級			
87等級			
88等級			
89等級			
90等級			
91等級			
92等級			
93等級			
94等級			
95等級			
96等級			
97等級			
98等級			
99等級			
100等級			

ハ 自衛官についての表

階級		階級	
3等陸佐		1等陸尉	
3等海佐		1等海尉	
3等空佐		1等空尉	
1等陸尉		2等陸尉	
1等海尉		2等海尉	
1等空尉		2等空尉	
2等陸尉		3等陸尉	
2等海尉		3等海尉	
2等空尉		3等空尉	
3等陸尉		1等陸曹	
3等海尉		1等海曹	
3等空尉		1等空曹	
1等陸曹		2等陸曹	
1等海曹		2等海曹	
1等空曹		2等空曹	
2等陸曹		3等陸曹	
2等海曹		3等海曹	
2等空曹		3等空曹	
3等陸曹			
3等海曹			
3等空曹			

備考 これらの表中「1等3等」とあるのは、「防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第七号）による改正前の法の規定による1号俸から3号俸までの号俸」等を示す。

附 則（昭和四十一年五月九日法律第六十七号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則（昭和四十一年二月二日法律第一四一号） 抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。

（俸給の切替え）

2 昭和四十一年九月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額、次項、附則第五項及び附則第六項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

3 切替日の前日において防衛庁職員給与法（以下「法」という。）別表第一の指定職の乙欄、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）別表第八の乙欄又は法別表第二の陸将、海将及び空将の乙欄に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、切替日の前日においてその者の受けていた給与額を基準として、防衛庁長官が内閣総理大臣の承認を得て定める。

（改正前の俸給月額を受けていた期間の通算）

4 附則第二項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の法第五条第三項において準用する一般職給与法第八條第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（特定の俸給月額の切替え等）

5 切替日の前日においてその者の受けていた俸給月額が附則別表に掲げる俸給月額である職員の切替日における俸給月額は、それぞれその者が受けていた俸給月額に対応する同表に掲げる俸給月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）

6 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。

（切替日から施行日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等）

7 切替日からこの法律の施行の日までの間に異動した職員の俸給月額等）
（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整）
8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（改正前の俸給月額の基礎）
9 附則第二項から前項までの規定の適用については、この法律による改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、同法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならぬ。

10 (給与の内払)
この法律による改正前の法の規定に基づいて、切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この法律による改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
(政令への委任)

11 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則別表

俸給表	切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
法別表第一	円 53,100	円 58,900
一般職給与法別表第一イ	円 29,600	円 33,600
	円 38,600	円 43,100
法別表第二	円 49,200	円 54,600

附則 (昭和四十二年七月二十八日法律第九〇号)

この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附則 (昭和四十二年二月二日法律第一四三号)

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四百十一号)の施行の日の属する月の翌月の初日(その施行の日が月の初日であるときは、その日)から、第四条の規定は昭和四十三年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法(同法第十八条の二(同条第一項に規定する基準日が十二月一日である期末手当に関する部分を除く。))及び第十八条の三(同条第一項に規定する基準日が十二月一日である勤勉手当に関する部分を除く。))を除く。以下「新法」という。の規定、第二条の規定による改正後の防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(以下「改正後の昭和三十三年改正法」という。))の規定並びに附則第九項から第十四項まで及び第十八項の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

(俸給の切替え)

3 昭和四十二年八月一日(以下「切替日」という。))における職員の俸給月額は、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ。))におけるその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

(改正前の俸給月額を受けていた期間の通算)

4 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。))第八条第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

5 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。

(切替日から施行日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等)

6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。))の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(以下「昭和四十二年一般職給与改正

法」という。))による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。))から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(改正前の俸給月額の基礎)

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

9 旧法又は第二条の規定による改正前の防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の規定に基づいて切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、それぞれ、新法又は改正後の昭和三十三年改正法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、新法の規定により調整手当を支給されることとなる職員に支払われた暫定手当(新法第六条第一項の規定に基づく政令で指定する職員にあつては、改正後の昭和三十三年改正法附則第十六項後段の規定により俸給とみなされる額以外の額に係るものに限る。))は、新法の規定による調整手当の内払とみなす。

(政令への委任)

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (昭和四三年二月二日法律第一〇七号)

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和四十四年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。))の規定は、昭和四十三年七月一日から適用する。

(俸給の切替え)

3 昭和四十三年七月一日(以下「切替日」という。))における職員の俸給月額は、次項、附則第五項及び附則第七項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ。))におけるその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

(特定の俸給月額の切替え)

4 切替日の前日においてその者の属していた職務の等級が一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。))別表第七ハの三等級であつた職員(附則第七項に規定する職員を除く。))の切替日における俸給月額は、その者の切替日の前日において受けていた俸給月額に対応する号俸の号数に一を加えて得た号数の号俸による額とする。

5 切替日の前日において、その者の属していた階級が二等陸佐、二等海佐又は二等空佐であつた自衛官でその者の受けていた俸給月額が附則別表に掲げる俸給月額であるものの切替日における俸給月額は、その者が受けていた俸給月額に対応する同表に掲げる俸給月額とする。

(改正前の俸給月額を受けていた期間の通算)

6 前三項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第六項の規定の適用については、そ

の者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

4 切替日の前日において医師又は歯科医師である自衛官でその者の受けていた俸給月額が九万八千六百円以下であるものの切替日における俸給月額は、切替日の前日において当該自衛官が受けていた俸給月額から一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十二号）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条の三に規定する医療職俸給表（一）の適用を受ける職員に係る初任給調整手当を考慮し防衛庁長官が内閣総理大臣の承認を得て定める額を控除した額に最も近い第一条の規定による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）別表第二のその者の属する階級における俸給月額に対応する号俸と同一の当該階級における号俸による額とする。

7 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。

5 前二項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（以下「一般職給与法」という。）第八条第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（切替日から施行日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等）

（改正前の俸給月額を受けていた期間の通算）

8 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第五号）による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。

6 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。

（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整）

（最高号俸等を受ける職員等の俸給の切替え等）

9 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

11 旧法の規定に基づいて切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（改正前の俸給月額の基礎）

（切替日から施行日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等）

10 附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

7 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、旧法の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。

（給与の内払）

（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整）

11 旧法の規定に基づいて切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）

8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則別表

（改正前の俸給月額の基礎）

切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
円 105,600	円 114,900
107,700	117,200
109,600	119,400

9 附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

附則（昭和四十四年二月二日法律第七四号）

（給与の内払）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和四十五年四月一日から施行する。

10 旧法の規定に基づいて切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与（寒冷地手当を含むものとする。以下この項において同じ。）は、新法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、附則第四項の規定の適用を受ける者については、旧法の規定により当該期間に支払われた俸給月額並びにこれに対する俸給の特別調整額、期末手当、勤勉手当、隔遠地手当、乗組手当及び寒冷地手当の額の合計額（以下この項において「俸給等の合計額」という。）のうち、新法の規定により当該期間に支給されることとなる俸給等の合計額をこえる部分は、その者に新法の規定により支給されることとなる初任給調整手当の内払とみなす。

2 第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定（同法第四条の二の規定を除く。）は、昭和四十四年六月一日から適用する。

11 附則第四項の規定の適用を受ける者で、切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に新法の規定による俸給月額が旧法の規定による俸給月額に達しないこととなる期間があるものに対する当該期間における退職手当及び国家公務員共済組合に関する法令の規定の適用については、新

（俸給の切替え）

（初任給調整手当に関する経過措置）

3 昭和四十四年六月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、次項及び附則第六項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

12 附則第四項の規定の適用を受ける者で、切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に新法の規定による俸給月額が旧法の規定による俸給月額に達しないこととなる期間があるものに対する当該期間における退職手当及び国家公務員共済組合に関する法令の規定の適用については、新

（特定の俸給月額の切替え）

12 (政令への委任)
附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(衛視等の期間を有する准陸尉等の退職共済年金等の受給資格に関する特例)

第二条 警察監獄職員（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二十号）以下「**施行法**」という。）第二十四条の二に規定する警察監獄職員をいう。以下同様とす。

該恩給更新組合員であつた者のうち、この法律の施行の際現に一等陸曹以下、一等海曹又は一等空曹以下の自衛官（以下「一等陸曹等」という。）として在職している者が、引き続き陸曹長、海曹長若しくは空曹長である自衛官（以下「陸曹長等」という。）となり、かつ、陸曹長等からその者の意思によることなく引き続き准陸尉、准海尉若しくは准空尉である自衛官（以下「准陸尉等」という。）となり（防衛庁設置法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十三号）以下「昭和五十五年法律第九十三号」という。）の施行の日前に一等陸曹等からその者の意思によることなく引き続き准陸尉等となつた場合（以下「施行前准陸尉等昇任の場合」という。）を含む）、当該准陸尉等として退職した場合又は当該准陸尉等からその者の意思によることなく引き続き三等陸尉、三等海尉若しくは三等空尉以上の自衛官（以下「幹部自衛官」という。）となり、当該幹部自衛官として退職した場合において、その者の昭和三十四年十月一日前の警察在職年（施行法第二条第十二号に規定する警察在職年をいう。以下同じ。）が八年以上である者にあつては、その者の衛視等（同条第三号に規定する衛視等をいう。以下同じ。）であつた期間が二年以上、その者の同日前の警察在職年が四年以上八年未満である者にあつては、その者の衛視等であつた期間が六年以上、その者の同日前の警察在職年が四年未満である者にあつては、その者の衛視等であつた期間が八年以上であり、かつ、衛視等であつた期間の年月数と准陸尉等であつた期間の年月数とを合算した年月数が十五年（当該衛視等であつた期間の年月数と准陸尉等であつた期間の年月数とを合算した年月数とを合算した年月数のうち昭和五十五年一月一日前の期間が十二年未満である者にあつては、十六年）以上であるときは、その者を施行法第二十五条各号に掲げる者に該当するものとみなして同条の規定を適用する。

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。

(俸給の切替え)

3 昭和四十五年五月一日（以下「切替日」という。）における職員（の俸給月額）は、次項及び附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

(特定の俸給月額の切替え)

4 切替日の前日において防衛庁職員給与と法別表第一の指定職の乙欄、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）別表第八の乙欄又は防衛庁職員給与と法別表第二の陸将、海将及び空将の乙欄に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、第一条の規定による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）

の規定により切替日の前日においてその者の受けていた俸給月額等を基準として、防衛庁長官が内閣総理大臣の承認を得て定める。

5 切替日の前日においてその者の属する職務の等級が一般職給与法別表第五イの一等級又は同法別表第六の一等級若しくは二等級である職員のうち、旧法の規定により切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額が附則別表に掲げられている職員の切替日における俸給月額は、それぞれの者が受けていた俸給月額に対応する同表に定める俸給月額とする。

(改正前の俸給月額を受けていた期間の通算)

6 附則第三項及び前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用される一般職給与方法第八条第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替等)

切替日の前において職務の等級の最高の見俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受ける職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。

(切替日から施行日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等)

8 切替日からの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、旧法の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員との給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百十九号。以下「一般職給与改正法」という。）による「改正前の一般職給与法」（以下「改正前一般職給与法」という。）別表第一、別表第四若しくは「別表第五（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

9 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(改正前の俸給月額の基礎)

10 附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(調整手当に関する経過措置)

11 新法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五の規定は、旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の四の規定による調整手当て切替日前に支給事由がなくなつたものに係る異動又は移転については、適用しない。

(特地勤務手当に関する経過措置)

12 切替日から施行日の前日までの間において、旧法第十四条第二項において準用する改正前の法第十三条の二の規定による隔遠地手当を受けていた期間がある職員に対する新法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十三条の二の規定による特地勤務手当の額については、一般職給与改正法附則第十項の規定の例による。

(平均給与額計算の基礎となる給与の経過措置)

昭和四十五年七月三十一日以前に発生した事故に起因する負傷若しくは死亡又は同日以前に診断によつてその発生が確定した疾病に係る新法第二十七条第二項の規定の適用については、同項「調整手当」とあるのは「調整手当（防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律（昭和四十五年

年法律第二百一十一号。以下「昭和四十五年改正法」という。）による改正前の防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第五十五号）又は防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第四十三号）の規定による暫定手当を含む。」と、「特地勤務手当」とあるのは「特地勤務手当（昭和四十五年改正法による改正前の防衛庁職員給与法第十四条の規定による隔遠地手当を含む。）」とする。

14 旧法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、隔遠地手当は、新法の規定による特地勤務手当の内払とみなす。

（政令への委任）

15 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則別表

俸給表	職務の等級		切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
	区分			
教育職俸給表（一）	1等級	円	77,440	円
				90,400
研究職俸給表	1等級		72,140	89,000
				000
	2等級		47,610	89,000
				000
			50,660	60,800

附 則（昭和四十六年二月一五法律第二三三号）

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十項の規定は、昭和四十七年一月一日から施行する。

2 この法律による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定は、昭和四十六年五月一日から適用する。

（俸給の切替え）

3 昭和四十六年五月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、次項及び第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

（特定の俸給月額の切替え等）

4 切替日の前日においてその者の受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）が附則別表の旧俸給月額欄に掲げられている俸給月額である職員（以下「特定俸給月額職員」という。）のうち、旧俸給月額が同表の期間欄に期間の定めのない俸給月額である職員及び旧俸給月額が同欄に期間の定めのある俸給月額である職員で切替日において旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間。以下同じ。）が同欄に定める期間に達しているものの切替日における俸給月額は、旧俸給月額に対応する同表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

5 特定俸給月額職員のうち、旧俸給月額が附則別表の期間欄に期間の定めのある俸給月額で切替日において旧俸給月額を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、昭和四十六年七月一日、同年十月一日又は昭和四十七年一月一日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧俸給月額を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧俸給月額に対応する同表の新俸給月額欄に定める俸給月額を受けるものとし、その

者の切替日から当該直近の日の前日までの間における俸給月額は、旧俸給月額に対応する同表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額とする。

6 附則第三項及び第四項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（旧俸給月額が附則別表の期間欄に期間の定めのある俸給月額である職員にあつては、旧俸給月額を受けていた期間から当該旧俸給月額に対応する同欄に定める期間を減じた期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）

7 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替期間に異動した職員の俸給月額等）

8 切替日からこの法律の施行日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第二百一十一号）第一条の規定による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。この場合において、その俸給月額を附則別表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員の当該俸給月額を受けることがなくなつた日における俸給月額は、総理府令で定める。

（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整）

9 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（切替え等の規定の準用）

10 附則第三項、第七項及び前項の規定は、防衛庁職員給与法第四条第二項の規定に基づき昭和四十七年一月一日前から引続き一般職給与法別表第五二教育職俸給表（四）の適用を受ける職員の同日における俸給月額の切替え等について準用する。

（旧俸給月額等の基礎）

11 附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（新法第五条の適用の経過措置）

12 新法第五条の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間における適用については、同条第一項本文中「俸給月額」とあるのは「俸給月額又は防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第二百一十三号）附則別表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額」とする。

13 附則別表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額を受ける職員に関する新法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第七項の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間における適用については、政令で定める。

（給与の内払）

14 旧法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。
(給与の内払)

8 旧法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。
(政令への委任)

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (昭和四十七年十一月三日法律第二二四号)

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の防衛庁職員給与法の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。

附 則 (昭和四十八年八月一〇日法律第六九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）の施行の日から施行する。

(防衛庁職員給与法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による改正後の防衛庁職員給与法第二十二條第一項の規定は、この法律の施行の日以後に発生した事故に起因する改正後の同法第一條に規定する通勤による災害について適用する。

附 則 (昭和四十八年九月二六日法律第九七号)

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四條第二項の改正規定は、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号）第一條中防衛医科大学校に係る規定の施行の日から施行する。

2 この法律による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定（第四條第二項の規定中防衛医科大学校の学生に係る部分を除く。）は、昭和四十八年四月一日から適用する。
(俸給の切替え)

3 昭和四十八年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、次項から附則第六項まで及び附則第八項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。
(特定の俸給月額の切替え)

4 切替日の前日においてその者の属していた職務の等級が一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十五号。以下「一般職給与改正法」という。）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正前の一般職給与法」という。）別表第一ロ又は別表第七ロの一等級であつた職員（附則第八項に規定する職員を除く。）の切替日における俸給月額は、総理府令で定める職員にあつては、旧俸給月額に対応する附則別表第一の新俸給月額欄に定める一般職給与改正法による改正後の一般職給与法（以下「改正後の一般職給与法」という。）別表第一ロ又は別表第七ロの特一等級における俸給月額とし、その他の職員（次項及び附則第六項に規定する職員を除く。）にあつては、旧俸給月額に対応する号俸と同一の改正後の一般職給与法別表第一ロ又は別表第七ロの一等級における号俸による額とする。

5 旧俸給月額が附則別表第二のイからヌまでの表（以下「切替表」という。）の旧俸給月額欄に掲げられている俸給月額である職員（前項に規定する総理府令で定める職員を除く。以下「特定俸給月額職員」という。）のうち、旧俸給月額が切替表の期間欄に期間の定めのない俸給月額である職員及び旧俸給月額が同欄に期間の定めのある俸給月額である職員で切替日において旧俸給

月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間。次項及び附則第七項第二号において同じ。）が同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における俸給月額は、旧俸給月額に対応する切替表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

6 特定俸給月額職員のうち、旧俸給月額が切替表の期間欄に期間の定めのある俸給月額である職員で切替日において旧俸給月額を受けていた期間が同欄の左欄に定める期間に達していないものは、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日が、昭和四十八年七月一日以前であるときは同日に、同月二日以後であるときは同年十月一日に、旧俸給月額に対応する切替表の新俸給月額欄に定める俸給月額を受けるものとし、その者の切替日から切替表の新俸給月額欄に定める俸給月額を受ける日の前日までの間における俸給月額は、旧俸給月額に対応する切替表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額とする。
(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

7 附則第三項から第五項までの規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五條第三項において準用する改正後の一般職給与法第八條第六項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

一 附則第三項又は第四項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員及び附則第五項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員のうち旧俸給月額が切替表の期間欄に期間の定めのない俸給月額である職員 旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）

二 附則第五項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員のうち旧俸給月額が切替表の期間欄に期間の定めのある俸給月額である職員 旧俸給月額を受けていた期間が九月未満である職員にあつては旧俸給月額を受けていた期間から当該旧俸給月額に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧俸給月額を受けていた期間が九月以上である職員にあつては旧俸給月額を受けていた期間から当該旧俸給月額に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間
(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

8 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間に異動した職員の俸給月額等)

9 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。この場合において、その俸給月額が切替表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員の当該俸給月額を受けることがなくなつた日における俸給月額は、総理府令で定める。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

10 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
(旧俸給月額等の基礎)

[illegible]

3等空尉	1 2 3, 2 0 0	1 4 5, 9 0 0	6	9	1 4 3, 6 0 0
准陸尉	1 2 0, 7 0 0	1 4 1, 4 0 0	6	6	1 4 0, 6 0 0
准海尉	1 2 2, 7 0 0	1 4 4, 9 0 0	6	9	1 4 2, 6 0 0
准空尉					
1等陸曹	1 1 1, 3 0 0	1 3 1, 4 0 0	6	3	1 3 0, 7 0 0
1等海曹	1 1 3, 3 0 0	1 3 4, 8 0 0	6	6	1 3 2, 7 0 0
1等空曹					

附 則（昭和四十八年一〇月一六日法律第二一六号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年五月二日法律第四〇号）

（施行期日等）

1 この法律は、昭和四十九年七月一日から施行する。ただし、第十六条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）第十六条第三項の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

（退職手当の特例に関する経過措置）

3 昭和四十九年七月一日（以下この項において「施行日」という。）に現在に職する自衛官のうち、施行日前に自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十六条第四項の規定により任用された者で次の各号のいずれかに掲げる者に対する新法第二十八条第一項又は第二項の規定による退職手当の額の算定については、これらの規定により退職又は死亡当時の俸給月額に乘すべき日数は、これらの規定にかかわらず、この法律による改正前の防衛庁職員給与法第二十八条第一項又は第二項の規定による日数に、当該各号に定める日数を加えた日数とする。

一 新法第二十八条第一項第二号に掲げる者 昭和四十九年七月からその者が退職し、又は死亡した日の属する月までの月数に応じ一月につき四日

二 新法第二十八条第一項第三号に掲げる者 昭和四十九年七月からその者が退職し、又は死亡した日の属する月までの月数に応じ一月につき二日

（政令への委任）

4 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（昭和四十九年六月四日法律第七四号）

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律、特別職の職員の給与に関する法律、防衛庁職員給与法及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（附則第五項において「改正後の一般職の職員の給与に関する法律等」という。）の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

（最高号俸を超える俸給月額を受ける職員の俸給月額等）

2 昭和四十九年四月一日において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定により、職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員の改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による同日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

3 昭和四十九年四月二日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員の改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

4 前二項の規定は、防衛庁職員給与法の適用を受ける職員について準用する。この場合において、これらの規定中「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「防衛庁職員給与法」と、

「職務の等級」とあるのは「職務の等級（自衛官にあつては、階級）」と、附則第二項中「人事院規則」とあり、又は前項中「人事院」とあるのは「総理府令」と読み替えるものとする。

（給与の内払）

5 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員、防衛庁職員給与法の適用を受ける職員又は沖縄国際海洋博覧会政府代表が、改正前の一般職の職員の給与に関する法律、特別職の職員の給与に関する法律、防衛庁職員給与法又は沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定に基づいて、昭和四十九年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ、改正後の一般職の職員の給与に関する法律等の規定による給与の内払とみなす。

（命令への委任）

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則（防衛庁職員給与法の適用を受ける職員に関する事項にあつては、政令）で定める。

附 則（昭和四十九年二月二三日法律第一〇七号）

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

（俸給の切替え）

2 昭和四十九年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、附則第四項に定めるものを除き、切替日においてこの法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定によりその者が属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

（旧俸給月額を受けていた期間の通算）

3 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第八条第六項の規定の適用については、その者の旧俸給月額に対応する職務の等級における号俸による額を受けていた切替日前の期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）

4 切替日において旧法の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新法の規定による切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替期間に異動した職員の俸給月額等）

5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、旧法の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第五五号）による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整）

6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新法の規定による切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において新法の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内払)

8 職員が旧法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (昭和五〇年七月二一日法律第六二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年二一月七日法律第七三号)

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第十二項の規定は、昭和五十一年二月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)

3 昭和五十一年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額は、次項及び附則第六項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

(特定の俸給月額の切替え)

4 切替日の前日においてその者の属していた職務の等級が一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十年法律第七十一号。以下「一般職給与改正法」という。)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正前の一般職給与法」という。)別表第七の二の等級であつた職員(附則第六項に規定する職員を除く。)の切替日における俸給月額は、総理府令で定める職員にあつては、旧俸給月額に対応する附則別表の新俸給月額欄に定める一般職給与改正法による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の一般職給与法」という。)別表第七の二の特二等級における俸給月額とし、その他の職員にあつては、旧俸給月額に対応する号俸と同一の改正後の一般職給与法別表第七の二の等級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

5 附則第三項及び前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する改正後の一般職給与法第八條第六項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

6 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間に異動した職員の俸給月額等)

7 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、第一条の規定による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハ

を除く。)から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

9 附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

10 切替期間において、旧法第十四條第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一條の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、新法第十四條第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一條の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四條第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一條の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、新法第十四條第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一條の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際旧法第十四條第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一條の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続き期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、新法第十四條第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一條の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四條第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一條の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員はこの法律の施行の日から昭和五十一年三月三十一日(同日前に政令で定める事由が生じた職員にあつては、政令で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

11 職員が旧法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、新法(住居手当については、新法第十四條第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一條の六又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

(切替え等の規定の準用)

12 附則第三項、第五項、第六項及び第九項の規定は、昭和五十一年一月三十一日において一等陸曹、一等海曹又は一等空曹以下の自衛官として在職していた者の同年二月一日における俸給月額の切替え等について準用する。

(政令への委任)

13 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則別表 改正後の一般職給与法別表第七の特二等級となる職員の俸給月額の切替表

旧俸給月額		新俸給月額	
円	円	円	円
120	000	156	500
125	200	156	500
130	400	156	500
135	700	156	500
141	200	156	500

146,700	162,500
152,200	168,600
157,700	174,700
163,100	180,900
168,500	187,200
173,900	193,500
179,100	199,800
184,300	206,100
189,300	212,400
193,700	218,700
198,100	224,900
202,100	230,000
206,100	235,100

附則（昭和五十一年五月二十六日法律第三一号）抄

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中国国家公務員災害補償法目次、第二条、第十三条、第二十一条及び第三章の章名の改正規定、同法第二十四条に見出しを付する改正規定並びに同法第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、附則第三項及び別表の改正規定並びに次項及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十一年一月五日法律第七九号）

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

（俸給の切替え）

2 昭和五十一年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

（旧俸給月額を受けていた期間の通算）

3 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第八条第六項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）

4 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替期間に異動した職員の俸給月額等）

5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第七十七号）による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整）

6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧俸給月額等の基礎）

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

8 職員が旧法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（昭和五十二年二月二日法律第九〇号）

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定（附則第十六項の規定を除く。）は昭和五十二年四月一日から、新法附則第十六項の規定は昭和五十一年四月一日から適用する。

（俸給の切替え）

2 昭和五十二年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

（旧俸給月額を受けていた期間の通算）

3 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第八十八号。以下「一般職給与改正法」という。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正後の一般職給与法」という。）第八条第六項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）

4 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替期間に異動した職員の俸給月額等）

5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職給与改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の一般職給与法」という。）別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整）

6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務

の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

8 切替期間において、旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員は、それぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員は、この法律の施行の日から昭和五十三年三月三十一日（同日前に政令で定める事由が生じた職員にあつては、政令で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

9 職員が旧法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、新法（住居手当については、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の六又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（昭和五十三年一〇月二二日法律第九二号）

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第九項及び第十項の規定は、昭和五十四年一月一日から施行する。

2 この法律による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)

3 昭和五十三年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

4 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第九十号。以下「一般職給与改正法」という。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正後の一般職給与法」という。）第八条第六項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

5 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間に異動した職員の俸給月額等)

6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職給与改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の一般職給与法」という。）別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第七までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

(初任給調整手当に関する経過措置)

9 一般職給与改正法附則第一項ただし書に係る改正規定（次項において「初任給調整手当に関する改正規定」という。）の施行の際新法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十条の三第一項第三号又は第四号の規定により初任給調整手当を支給することとされていた職員及び同条第二項の規定によりこれらの職員との権衡上初任給調整手当を支給することとされていた職員のうち、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十条の三第一項又は第二項の規定による初任給調整手当を支給されないこととなる職員については、政令で定めるところにより、従前の例による支給期間及び支給額の範囲内で初任給調整手当を支給する。

10 初任給調整手当に関する改正規定の施行の際新法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十条の三第一項第三号に該当していた官職（新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十条の三第一項第三号に該当する官職を除く。）に新たに採用された職員及び政令で定めるこれに準ずる職員のうち、前項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要と認められる職員については、政令で定めるところにより、三年以内の期間、月額千五百円を超えない範囲内の額の初任給調整手当を支給することができる。

(給与の内払)

11 職員が旧法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（昭和五十四年二月二二日法律第五九号）

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第三項の改正規定及び附則第九項の規定は、昭和五十五年四月一日から施行する。

2 この法律（第五条第三項の改正規定を除く。）による改正後の防衛庁職員給与法（別表第一中指定職の欄に係る部分並びに別表第二中陸将、海将及び空将の（一）欄に係る部分を除

く。）は昭和五十四年四月一日から、同法別表第一（指定職の欄に係る部分に限る。）及び同法別表第二（陸将、海将及び空将の（一）欄に係る部分に限る。）の規定は同年十月一日から適用する。

（俸給の切替え）

3 昭和五十四年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額とは、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

（旧俸給月額を受けていた期間の通算）

4 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初のこの法律による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十七号。以下「一般職給与改正法」という。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和五十五年法律第九十五号。以下「改正後の一般職給与法」という。）第八条第六項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）

5 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替期間に異動した職員の俸給月額等）

6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職給与改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の一般職給与法」という。）別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整）

7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧俸給月額等の基礎）

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（昇給に関する経過措置）

9 昭和五十五年四月一日前から引き続き在職する職員のうち、同日において新法第五条第三項において準用する改正後の一般職給与法第八条第九項の政令で定める年齢を超えている職員（同日においてその者の受ける俸給月額が旧法第五条第三項において準用する改正前の一般職給与法第八条第六項の政令で定める年齢に達した日に受けていた俸給月額に対応する号俸の二号俸上位の号俸による俸給月額又はこれに準ずるものとして政令で定める俸給月額（以下この項において「二号俸上位の俸給月額」という。）である職員及び二号俸上位の俸給月額を超えている職員を除く。）については、新法第五条第三項において準用する改正後の一般職給与法第八条第九項本文の規定にかかわらず、旧法第五条第三項において準用する改正前の一般職給与法第八条第六項の政令で定める年齢を超える職員の同項又は同条第八項ただし書の規定による二号俸上位の俸給月

額までの昇給の例に準じて、政令の定めるところにより、昇給させることができる。同年四月一日後に新法第五条第三項において準用する改正後の一般職給与法第八条第九項の政令で定める年齢を超える職員のうち、これらの職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

（住居手当に関する経過措置）

10 切替期間において、旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続きいた期間の住居手当を支給することとされた職員のうち、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員はこの法律の施行の日から昭和五十五年三月三十一日（同日前に政令で定める事由が生じた職員にあつては、政令で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

11 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）

12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（昭和五十四年二月二十八日法律第七二号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。

（政令への委任）

第二十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（昭和五十五年二月二十九日法律第九三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十五年二月二十九日法律第九六号）

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十六項の次に一項を加える改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律（附則第十六項の次に一項を加える改正規定を除く。）による改正後の防衛庁職員給与法の規定（別表第一中指定職の欄に係る部分並びに別表第二中陸将、海将及び空将の（一）欄に係る部分並びに陸曹長、海曹長及び空曹長の欄に係る部分を除く。）は昭和五十五年四月一日から、同法別表第一（指定職の欄に係る部分に限る。）及び同法別表第二（陸将、海将及び空将の（一）欄に係る部分に限る。）の規定は同年十月一日から、同法別表第二（陸曹長、海曹長及び空曹長の欄に係る部分に限る。）の規定は防衛庁設置法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十三号）の施行の日から適用する。

（俸給の切替え）

3 昭和五十五年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

（旧俸給月額を受けていた期間の通算）

4 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初のこの法律による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十四号。以下「一般職給与改正法」という。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第八条第六項及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十九号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第九項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）

5 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替期間に異動した職員の俸給月額等）

6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職給与改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。切替期間において、昭和五十四年改正法附則第九項の規定により昇給した職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該昇給の日における俸給月額についても、同様とする。

（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整）

7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧俸給月額等の基礎）

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法又は昭和五十四年改正法附則第九項及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

（給与の内払）

9 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 （昭和五五年二月一〇日法律第一〇八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和五六年六月一日法律第七八号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十年三月三十一日から施行する。

附 則 （昭和五六年二月二四日法律第九八号）
（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表第一の改正規定（指定職の欄に係る部分に限る。）並びに第二条及び附則第二十二項の規定は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（別表第一の改正規定（指定職の欄に係る部分に限る。）を除く。次項において同じ。）による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

3 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間（以下「調整期間」という。）において、職員が次の各号に掲げる割合以上の割合による俸給の特別調整額を受けるべき官職を占める職員（以下「管理職員」という。）である期間（当該俸給の特別調整額を支給されない期間を含む。以下「管理職員である期間」という。）に係る当該職員に支払う俸給及び扶養手当（これらの給与の月額が他の手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）の算定の基礎となる場合における当該他の手当並びに航空手当及び落下さん隊員手当を含む。）並びに初任給調整手当の額は、新法の規定及び前項の規定にかかわらず、従前の例による額（当該俸給につき附則第七項から第九項までの規定の適用を受ける場合その他総理府令で定める場合にあつては、これらの規定を適用して決定された俸給月額に対応する第一条の規定による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十六号。以下「一般職給与改正法」という。）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正前の一般職給与法」という。）別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第七までに定める額その他これに準ずるものとして総理府令で定める額。附則第五項において同じ。）とする。

一 新法第四条第一項に規定する参事官等にあつては、俸給月額の百分の五

二 新法第四条第二項に規定する事務官等にあつては、俸給月額の百分の二十

三 自衛官にあつては、俸給月額の百分の六

4 調整期間において、管理職員である期間のある職員のその管理職員である期間における住居手当及び通勤手当については、新法の規定及び附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後の管理職員である期間のある職員（この法律の施行の際旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当（以下「経過的住居手当」という。）を支給することとされていた管理職員である職員のうち、新法第十四条第二項において準用する一般職給与改正法による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の一般職給与法」という。）第十一条の七の規定による場合は住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による場合に住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員（以下この項において「旧法有利職員」という。）を除く。）に係る当該管理職員である期間又は旧法有利職員が受けていた経過的住居手当につき総理府令で定める事由が生じた後に住居手当の支給を受けることとなる場合における当該支給を受ける期間のうち、当該職員の住居手当が新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の七の規定による場合は支給されないこととなる期間又は当該職員の住居手当の額が同条の規定による場合は旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定による額に達しないこととなる期間における当該職員の住居手当については、この限りでない。

（俸給の切替え）
5 昭和五十六年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、附則第七項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（自衛官にあつては、

階級。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額（管理職員にあつては、附則第三項の規定による従前の例による額）とする。

（旧俸給月額を受けていた期間の通算）

6 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する改正後の一般職給与法第八条第六項及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十九号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第九項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）

7 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替期間に異動した職員の俸給月額等）

8 切替日から施行日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、旧法の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。切替期間において、昭和五十四年改正法附則第九項の規定により昇給した職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該昇給の日における俸給月額についても、同様とする。

（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整）

9 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧俸給月額等の基礎）

10 附則第五項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法又は昭和五十四年改正法附則第九項及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

11 切替期間において、旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定により住居手当を支給されていた期間（管理職員である期間を除く。）のうちに、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の七及び附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定により経過した住居手当を支給することとされていた職員のうち、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から昭和五十七年三月三十一日（同日前に総理府令で定める事由が生じた職員にあつては、総理府令で定める日）までの間（管理職員である期間を除く。）の住居手当についても、同様とする。

（期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

12 職員に対して昭和五十六年六月、同年十二月又は昭和五十七年三月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する新法第十八条の二の規定の適用については、同条中「政令」とあるのは「政令で、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十六号）附則第十項及び第十一項の規定により読み替えて適用される一般職給与法第十九条の三第二項及び第十九条の四第二項において人事院が定めることとされている事項については総理府令」とする。

13 営外手当を受ける職員に対して昭和五十六年六月又は十二月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する新法第十八条の二の規定並びに学生手当を受ける学生に対して昭和五十六年六月又は十二月に支給する期末手当に関する新法第二十五条の規定の適用については、新法第十八条の二「営外手当の月額」とあるのは「防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十八号）第一条の規定（別表第一の改正規定（指定職の欄に係る部分に限る。）を除く。）による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）第十八条の規定が適用されるものとした場合に受けるべきであつた営外手当の月額」と、新法第二十五条第三項中「一般職給与法第十九条の三第二項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十六号）附則第十項の規定により読み替えて適用される一般職給与法第十九条の三第二項」と、「職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額」とあるのは「職員の号俸又は俸給月額につき一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十六号）の規定（同法附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）別表第一から別表第七までの俸給表において定められた額その他これに準ずるものとして人事院が定める額（以下「旧俸給月額」という。）による俸給の月額及びその日において改正前の法の規定が適用されるところの場合に受けるべきであつた扶養手当の月額」と、「学生が受けるべき学生手当の月額」とあるのは「旧法第二十五条の規定が適用されるところの場合に学生が受けるべきであつた学生手当の月額」とする。

14 営外手当を受ける職員に対して昭和五十七年三月に支給する期末手当に関する新法第十八条の二の規定及び学生手当を受ける学生に対して同月に支給する期末手当に関する新法第二十五条の規定の適用については、新法第十八条の二「営外手当の月額」とあるのは「防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十八号）第一条の規定（別表第一の改正規定（指定職の欄に係る部分に限る。）を除く。）による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）第十八条の規定が適用されるところの場合に受けるべきこととなる営外手当の月額」と、新法第二十五条第三項中「一般職給与法第十九条の三第二項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十六号）附則第十一項の規定により読み替えて適用される一般職給与法第十九条の三第二項」と、「職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額」とあるのは「職員の号俸又は俸給月額につき一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十六号）の規定（同法附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）別表第一から別表第七までの俸給表において定められた額その他これに準ずるものとして人事院が定める額（以下「旧俸給月額」という。）による俸給の月額及びその日において改正前の法の規定が適用されるところの場合に受けることとなる扶養手当の月額」と、「学生が受けるべき学生手当の月額」とあるのは「旧法第二十五条の規定が適用されるところの場合に学生が受けることとなる学生手当の月額」とする。

（管理職員の給与の特例等）

15 調整期間において、管理職員である期間のうちに次表の上欄に掲げる区分に応じ同表の中欄に掲げる額が同表の下欄に掲げる額に満たないこととなる期間のある職員には、その満たないこととなる期間、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる額から同表の中欄に掲げる額を減じた額の月額の手当を支給する。

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額、旧法又は昭和五十四年改正法附則第九項及びこれらに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

8 新法の規定を適用する場合には、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に必要事項は、政令で定める。

附則（昭和五十八年二月二日法律第七五号）
この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十八年二月二日法律第七八号）
1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日以前において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに、関係必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則（昭和五十八年二月三日法律第八二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和五十九年八月一日法律第七七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第六十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、政令で定める。

附則（昭和五十九年二月二日法律第八一号）
（施行期日等）
1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

（俸給の切替え）
2 昭和五十九年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に对应する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

（旧俸給月額を受けていた期間の通算）
3 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和五十五年法律第九十五号）第八条第六項及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十九号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第九項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）
4 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替期間に異動した職員の俸給月額等）
5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十九号）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。切替期間において、昭和五十四年改正法附則第九項の規定により昇給した職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該昇給の日における俸給月額についても、同様とする。

（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整）
6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧俸給月額等の基礎）
7 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法又は昭和五十四年改正法附則第九項及びこれらに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

（給与の内払）
8 新法の規定を適用する場合には、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）
9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に必要事項は、政令で定める。

附則（昭和六〇年三月三〇日法律第四号）抄
（施行期日等）
1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則（昭和六〇年二月二日法律第九九号）抄
（施行期日等）
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二項の改正規定及び附則第十五項のうち国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十九号）附則第七項の改正規定（これらの改正規定中「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改める部分に限る。）は、昭和六十一年一月一日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第九項において同じ。）による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定（第五条第一項第四号、第六条及び別表第二中陸将補、海将補及び空将補の（一）欄に係る部分を除く。）及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

（職務の級への切替え等）
3 昭和六十年七月一日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第一に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に对应する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、総理府令で定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

1 1	1 0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	旧号俸	へ 教育職俸給表（四） の適用を受ける職員	3 7	3 6	3 5	3 4	3 3	3 2	3 1	3 0	2 9	2 8	2 7	2 6	2 5	2 4	2 3	2 2	2 1	2 0	1 9	1 8	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3	1 2	1 1	1 0	9	8	
1 1	1 0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1級					3 4	3 3	3 2	3 1	3 0	2 9	2 8	2 7	2 6	2 5	2 4	2 3	2 2	2 1	2 0	1 9	1 8	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3	1 2	1 1	1 0	9	8	7
1 1	1 0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	2級		3 6	3 5	3 4	3 3	3 2	3 1	3 0	2 9	2 8	2 7	2 6	2 5	2 4	2 3	2 2	2 1	2 0	1 9	1 8	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3	1 2	1 1	1 0	9	8	7	
1 1	1 0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	3級														2 4	2 3	2 2	2 1	2 0	1 9	1 8	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3	1 2	1 1	1 0	9	8	7	
1 0	9	8	7	6	5	4	3	2	1		4級																																
1 1	1 0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	5級																								1 5	1 4	1 3	1 2	1 1	1 0	9	8	

1 9	1 8	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3	1 2	1 1	1 0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	旧号俸	ト 研究職俸給表の適用を受ける職員	3 3	3 2	3 1	3 0	2 9	2 8	2 7	2 6	2 5	2 4	2 3	2 2	2 1	2 0	1 9	1 8	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3	1 2	
1 9	1 8	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3	1 2	1 1	1 0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	2級								2 8	2 7	2 6	2 5	2 4	2 3	2 2	2 1	2 0	1 9	1 8	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3	1 2
1 6	1 5	1 4	1 3	1 2	1 1	1 0	9	8	7	6	5	4	3	2	1				3級		3 3	3 2	3 1	3 0	2 9	2 8	2 7	2 6	2 5	2 4	2 3	2 2	2 1	2 0	1 9	1 8	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3	1 2	
																											2 8	2 7	2 6	2 5	2 4	2 3	2 2	2 1	2 0	1 9	1 8	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3	1 2
1 2	1 1	1 0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	1	1	1				4級								2 7	2 6	2 5	2 4	2 3	2 2	2 1	2 0	1 9	1 8	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3	1 2	1 1
1 6	1 5	1 4	1 3	1 2	1 1	1 0	9	8	7	6	5	4	3	2	1				5級																			1 6	1 5	1 4	1 3	1 2	

う。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

（旧俸給月額を受けていた期間の通算）

3 前項の規定により切替日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間）を新俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）

4 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替期間における異動者の俸給月額等）

5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第一百号）による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律別表第一、別表第五若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第九までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替日前の異動者の俸給月額等の調整）

6 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧俸給月額等の基礎）

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

（給与の内払）

8 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（昭和六十二年二月一五五法律第一〇八号）

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の防衛庁職員給与法の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和六十二年二月一五五法律第一一一号）

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七項の改正規定及び附則第十一項の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第六項及び第九項において同じ。）による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

（俸給の切替え）

3 昭和六十二年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級（当該階級が陸

将、海将又は空将である場合にあつては防衛庁職員給与法（以下「法」という。）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

（旧俸給月額を受けていた期間の通算）

4 前項の規定により切替日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）以下「一般職給与法」という。）第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間）を新俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）

5 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替期間における異動者の俸給月額等）

6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十九号）以下「一般職給与改正法」という。）による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正前の一般職給与法」という。）別表第一、別表第五若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第九までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替日前の異動者の俸給月額等の調整）

7 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧俸給月額等の基礎）

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

（住居手当に関する経過措置）

9 切替期間において、旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、新法第十四条第二項において準用する一般職給与改正法による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正後の一般職給与法」という。）第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続く期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項に

において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員はこの法律の施行の日から昭和六十三年三月三十一日（同日前に総理府令で定める事由が生じた職員にあつては、総理府令で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。（給与の内払）

10 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、旧法の規定に基づいて支払われた営外手当のうち新法の規定により支給されることとなる営外手当の額を超える部分は、新法の規定により支給されることとなる俸給の内払とみなす。

（勤務一時間当たりの給与額の算出に関する経過措置）

11 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第五十四条第二項の規定に基づく総理府令で一般職給与改正法附則第九項の規定に準じた規定を定めた場合においては、当該規定による勤務を要しない時間に相当する時間の指定が行われる間、当該指定の行われる職員に対し新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十九条の規定を適用する場合の一週間の勤務時間は、自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく総理府令の規定で一般職給与法第十四条の規定に準じたものによる一週間の勤務時間から二時間を減じた時間とする。

（政令への委任）

12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（昭和六十三年二月二三日法律第九二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和六十三年二月二四日法律第一〇二号）

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

（俸給の切替え）

2 昭和六十三年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては防衛庁職員給与法（以下「法」という。）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄、（三）欄又は（三）欄をいう。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

（旧俸給月額を受けていた期間の通算）

3 前項の規定により切替日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間）を新俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）

4 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替期間における異動者の俸給月額等）

5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与

等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百号）による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律別表第一、別表第五若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第九までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替日前の異動者の俸給月額等の調整）

6 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧俸給月額等の基礎）

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

（給与の内払）

8 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成元年二月二三日法律第七五号）

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十四条第一項、第二十二條の二第一項及び第二十七條第二項の改正規定は、平成二年四月一日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定及び第二十八條の二の改正規定を除く。附則第七項において同じ。）による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定は、平成元年四月一日から適用する。

3 この法律による改正後の防衛庁職員給与法第二十八條の二第四項ただし書及び第五項の規定は、この法律の施行の日以後に防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十七條第二項の教育訓練又は同法第十八條第二項の教育訓練を受けている者をいう。以下同じ。）としての正規の課程を終了した者について適用し、同日前に学生としての正規の課程を終了した者については、なお従前の例による。

（俸給の切替え）

4 平成元年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、附則第六項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては防衛庁職員給与法（以下「法」という。）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄、（三）欄又は（三）欄をいう。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

（旧俸給月額を受けていた期間の通算）

5 前項の規定により切替日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間）を新俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）
6 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替期間における異動者の俸給月額等）
7 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成元年法律第七十三号）による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律別表第一、別表第五若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第九までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあった職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替日前の異動者の俸給月額等の調整）
8 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧俸給月額等の基礎）
9 附則第四項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

（給与の内払）
10 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）
11 附則第四項から前項までに定めるもののほか、この法律（第二十八条の二の改正規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成二年六月二日法律第三六号） 抄

（施行期日等）
1 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の防衛庁の職員給与等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日以後に退職した若年定年退職者（新法第二十七条の二に規定する若年定年退職者をいう。以下同じ。）及び自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十五条第三項の規定により引き続き勤務することを命ぜられ、その勤務を命ぜられた期間内に死亡した者（以下「勤務延長期間内死亡者」という。）でその死亡の日がこの法律の施行の日以後であるものについて適用する。

（若年定年退職者給付金の支給に係る経過措置）
3 前項に規定する若年定年退職者又は勤務延長期間内死亡者でその退職又は死亡の日が次の表の上欄に掲げる期間の日であるものについての新法の規定の適用については、同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第二十七条の二第一号中「自衛隊法第四十四条の二第二項本文に規定する定年（以下「自衛官以外の職員の定年」という。）」とあり、並びに第二十七条の三第二項及び第二十七条の七第一項中「自衛官以外の職員の定年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成三年六月三十日以前	年 齢 五 十 五 年
平成三年七月一日から平成四年六月三十日まで	年 齢 五 十 六 年
平成四年七月一日から平成五年六月三十日まで	年 齢 五 十 七 年

平成五年七月一日から平成六年六月三十日まで	年 齢 五 十 八 年
平成六年七月一日から平成七年六月三十日まで	年 齢 五 十 九 年

附 則（平成二年六月二日法律第四六号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

附 則（平成二年二月二六日法律第八一号）

（施行期日等）
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び第二十三条第一項の改正規定並びに附則第十二項の規定は、平成三年一月一日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律の規定は、平成二年四月一日から適用する。

（俸給の切替え）
3 平成二年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、附則第五項から附則第七項までに定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

（旧俸給月額を受けていた期間の通算）
4 前項の規定により切替日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間）を新俸給月額を受ける期間に通算する。

（特定の俸給月額の切替え等）
5 旧俸給月額が附則別表の俸給表の欄及び職務の級又は階級の欄に掲げる区分に応じ旧俸給月額の欄に掲げる金額である職員の新俸給月額は、それぞれ当該旧俸給月額の欄に掲げる金額に対応して新俸給月額の欄に掲げる金額とし、当該新俸給月額を受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

6 切替日の前日から引き続き在職する職員のうち、新俸給月額及びこれを受けることとなる期間を調整することが前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要と認められる総理府令で定める職員の俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）
7 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替期間における異動者の俸給月額等）
8 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二年法律第七十九号）による改正前の一般職給与法別表第一、別表第五若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第九までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあった職員のうち、総理府令で定める職員の、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「新法」という。）の規定による当該適用の日又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)

9 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(旧俸給月額等の基礎)

10 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

11 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。
(休職者の給与に関する経過措置)

12 新法第二十三条第一項の規定は、附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際通勤により負傷し、又は疾病にかかり、長期の休養を要するため休職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。
(政令への委任)

13 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則別表 特定の俸給月額である職員の俸給月額の切替表(附則第五項関係)

俸給表	職務の級又は階級	旧俸給月額	新俸給月額
一般職給与法別表第一イ	1級	円 103,400	円 113,600
	2級	126,300	143,100
一般職給与法別表第一ロ	1級	92,700	101,800
一般職給与法別表第五イ	1級	122,000	136,400
	2級	157,900	179,600
一般職給与法別表第五ロ	1級	105,700	115,600
	2級	129,700	144,800
一般職給与法別表第六イ	1級	121,600	136,100
	2級	149,400	170,200
一般職給与法別表第六ロ	1級	112,700	124,400
	2級	140,400	160,400
一般職給与法別表第六ニ	1級	126,300	143,500
一般職給与法別表第七	1級	103,500	113,700
一般職給与法別表第八イ	1級	131,800	151,700
一般職給与法別表第八ロ	1級	179,900	200,800
	2級	106,700	117,500
一般職給与法別表第八ハ	1級	130,600	147,500
	2級	111,800	123,500
法別表第二	2等陸曹	128,500	144,700
	2等海曹	156,200	179,000
	2等空曹		
	1等陸士	131,400	146,800

附則(平成三年二月二四日法律第一〇四号)

1等海士
1等空士

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十四条、第十八条の二、第二十二條の二、第二十五条第三項及び第二十七條第二項の改正規定は、平成四年一月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律の規定は、平成三年四月一日から適用する。
(俸給の切替え)

3 平成三年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額は、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「法」という。)別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(二)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。
(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

4 前項の規定により切替日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。
(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

5 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。
(切替期間における異動者の俸給月額等)

6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成三年法律第百二号)による改正前の一般職給与法別表第一若しくは別表第六(ハを除く。)から別表第九までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあった職員のうち、総理府令で定める職員の、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「新法」という。)の規定による当該適用の日又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。
(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)

7 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(旧俸給月額等の基礎)

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。
(給与の内払)

9 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)
10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成三年二月二四日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年六月一九日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成四年二月一六日法律第九四号)

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第十項及び第十一项の規定は、平成五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律 (以下「新法」という。)の規定は、平成四年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)

3 平成四年四月一日 (以下「切替日」という。)における職員の俸給月額、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級 (当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛庁の職員の給与等に関する法律 (次項において「法」という。)) 別表第二の陸将補、海将補及び空将補の (二) 欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の (一) 欄、 (二) 欄又は (三) 欄をいう。以下同じ。)) におけるその者が受けていた俸給月額 (以下「旧俸給月額」という。) に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

4 前項の規定により切替日における俸給月額 (以下「新俸給月額」という。) を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与等に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)) 第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間 (総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間) を、新俸給月額を受けていた期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

5 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間における異動者の俸給月額等)

6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間 (以下「切替期間」という。)) において、第一条の規定による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律 (以下「旧法」という。)) の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律 (平成四年法律第九十二号。以下「一般職給与改正法」という。)) による改正前の一般職給与法 (以下「改正前の一般職給与法」という。)) 別表第一若しくは別表第六 (ハを除く。)) から別表第九までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあった職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用の日又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)

7 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(扶養手当の経過措置の特例)

9 新法第一条に規定する防衛庁の職員に対する新法第十二条第一項の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる一般職給与改正法附則第九項の規定中「職員」とあるのは、「職員 (自衛官を除く。)」とする。

(調整手当に関する暫定措置)

10 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間においては、第二条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律 (以下「第二条による改正後の法」という。)) 第十四条第二項において準用する一般職給与改正法による改正後の一般職給与法 (以下「改正後の一般職給与法」という。)) 第十一条の三第二項第一号中「百分の十二」とあるのは、「百分の十一」とする。

11 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間においては、第二条による改正後の法第十四条第三項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の三第二項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合」とあるのは、第二条による改正後の法第十四条第三項後段の規定にかかわらず、「政令で定める地域及び官署の区分に応じ、百分の一・五又は百分の二・五」と読み替えるものとする。

(住居手当に関する経過措置)

12 切替期間において、旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(給与の内払)

13 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、旧法の規定に基づいて支払われた営外手当のうち新法の規定により支給されることとなる営外手当の額を超える部分は、新法の規定により支給されることとなる俸給の内払とみなす。

(政令への委任)

14 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成五年二月二二日法律第八四号)

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定 (一等陸士、一等海士及び一等空士の欄五号俸に係る部分並びに二等陸士、二等海士及び二等空士の欄二号俸及び三号俸に係る部分に限る。)) 及び附則第十一項の規定は、平成六年四月一日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第六項において同じ。）による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成五年四月一日から適用する。

（俸給の切替え）

3 平成五年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額とは、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛庁の職員の給与等に関する法律（次項において「法」という。）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

（旧俸給月額を受けていた期間の通算）

4 前項の規定により切替日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間）を新俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）

5 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の旧俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替期間における異動者の俸給月額等）

6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成五年法律第八十二号）による改正前の一般職給与法別表第一若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第九までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあった職員のうち、総理府令で定める職員の旧法による当該適用の日又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替日前の異動者の俸給月額等の調整）

7 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の旧俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧俸給月額等の基礎）

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

（調整手当に関する暫定措置）

9 切替日から平成六年三月三十一日までの間においては、新法第十四条第三項において準用する一般職給与法第十一条の三第二項中「次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合」とあるのは、新法第十四条第三項後段及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成四年法律第九十四号）附則第十一項の規定にかかわらず、「政令で定める地域及び官署の区分に応じ、百分の二・五又は百分の三・五」と読み替えるものとする。

（給与の内払）

10 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（切替え等の規定の準用）

11 附則第五項、第七項及び第八項の規定は、平成六年三月三十一日において一等陸士、一等海士若しくは一等空士又は二等陸士、二等海士若しくは二等空士である自衛官として在職していた者の同年四月一日における俸給月額の切替え等について準用する。

（政令への委任）

12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成六年六月一五五法律第三三三） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成六年六月二九日法律第五六六） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第六十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第六十六条 医療保険各法による医療保険制度及び老人保健法による老人保健制度については、この法律の施行後三年を目途として、これらの制度の目的を踏まえ、この法律の施行後におけるこれらの制度の実施状況、国民医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、入院時食事療養費に係る患者負担の在り方を含め、給付及び費用負担の在り方等に関して検討が加えられるべきものとする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成六年一月七日法律第九一）

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成六年四月一日から適用する。

（俸給の切替え）

2 平成六年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛庁の職員の給与等に関する法律（次項において「法」という。）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

（旧俸給月額を受けていた期間の通算）

3 前項の規定により切替日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間）を新俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）

4 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の旧俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替期間における異動者の俸給月額等）

5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁の職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替日前の異動者の俸給月額等の調整）

6 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧俸給月額等の基礎）

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

（給与の内払）

8 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成七年三月三十一日法律第五十一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年四月五日法律第六十二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 目次、第一条第一項、第二条第五号、第二章の章名、第二十二号、第二十五条の見出し及び同条第一項並びに第三十三条の改正規定並びに附則第四条の規定、附則第五条の規定（防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条第一項の改正規定中「福祉施設」を「福祉事業」に改める部分に限る。）及び附則第六条の規定 平成七年十月一日

附 則（平成七年二月二五日法律第二十八号）

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成七年四月一日から適用する。

（俸給の切替え）

2 平成七年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては防衛庁の職員の給与等に関する法律（次項において「法」という。）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

（旧俸給月額を受けていた期間の通算）

3 前項の規定により切替日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）以下「一般職給与法」という。）第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間）を新俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）

4 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の旧俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替期間における異動者の俸給月額等）

5 切替日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成七年法律第十六号）以下「一般職給与改正法」という。）による改正前の一般職給与法別表第一若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第九までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあった職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用の日又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替日前の異動者の俸給月額等の調整）

6 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧俸給月額等の基礎）

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

（施行日から平成八年三月三十一日までの間における異動者の俸給月額等の調整）

8 施行日から平成八年三月三十一日までの間において、新たに新法別表第一若しくは別表第二又は一般職給与改正法による改正後の一般職給与法別表第一若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第九までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあった職員のうち、当該適用の日又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず旧法の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から新法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（調整手当てに関する経過措置）

9 新法第十四条第二項及び第三項において準用する一般職給与改正法による改正後の一般職給与法第十一条の六の規定は、平成四年四月一日前に移転した官署又は同日前に新たに設置された官署に在勤する職員については、適用しない。

（給与の内払）

10 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）

11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成八年六月一四日法律第八十二号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則 (平成八年二月一日法律第一一四号)

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十四条第二項及び第二十五条第三項の改正規定は、平成九年四月一日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第八項において同じ。）による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成八年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)

3 平成八年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額、次項、附則第五項及び附則第七項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては防衛庁の職員の給与等に関する法律別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸（以下「旧号俸」という。）と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(特定の俸給月額の切替え)

4 旧号俸が附則別表のイからホまでの表（以下「切替表」という。）の旧号俸欄に掲げられている号俸である職員（附則第七項に規定する職員を除く。次項において「特定号俸職員」という。）のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員及び旧号俸が同欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間。次項及び附則第六項において同じ。）が旧号俸に対応する同欄に定める期間に達しているものの切替日における俸給月額は、旧号俸に対応する切替表の新号俸欄に定める号俸による額とする。

5 特定号俸職員のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧俸給月額を受けていた期間が旧号俸に対応する同欄に定める期間に達していないものは、平成八年七月一日、同年十月一日又は平成九年一月一日のうち、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号俸に対応する切替表の新号俸欄に定める号俸による額を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における俸給月額は、旧号俸に対応する切替表の暫定俸給月額欄に定める額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

6 附則第三項又は第四項の規定により切替日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第百十二号）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正後の一般職給与法」という。）第八十条第六項の規定の適用については、その者が切替日において旧俸給月額を受けていた期間（その者の旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である場合にあつては、切替日において旧俸給月額を受けていた期間から当該旧号俸に対応する同欄に定める期間を減じた期間）を新俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

7 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間における異動者の俸給月額等)

8 切替日からこの法律の施行の日（附則第十二項において「施行日」という。）の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「旧法」という。）

の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律別表第一若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第九までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の、新法の規定による当該適用又は異動の日（次項において「異動日」という。）における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。この場合において、その俸給月額が切替表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員の当該俸給月額を受けることがなくなった日における俸給月額は、総理府令で定める。

9 前項の規定により異動日における俸給月額を決定される職員のうち、同項の規定による俸給月額が旧法の規定により異動日において受けていた俸給月額に達しない職員の同項の規定による俸給月額を受ける間の俸給月額は、改正後の一般職給与法別表第六（ハを除く。）、別表第七及び別表第八イの俸給表の額にかかわらず、当該異動日において受けていた俸給月額とする。

(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)

10 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。この場合においては、附則第八項後段の規定を準用する。

(旧俸給月額等の基礎)

11 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(施行日から平成九年三月三十一日までの間における異動者の俸給月額等の調整)

12 施行日から平成九年三月三十一日までの間において、新たに新法別表第一若しくは別表第二又は改正後の一般職給与法別表第一若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第九までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず旧法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から新法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(新法第五条の規定の適用の経過措置)

13 新法第五条第一項の規定の切替日から平成八年十二月三十一日までの間における適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成八年法律第百十四号）附則別表のイからホまでの表の暫定俸給月額欄に定める額の俸給月額を含む。）」とする。

14 切替表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額を受ける職員に対する新法第五条第三項において準用する改正後の一般職給与法第八十条第七項の規定の切替日から平成八年十二月三十一日までの間における適用については、政令で定める。

(給与の内払)

15 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

16 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則別表 特定号俸職員の号俸の切替表

イ 教育職俸給表（一）の適用を受ける職員

月	期間	円	新号俸	2級	旧号俸	ニ 研究職 職務の級	3 3 3 3 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 9 8 7 6 5 4 3 2 1 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0	新号俸	2級	旧号俸	ハ 教育職 職務の級	3 5
							3 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 9 8 8 7 6 5 4 3 2 1 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 4 3 2 1 1 0					
							9 6 3 9 6 3 9 6 3					
							3 3 3 3 2 2 2 2 2 4 3 2 0 9 8 6 5 4 4, 5, 5, 5, 5, 6, 7, 8, 8, 5 0 3 3 4 0 4 2 8 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					
月	期間	円	新号俸	3級	旧号俸	ニ 研究職 職務の級	2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 9 9 8 7 6 6 5 4 3 3 2 1 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0	新号俸	3級	旧号俸	ハ 教育職 職務の級	3 2
							9 6 3 9 6 3 9 6 3					
							3 3 3 3 2 2 2 2 2 5 4 3 0 9 8 6 5 5 4, 3, 2, 9, 8, 8, 9, 9, 0, 7 4 1 7 8 7 1 6 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					
							2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 9 8 7 6 5 5 4 3 2 2 1 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0					
月	期間	円	新号俸	4級	旧号俸	ニ 研究職 職務の級	9 6 3 9 6 3	新号俸	4級	旧号俸	ハ 教育職 職務の級	3 5
							3 3 3 3 3 3 6 5 4 1 0 5, 3, 2, 9, 8, 2 9 5 7 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					
							2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 9 8 7 6 5 5 4 3 2 2 1 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0					
							9 6 3 9 6 3					
月	期間	円	新号俸	2級	旧号俸	ホ 医療職 職務の級	3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0	新号俸	2級	旧号俸	ハ 教育職 職務の級	3 5
							2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 9 9 8 7 6 5 4 3 2 1 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 2 1 0					
							9 6 3 9 6 3					
							3 3 3 2 2 2 2 1 0 8 6 5 8, 6, 4, 0, 8, 7, 3 6 6 5 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					
月	期間	円	新号俸	3級	旧号俸	ホ 医療職 職務の級	2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 9 8 7 7 6 5 4 4 3 2 1 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0	新号俸	3級	旧号俸	ハ 教育職 職務の級	3 2
							9 6 3 9 6 3					
							3 3 3 3 3 3 8 6 5 3 2 0 2, 9, 7, 2, 0, 8, 4 9 5 7 4 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					
							2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 9 8 7 6 5 4 4 3 2 1 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0					
月	期間	円	新号俸	4級	旧号俸	ホ 医療職 職務の級	9 6 3 9 6 3	新号俸	4級	旧号俸	ハ 教育職 職務の級	3 5
							3 3 3 3 3 3 8 7 6 3 5, 2, 0, 4, 2 6 0 9 0 0 0 0 0 0 0 0					
							2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 9 8 7 6 5 4 4 3 2 1 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0					
							9 6 3 9 6 3					

3 平成九年四月一日（以下「切替日」という。）における職員俸給月額、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては防衛庁の職員の給与等に關する法律別表第二の陸將補、海將補、空將補及び空將補の（二）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

1 この法律は、平成十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中防衛庁設置法第二十八条の三に一項を加える改正規定、第二条中自衛隊法第三十六条の次に三条を加える改正規定並びに同法第四十四条の三及び第百条の二の改正規定並びに第三条、次項及び附則第三項の規定 公布の日

附 則（平成二〇年一〇月一六日法律第一二二号）

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十項から第十二項までの規定は、平成十一年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成十年四月一日から適用する。

（俸給の切替え）

3 平成十年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額とは、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては防衛庁の職員の給与等に関する法律別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

（旧俸給月額を受けていた期間の通算）

4 前項の規定により切替日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第二十号。以下「一般職給与改正法」という。）第一条の規定（一般職給与改正法附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第六項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。附則第九項において「改正後の一般職給与法」という。）第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間）を新俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸による俸給月額を超える俸給月額を受ける職員の俸給の切替え等）

5 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替期間における異動者の俸給月額等）

6 切替日からこの法律の施行の日（附則第九項において「施行日」という。）の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二、一般職給与改正法第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与と関係する法律別表第一若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第九まで又は一般職給与改正法による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六条第一項若しくは第二項の俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあった職員のうち、総理府令で定める職員の、新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替日前の異動者の俸給月額等の調整）

7 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧俸給月額の基礎）

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

（施行日から平成十一年三月三十一日までの間における異動者の俸給月額等の調整）

9 施行日から平成十一年三月三十一日までの間において、新たに新法別表第一若しくは別表第二又は改正後の一般職給与法別表第一若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第九までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず旧法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から新法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

10 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）

11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成二一年七月七日法律第八三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成二一年七月一六日法律第一〇四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二一年八月一三日法律第二二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

（旧法再任用隊員に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の自衛隊法第四十四条の四第一項の規定により採用され、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である隊員（次項において「旧法再任用隊員」という。）に係る任用（任期の更新を除く。）及び退職手当については、なお従前の例による。

2 旧法再任用隊員に対する第二条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律第五条第一項、第八条第一項及び第二項、第十条第一項及び第三項、第二十二條の二第五項、別表第一並びに別表第二の規定並びに第三条の規定による改正後の国家公務員の寒地手当に関する法律第七条の規定の適用については、旧法再任用隊員は、自衛隊法第四十四条の四第一項の規定により採用された隊員でないものとみなす。

附則（平成二十一年二月二日法律第一四三号） 抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二項、第五条第一項第三号、第六条及び第七条第二項ただし書の改正規定並びに附則第十三項の規定は、平成二十一年一月一日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第六項において同じ。）による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。

（俸給の切替え）

3 平成二十一年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（防衛庁の職員の給与等に関する法律第四条第三項に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員（次項及び附則第五項において「任期付研究員」という。）にあつては、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。附則第六項において「一般職任期付研究員法」という。）第六条第一項又は第二項の俸給表をいう。以下この項において同じ。）又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては防衛庁の職員の給与等に関する法律別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

（旧俸給月額を受けていた期間の通算）

4 前項の規定により切替日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）を決定される職員（任期付研究員を除く。）に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四百十一号。以下「一般職給与改正法」という。）第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。附則第九項において「改正後の一般職給与法」という。）第八条第六項若しくは第八項ただし書の規定又は防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第二百二十二号。附則第六項及び第八項において「平成十年改正法」という。）附則第十項から第十二項までの規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間）を新俸給月額を受けていた期間に通算する。

（最高号俸による俸給月額を超える俸給月額等を受ける職員の俸給の切替え等）

5 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間並びに同日において防衛庁の職員の給与等に関する法律第七条第二項の規定による俸給月額を受けていた任期付研究員の新俸給月額は、総理府令で定める。

（切替期間における異動者の俸給月額等）

6 切替日からこの法律の施行の日（以下この項及び附則第九項において「施行日」という。）の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二、一般職給与改正法第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律別表第一若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第八まで又は一般職給与改正法第四条の規定による改正前の一般職任期付研究員法第六条第一項若しくは第二項の俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の、新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。切替日から施行日の前日までの間において、平成十年改正法附則第十項から第十二項までの規定により昇給した職員のうち、総理府令で定める職員の、新法の規定による当該昇給の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間についても、同様とする。

（切替日前の異動者の俸給月額等の調整）

7 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧俸給月額等の基礎）

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法又は平成十年改正法附則第十項から第十二項まで及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

（施行日から平成二十二年三月三十一日までの間における異動者の俸給月額等の調整）

9 施行日から平成二十二年三月三十一日までの間において、新たに新法別表第一若しくは別表第二又は改正後の一般職給与法別表第一若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず旧法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から新法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

10 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）

11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成二十一年二月二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成二十二年五月二日法律第五八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、平成十三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第三条中防衛庁の職員の給与等に関する法律第三十条の次に一条を加える改正規定は、同年一月六日から施行する。

附則（平成二十三年六月八日法律第四〇号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、平成十四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二条中自衛隊法第三十六条の四第一項の改正規定、同条を同法第三十六条の八とする改正規定、同法第三十六条の三を同法第三十六条の七とする改正規定、同法第三十六条の二の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、同条を同法第三十六条の六とし、同条の前に見出しを付する改正規定及び同法第三十六条の次に四条を加える改正規定並びに第三条（防衛庁の職員の給与等に関する法律第三条第一項、第二十二條第一項、第二十四条の四及び第二十四条の五の改正規定、同条を同法第二十四条の六とする改正規定、同法第二十四条の四の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十八条の三の改正規定に係る部分を除く。）、第四条及び附則第三項から第五項までの規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年一月二日法律第一一三号） 抄

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年一月二八日法律第一三〇号)
この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条から第八条まで、第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十八、第四十九、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第六十七、第六十九、第七十一、第七十三及び第七十七の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十一条の二の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第十五条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成一四年一月二七日法律第一一七号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

(俸給の切替)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)における職員の俸給月額、附則第四項に定めるものを除き、施行日の前日においてその者が属していた職務の級(防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「法」という。)第四条第三項に規定する特定任期付職員並びに同条第四項に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員(次項及び附則第四項において「特定任期付職員等」という。)にあつては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)第七条第一項又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第六条第一項若しくは第二項の俸給表をいう。以下この項において同じ。)又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては法別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

3 前項の規定により施行日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を決定される職員(特定任期付職員等を除く。)に対する施行日以降における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第八条第六項若しくは第八項ただし書の規定又は防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第二百二十二号。附則第六項において「平成十年改正法」という。)附則第十項から第十二項までの規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(内閣府令で定める職員にあつては、内閣府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸による俸給月額を超える俸給月額等を受ける職員の俸給の切替え等)

4 施行日の前日において職務の級又は階級の最高号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間並びに同日において法第六条の二第二項又は第七条第二項の規定による俸給月額を受けていた特定任期付職員等の新俸給月額は、内閣府令で定める。

(施行日前の異動者の俸給月額等の調整)

5 施行日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び内閣府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、内閣府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

6 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、第一条の規定による改正前の法又は平成十年改正法附則第十項から第十二項まで及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

(平成十四年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当に関する特例措置)

7 法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項又は第二十五条第三項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十四年法律第六十六号)附則第五項及び第六項の規定の適用については、同法附則第五項各号中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び営外手当(防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第四条第二項に規定する学生にあつては、学生手当)」と、同法附則第六項中「防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」と、「防衛庁職員等」とあるのは「一般職職員等」とする。

(特例一時金に関する経過措置)

8 平成十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間に退職した法第二十七条の二に規定する若年定年退職者についての法第二十七条の四の規定の適用については、同条第一項中「勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当並びに防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第六十七号)第一条の規定による改正前の附則第五項に規定する特例一時金」とする。

(政令への委任)

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成一四年二月一三日法律第一五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第六十五号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から八まで 略

九 附則第十条の規定 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百二号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則 (平成一五年五月一日法律第三二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一三日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

附 則 (平成一五年八月一日法律第一三七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十五年一〇月一六日法律第一四六号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条及び附則第八項の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(俸給の切替え)

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）における職員の俸給月額、附則第四項に定めるものを除き、施行日の前日においてその者が属していた職務の級（防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項に規定する特定任期付職員並びに同条第四項に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員（次項及び附則第四項において「特定任期付職員等」という。）にあつては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六条第一項若しくは第二項の俸給表をいう。以下この項において同じ。）又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合に於ては法別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合に於ては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

3 前項の規定により施行日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）を決定される職員（特定任期付職員等を除く。）に対する施行日以降における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）附則第八項において「一般職給与法」という。）第八条第六項若しくは第八項ただし書の規定又は防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第百二十二号）附則第六項において「平成十年改正法」という。）附則第十項から第十二項までの規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（内閣府令で定める職員に於ては、内閣府令で定める期間）を新俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸による俸給月額を超える俸給月額等を受ける職員の俸給の切替え等)

4 施行日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間並びに同日において法第六条の二第二項又は第七条第二項の規定による俸給月額を受けていた特定任期付職員等の新俸給月額は、内閣府令で定める。

(施行日前の異動者の俸給月額等の調整)

5 施行日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び内閣府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、内閣府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

6 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、第一条の規定による改正前の法又は平成十年改正法附則第十項から第十二項まで及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

7 法第十八条の二第一項又は第十八条の三第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第百四十一号）以下「一般職給与改正法」という。）附則第五項及び第六項の規定の適用については、一般職給与改正法附則第五項第一号中「及び特地勤務手当（給与法第十三条の三の規定による手当を含む。）」とある

のは、「特地勤務手当（給与法第十三条の三の規定による手当を含む。）、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び営外手当」と、一般職給与改正法附則第六項中「防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」とする。

(調整手当に関する経過措置)

8 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の法第十四条第二項又は第三項において読み替えて準用する一般職給与法第十一条の七の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する第二条の規定による改正後の法第十四条第二項又は第三項において読み替えて準用する一般職給与法第十一条の七の規定の適用については、一般職給与改正法附則第七項の規定を準用する。この場合において、同項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第百四十一号）附則第七項とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百四十六号）」附則第八項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第百四十一号）附則第七項」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成一十六年一〇月二八日法律第一三七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十六号）以下「一般職給与改正法」という。）の施行の日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において一般職給与改正法第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）以下「改正前の一般職給与法」という。）別表第六の適用を受けていた職員で施行日においてこの法律による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「新法」という。）別表第二の適用を受けることとなるもの及び施行日の前日において改正前の一般職給与法別表第六の適用を受けていた職員で施行日において一般職給与改正法第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の一般職給与法」という。）別表第六の適用を受けることとなるものの施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、施行日の前日においてこれらの者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する附則別表の新級欄に定める職務の級とする。

(俸給の切替え等)

3 前項の規定により新級を決定される職員（附則第五項に規定する職員を除く。）の施行日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同じ号数の号俸による額とする。

4 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以降における最初の新法第五条第三項において準用する改正後の一般職給与法第八条第六項若しくは第八項ただし書の規定又は防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第百二十二号）以下「平成十年改正法」という。）附則第十一項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（内閣府令で定める職員に於ては、内閣府令で定める期間）を新俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸による俸給月額を超える俸給月額を受ける職員の俸給の切替え等)

5 附則第二項の規定により新級を決定される職員のうち、施行日の前日において旧級の最高の号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、内閣府令で定める。

(旧俸給月額の基礎)

6 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた俸給月額、この法律による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「旧法」という。）又は平成十年改正法附則第十一項及びこれらに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成十年改正法附則第十一項の規定を適用する場合の特例）

7 平成十年改正法附則第十一項の規定の適用については、旧法別表第二、改正前の一般職給与法別表第六（ロ及びニに限る。）、新法別表第二及び別表第三、新法附則第五項の規定によりなお効力を有することとされる改正前の一般職給与法別表第六イ並びに改正後の一般職給与法別表第六ロは、平成十年改正法附則第十一項に規定する改正後の関係俸給表とみなす。

（政令への委任）

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則別表 新法別表第二又は改正後の一般職給与法別表第六ロの適用を受けることとなる職員の職務の級の切替表

俸給表

改正前の一般職給与法別表第六ロ

改正前の一般職給与法別表第六ロ

	旧級		新級	
	2級	3級	1級	2級
3級				
2級				
1級				
3級				
2級				
1級				

附則（平成一十七年七月二十九日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二條中自衛隊法別表第三の改正規定及び第三條中防衛庁の職員の給与等に関する法律附則第五項を削り、同法附則第六項を同法附則第五項とする改正規定並びに次条から附則第八条まで及び附則第十條の規定は、公布の日から施行する。

（職務の級の切替）

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第三條の規定による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「旧法」という。）附則第五項の規定によりなお効力を有することとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十六号）第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第六イの適用を受けていた職員で施行日において一般職の職員の給与に関する法律（以下「一般職給与法」という。）別表第六イの適用を受けることとなるものの施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する附則別表の新級欄に定める職務の級とする。

（俸給の切替等）

第三条 前条の規定により新級を決定される職員（附則第五条に規定する職員を除く。）の施行日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同じ号数の号俸による額とする。

第四条 前条の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以降における最初の防衛庁の職員の給与等に関する法律第五條第三項において準用する一般職給与法第八條第六項若しくは第八項ただし書の規定又は防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第百二十二号）以下「平成十年改正法」という。）附則第十一項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（内閣府令で定める職員にあっては、内閣府令で定める期間）を新俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸による俸給月額を超える俸給月額を受ける職員の俸給の切替等）

第五条 附則第二条の規定により新級を決定される職員のうち、施行日の前日において旧級の最高の号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、内閣府令で定める。

（旧俸給月額額の基礎）

第六条 附則第二條から前条までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法又は平成十年改正法附則第十項若しくは第十一項及びこれらに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成十年改正法附則第十一項の規定を適用する場合の特例）

第七条 平成十年改正法附則第十一項の規定の適用については、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十七号）附則第七項に規定するもののほか、一般職給与法別表第六イは、平成十年改正法附則第十一項に規定する改正後の関係俸給表とみなす。

（政令への委任）

第八条 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則別表 一般職給与法別表第六イの適用を受けることとなる職員の職務の級の切替表

	旧級		新級	
	2級	3級	1級	2級
5級				
4級				
3級				
2級				
1級				
4級				

附則（平成一十七年一月七日法律第二一五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）以下この条において「防衛省職員給与法」という。）第二十八條第一項に規定する任用期間の定めのある隊員が新制度適用任期制隊員（施行日前において前条の規定による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十八條第一項に規定する任用期間の定めのある隊員であつて、その者が防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十四号）の施行の日以後に退職することにより防衛省職員給与法の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。）として退職した場合において防衛省職員給与法第二十八條第三項ただし書（同条第六項後段において準用する場合を含む。）、第九項第二号及び第三号並びに第十二項の規定により新法の規定の例による場合には、附則第三條から第六條までの規定の適用があるものとする。

附則（平成一十七年一月七日法律第二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二條並びに附則第八條から第十九條まで及び第二十一條から第二十五條までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（俸給の切替）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）における職員の俸給月額は、附則第四条に定めるものを除き、施行日の前日においてその者が属していた職務の級（防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第四條第三項に規定する特定任期付職員並びに同条第四項に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員（以下「特定任期付職員等」という。）にあっては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七條第一項又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第百五十五号）第六條第一項若しくは第六項の俸給表をいう。以下この条において同じ。）又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては法別表第三の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以

下同じ。におけるその者が受けていた俸給月額（以下「施行日の前日における俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

（施行日の前日における俸給月額を受けていた期間の通算）

第三条 前条の規定により施行日における俸給月額を決定される職員（特定任期付職員等を除く。）に対する施行日以降における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第八条第六項若しくは第八項ただし書の規定又は防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第二百二十二号。附則第六条及び第十四条において「平成十年改正法」という。）附則第十項から第十二項までの規定の適用については、施行日の前日における俸給月額を受けていた期間（内閣府令で定める職員にあっては、内閣府令で定める期間）を施行日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸による俸給月額を超える俸給月額等を受ける職員の俸給の切替え等）

第四条 施行日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間並びに施行日の前日において法第六条の第二項又は第七条第二項の規定による俸給月額を受けていた特定任期付職員等の施行日における俸給月額は、内閣府令で定める。

（施行日前の異動者の俸給月額等の調整）

第五条 施行日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び内閣府令で定めるこれに準ずる職員の施行日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、内閣府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日の前日における俸給月額の基礎）

第六条 附則第二条から前条までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、第一条の規定による改正前の法又は平成十年改正法附則第十項から第十二項まで及びこれらに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

（平成十七年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

第七条 法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項又は第二十五条第三項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号。以下「一般職給与改正法」という。）附則第五条の規定の適用については、同条第一項第一号中「及び特勤勤務手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第百二十二号）附則第十四項及び第十五項に規定する暫定筑波研究学園都市移転手当の月額の合計額」とあるのは、「特勤勤務手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び営外手当の月額の合計額又は学生手当の月額」と、同条第二項中「防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）」とあるのは「給与法」とする。

（特定の職務の級の切替え）

第八条 平成十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が法別表第一の五級であった職員における職務の級（以下「新級」という。）は、内閣府令で定めるところにより、同表の五級又は六級とする。

2 切替日の前日において一般職給与法別表第一、別表第六イ、別表第七又は別表第八イの適用を受けていた職員であつて、旧級が一般職給与改正法附則別表第一（行政職俸給表（一）、行政職俸給表（二）、教育職俸給表（一）、医療職俸給表（一）及び研究職俸給表に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に掲げられている職務の級であつたものの新級は、旧級に対応する一般職給与改正法附則別表第一の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、内閣府令で定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号俸への切替え）

第九条 切替日の前日において法別表第一から別表第三までの適用を受けていた職員（第三項並びに附則第十一条及び第十二条に規定する職員を除く。）の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、旧級又は階級、その者が切替日の前日において受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸（以下この条、附則別表第一及び附則別表第二において「旧号俸」という。）及び経過期間（旧俸給月額を受けていた期間（内閣府令で定める職員にあっては、内閣府令で定める期間）をいう。以下この条において同じ。）に応じて附則別表第一に定める号俸とする。

2 切替日の前日において一般職給与法別表第一又は別表第六から別表第八までの適用を受けていた職員（第四項及び附則第十二条に規定する職員を除く。）の新号俸は、旧級、旧号俸及び経過期間に応じて一般職給与改正法附則別表第二イ、ロ及びリからカまでに定める号俸とする。

3 前条第一項の規定により新級を決定される職員（附則第十二条に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第二に定める号俸とする。

4 前条第二項後段の規定により新級を決定される職員（附則第十二条に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて一般職給与改正法附則別表第三イ及びニからハまでに定める号俸とする。

第十条 切替日の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第六条第一項若しくは第二項の俸給表（附則第十五条第一項において「特定任期付職員等俸給表」という。）の適用を受けていた特定任期付職員等の新号俸は、旧俸給月額に対応するこれらの俸給表における号俸と同じ号数の号俸とする。

（法別表第一の指定職の欄等の適用を受ける職員の号俸の切替え）

第十一条 切替日の前日において法別表第一の指定職の欄、一般職給与法別表第十又は法別表第三の陸将、海将及び空将の欄若しくは陸将補、海将補及び空将補の（一）欄の適用を受けていた職員の新号俸は、切替日の前日における号俸（附則別表第三において「旧号俸」という。）に対応する附則別表第三の新号俸欄に定める号俸とする。

（最高号俸による俸給月額を超える俸給月額等を受ける職員の俸給の切替え）

第十二条 切替日の前日において職務の級又は階級における最高の号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の新号俸及び同日において法第六条の第二項又は第七条第二項の規定による俸給月額を受けていた特定任期付職員等の切替日における俸給月額は、内閣府令で定める。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第十三条 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び内閣府令で定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、内閣府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧俸給月額等の基礎）

第十四条 附則第八条から前条までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第二条の規定による改正前の法（附則第十八条において「旧法」という。）又は附則第二十一条の規定による改正前の平成十年改正法附則第十項から第十二項まで及びこれらに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第十五条 切替日の前日から引き続き同一の関係俸給表（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛省職員給与法」という。）別表第一若しくは別表第二、一般職給与法別表第一、別表第六から別表第八まで若しくは別表第十一、特定任期付職員等俸給表、防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十五号）第三条の規定による改正前の法別表第一から別表第三まで又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正す

る法律（平成十九年法律第百十八号）第二条の規定による改正前の一般職給与法別表第十をいう。以下同じ。）の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が旧俸給月額（防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九十二号。第一号において「平成二十一年防衛省給与改正法」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、旧俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（防衛省令で定める職員を除く。）には、平成二十六年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうちその職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された者を除く。）及び二等陸佐、二等海佐又は二等空佐以上の自衛官（防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける自衛官、医師又は歯科医師である自衛官及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。）（以下この項において「特定職員」という。））にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額を俸給として支給する。

一 平成二十一年防衛省給与改正法附則第四条の規定により読み替えられた一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。） 百分の九十九・一

二 防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける職員 百分の九十八・九四

三 前二号に掲げる職員以外の職員（一般職給与法別表第八イの適用を受ける職員、医師又は歯科医師である自衛官及び防衛省職員給与法第四条第三項に規定する第二号任期付研究員を除く。） 百分の九十九・三四

2 切替日の前日から引き続き関係俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）に於いて、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、防衛省令で定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに関係俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、防衛省令で定めるところにより、これらの規定に準じて、俸給を支給する。

第十六条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する防衛省職員給与法第十一条の二において準用する一般職給与法第十条第二項の規定の適用については、同項中「調整前における俸給月額」とあるのは、「調整前における俸給月額と防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十二号）附則第十五条の規定による俸給の額との合計額」と読み替えるものとする。

2 前条の規定による俸給を支給される職員に関する防衛省職員給与法第二十七条の三第二項の規定の適用については、同項中「受けていた俸給月額」とあるのは「受けていた俸給月額と防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十二号。以下この項において「平成十七年防衛庁給与改正法」という。）附則第十五条の規定による俸給の額との合計額」と、「政令で定める俸給月額」とあるのは「政令で定める俸給月額と同条の規定による俸給の額との合計額」と、「別表第二」とあるのは「平成十七年防衛庁給与改正法第二条の規定による改正前の別表第三」と、「額を」とあるのは「額に百分の九十九・一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を」と、「による額」とあるのは「による額にその割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と」とする。

（平成二十二年三月三十一日までの間における一般職給与法の準用に関する特例等）

第十七条 一般職給与改正法附則第十三条の規定は、平成二十二年三月三十一日までの間における防衛省職員給与法第五条第二項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正後の

一般職給与法（以下「改正後の一般職給与法」という。）第八条第六項及び第七項並びに防衛省職員給与法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の三第二項及び第十条の五の規定の適用について準用する。この場合において、一般職給与改正法附則第十三条の表中「人事院規則」とあるのは、「政令」と読み替えるものとする。

2 平成二十二年四月一日以降において附則第十五条の規定の適用を受ける自衛官（防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。）に関する防衛省職員給与法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の三第二項及び第十一条の五の規定の適用については、同項中「当該各号に定める割合」とあるのは「当該各号に定める割合から百分の一を減じて得た割合」と、同条中「百分の十五」とあるのは「百分の十四」と読み替えるものとする。（地域手当に関する経過措置）

第十八条 第二条の規定の施行の際現に旧法第十四条第二項又は第三項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正前の一般職給与法（次項において「改正前の一般職給与法」という。）第十一条の六の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る官署の移転に係る地域手当の支給に関する防衛省職員給与法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一十一条の三第 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十二号）第二条の規定による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第百六十六号。以下「旧防衛庁給与法」という。）第十四条第二項又は第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号。以下「平成十七年一般職給与改正法」という。）第二条の規定による改正前の第十一条の三第 一項の 一項の

「地域手当支給官」調整手当支給官署
同条第二項各号 第十一条の三第二項各号に定める割合をいう。）
に定める割合を

地域手当の支給 調整手当の支給割合（旧防衛庁給与法第十四条第二項において準用する平成割合（同条第二十七年一般職給与改正法第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号各号に定める号（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける自衛官割合をいう。以外）の自衛官にあつては、旧防衛庁給与法第十四条第三項において準用する平成十七年一般職給与改正法第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項。以下同じ。）に定める割合をいう。以下

第一項	同条第一項	第十一号	第三項	第二項	第一項
地域手当支給官	調整手当支給官署	調整手当支給官署	調整手当支給官署	調整手当の支給割合（旧防衛庁給与法第十四条第二項において準用する平成割合（同条第二十七年一般職給与改正法第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号各号に定める号（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける自衛官割合をいう。以外）の自衛官にあつては、旧防衛庁給与法第十四条第三項において準用する平成十七年一般職給与改正法第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項。以下同じ。）に定める割合をいう。以下	調整手当の支給割合（旧防衛庁給与法第十四条第二項において準用する平成割合（同条第二十七年一般職給与改正法第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号各号に定める号（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける自衛官割合をいう。以外）の自衛官にあつては、旧防衛庁給与法第十四条第三項において準用する平成十七年一般職給与改正法第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項。以下同じ。）に定める割合をいう。以下

2 第二条の規定の施行の際現に旧法第十四条第二項又は第三項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当

當の支給及び切替日の前日において旧法第十四条第二項又は第三項において準用する改正前の一般職給と法第十一条の三若しくは第十一条の六の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する防衛省職員給と法第十四条第二項において読み替えて準用する改正後の一般職給と法第十一条の七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条の三第三項の政令で定める地域若しくは官署に在勤する	法法律第百二十二号）第二条の規定による改正前の防衛庁の職員（平成十七年四月二十八日現在）の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年六月十六日現在）の第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号。以下「平成十七年一般職給与改正法」という。）第一条の規定による改正前の第十一条の三第一項の政令で定める地域若しくは官署に在勤する
--------------------------------------	---

その在勤する地域、 若しくは空港の区域	官署その在勤する地域若しくは官署
在勤していた地域、 又は空港の区域	官署在勤していた地域又は官署
在勤していた地域、 又は空港の区域	官署在勤していた地域若しくは官署

若しくは空港の区域	地域手当の支給割合（第調整手当の支給割合（旧防衛庁給与法第十四条第二項において準用する第十一条の第三項各号による平成十七年一般職給与改正法第二条の規定による改正前の第十一条定める割合又は第十一条の第三項各号（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の四の政令で定める割合）適用を受ける自衛官以外の自衛官にあつては、旧防衛庁給与法第十四条第三項において準用する平成十七年一般職給与改正法第二条の規定
-----------	--

第 一 項	前条第一項	による改正前の第十一条の三第二項）に定める割合をい 旧防衛庁給与法第十四条第二項又は第三項において準用する平成十七 年一般職給与改正法第二条の規定による改正前の前条第一項
	移転職員等	同項に規定する移転職員等

（平均給与額算定の基礎となる給与の経過措置）

第十九条 平成十八年六月三十日以前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償に関する防衛省職員給与法第二十七条第二項の規定の適用については、同項中「及び防衛出動手当」とし、事務官等」とあるのは「防衛出動手当及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十二号）第二条の規定による改正前の第十四条第二項又は第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）第二条の規定による改正前の一般職給与法第十一条の三から第十四条の七までの規定による調整手当（以下「調整手当」という。）とし、事務官等」と、「及び防衛出動手当」とし、自衛官」とあるのは「防衛出動手当及び調整手当とし、自衛官」と、「及び自衛出動手当」とあるのは「営外手当」と、「相当する額」とあるのは「相当する額」及び調整手当」とする。

(政令への委任)

第二十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則別表第一（附則第九條關係）

イ 法別表第一の適用を受ける職員

[illegible]

[illegible]

5 3					4 3					3 3				
1 2 月 以 上	未 満 9 月 以 上 1 2 月	満 6 月 以 上 9 月 未 満	満 3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上	未 満 9 月 以 上 1 2 月	満 6 月 以 上 9 月 未 満	満 3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上	未 満 9 月 以 上 1 2 月	満 6 月 以 上 9 月 未 満	満 3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満
										3 3 1	2 3 1	1 3 1	0 3 1	9 2 1
1 4 1	0 4 1	9 3 1	8 3 1	7 3 1	7 3 1	6 3 1	5 3 1	4 3 1	3 3 1	3 3 1	2 3 1	1 3 1	0 3 1	9 2 1
1 4 1	0 4 1	9 3 1	8 3 1	7 3 1	7 3 1	6 3 1	5 3 1	4 3 1	3 3 1	3 3 1	2 3 1	1 3 1	0 3 1	9 2 1
					7 3 1	6 3 1	5 3 1	4 3 1	3 3 1	3 3 1	2 3 1	1 3 1	0 3 1	9 2 1

9		8		7		6		5		4		3		2		1		旧号俸	附則別表第二（附則第九条関係）	
3月未満		12月以上 3月未満		12月以上 3月未満		12月以上 3月未満		12月以上 3月未満		12月以上 3月未満		12月以上 3月未満		12月以上 3月未満		12月以上 3月未満		新級		
9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	5級	新級	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6級		

[illegible]

抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七條 防衛省の職員^{の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）}第二十七條第三項において準用する第一條の規定による改正後の国家公務員災害補償法第一條の二の規定は、施行日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

附則（平成一八年五月三十一日法律第四五号）抄

抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(職務の級の切替え)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第三条の規定による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「旧法」という。）別表第一の適用を受けていた職員（次項及び附則第四条に規定する職員を除く。）で施行日において一般職の職員の給与に關する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）別表第一イの適用を受けることとなるものの施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、施行日の前日におけるその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する附則別表の新級欄に定める職務の級とする。

2 施行日の前日において旧法別表第一の適用を受けていた職員で旧級が一級であったものの新級は、内閣府令で定めるところにより、一般職給与法別表第一の三級、四級又は五級とする。

(号俸の切替え)

第三条 前条第一項の規定により新級を決定される職員の施行日における号俸は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸と同じ号数の号俸とする。

2 前条第二項の規定により新級を決定される職員の施行日における号俸は、施行日の前日から引き続き一般職給与法別表第一イの適用を受ける職員との均衡を考慮して、内閣府令で定める。
(指定職の欄の適用を受ける職員の号俸の切替え)

第四条 施行日の前日において旧法別表第一の指定職の欄の適用を受けていた職員で施行日において一般職給与法別表第十の適用を受けることとなるものの施行日における号俸は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸と同じ号数の号俸とする。

(旧級等の基礎)

第五条 前三条の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、第三条の規定の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則別表 一般職給与法別表第一イの適用を受けることとなる職員の職務の級の切替表

旧級	新級
2級	6級
3級	7級
4級	8級
5級	9級
6級	10級

附則 (平成一八年六月二日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第二百五条、第二百二十四条並びに第三百三十一条から第三百三十三条までの規定 公布の日
二 及び三 略

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七條から第三十九條まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七條、第六十六條、第七十五條、第七十六條、第七十八條、第七十九條、第八十一条、第八十四條、第八十五條、第八十七條、第八十九條、第九十三條から第九十五條まで、第九十七條から第一百零二條、第一百零九條、第一百一十四條、第一百十七條、第一百二十條、第二百二十三條、第二百二十六條、第二百二十八條及び第二百三十條の規定 平成二十年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第三百三十一條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第三百三十二條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならぬ事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこ

れに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
(その他の経過措置の政令への委任)

第三百三十三條 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一八年二月二日法律第一一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十八條 この法律の施行前において前条の規定による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十七條第一項において準用する国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の規定により支給すべき事由の生じた職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及びこれらの災害を受けた職員に対する福祉事業に係る支給については、なお従前の例による。この場合において、同項中「防衛庁長官」とあるのは「防衛大臣」と、「防衛庁の」とあるのは「防衛省の」と、「防衛庁」とあるのは「防衛省」とする。

附則 (平成一八年二月二日法律第一二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(平成二十三年三月三十一日までの間における俸給の特別調整額に関する経過措置)

第二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第二百二十二号)附則第十五条の規定による俸給を支給される職員のうち、その者の受ける俸給月額と当該俸給の額との合計額がその者の属する職務の級又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合合)にあつてはこの法律による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「新法」という。)別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。)における最高の号俸による俸給月額を超える職員についての新法第十一条の第三第二項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級又は階級における最高の号俸による俸給月額」とあるのは、「職員の俸給月額と防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第二百二十二号)附則第十五条の規定による俸給の額との合計額」とする。

(広域異動手当の支給に関する経過措置)

第三条 新法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十一条の八の規定は、平成十六年四月二日からこの法律の施行の日の前日まで間に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第一項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成十九年四月一日から当該異動等の日以後」とする。

(平成二十年三月三十一日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

第四条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第一百一号)附則第三条の規定は、平成二十年三月三十一日までの間における新法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の八第一項各号の規定の適用について準用する。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(調整規定)

第八条 この法律の施行の日が防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十八号）の施行の日以後である場合には、本則中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律」と、附則第二条中「防衛庁の職員の給与等に関する法律（）」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（）」と、附則第六条（見出しを含む。）中「国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律」とあるのは「国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律」とする。

附 則（平成一九年五月一六日法律第四二二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一九年六月八日法律第八〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一九年十一月三〇日法律第二二四号） 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第五条及び第九条の規定 平成二十年一月一日

二 第三条並びに附則第七条、第八条及び第十條の規定 平成二十年四月一日

2 第一条の規定（防衛省の職員の給与等に関する法律第二十五条第三項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の同法（以下「改正後の給与法」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

（平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号俸の調整）

第二条 平成十九年四月一日からこの法律の施行の日（次条において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「改正前の給与法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、防衛省令で定める職員の、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、防衛省令で定める。

（施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号俸の調整）

第三条 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、改正後の給与法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、防衛省令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

第四条 改正後の給与法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

（退職手当の計算方法に関する経過措置）

第五条 任用期間を定めて任用された自衛官が、附則第一条第一項第一号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「一部施行日」という。）前に自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十三条の規定による休職若しくは同法第四十六条第一項の規定による停職にされ、又は国家

公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第三条第一項の規定による育児休業（一部施行日以後に同法第四条の規定により育児休業の期間を延長した場合においては当該延長した期間を除く。）をし、これらの期間の終了の日が一部施行日以後となる当該自衛官の退職手当の計算の基礎となるこれらの期間の日数計算については、第二条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成二〇年二月二六日法律第九八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条第二項の改正規定及び次条の規定 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十四号）第一条中一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第八条第五項、第六項及び第八項、第十九条の七第一項並びに第十九条の八第二項の改正規定の施行の日

二 第二十七条の二の改正規定、第二十七条の十一の改正規定、同条を第二十七条の十五とする改正規定、第二十七条の十の改正規定、同条を第二十七条の十四とする改正規定、第二十七条の九の改正規定、同条を第二十七条の十一とし、同条の次に二条を加える改正規定、第二十七条の八の改正規定、同条を第二十七条の九とし、同条の次に一条を加える改正規定、第二十七条の七の次に一条を加える改正規定、第二十七条の十五の次に一条を加える改正規定、第二十八条第十三項を削る改正規定並びに第二十八条の二、第二十八条の三及び第三十条の改正規定並びに附則第三条の規定 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）の施行の日

（職員の見給等に関する経過措置）

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日後一年間において行われるこの法律による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第五条第二項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第五項の規定による昇給については、同項中「日以前一年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

2 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日から起算して三年間は、この法律による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律第十九条の七第一項の規定の適用については、同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

（若年定年退職者給付金等の支給に係る経過措置）

第三条 この法律による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の二から第二十七条の十五までの規定は、附則第二条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に退職した若年定年退職者（防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の二に規定する若年定年退職者をいう。以下この項において同じ。）に係る若年定年退職者給付金について適用し、一部施行日前に退職した若年定年退職者に係る若年定年退職者給付金については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八条及び第二十八条の二の規定は、一部施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、一部施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成二十二年五月二十九日法律第四一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十五条の規定 この法律の公布の日又は防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十四号）の公布の日のいずれか遅い日

附則（平成二十二年六月三日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

イ及びロ 略

ハ 第五条中防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項の改正規定（「、防衛参事官」を削る部分及び「職員で」の下に「、防衛大臣補佐官」を加える部分に限る。）、同条一項を加える改正規定、同法第五条の改正規定、同法第十二条第一項の改正規定（「職員」の下に「常勤の防衛大臣補佐官」を加える部分に限る。）、同法第十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第十八条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定（「職員」の下に「常勤の防衛大臣補佐官」を加える部分に限る。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七條第二項の改正規定並びに同法第二十七條の二第三号、第二十七條の十四第一項及び第二十八條の二第一項の改正規定

二 次に掲げる規定 平成二十二年四月一日

イ 略

ロ 第五条中防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項の改正規定（「学生」という。）の下に「生徒（自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。以下同じ。）」を加える部分に限る。）、同法第十二条第一項の改正規定（前号ハに掲げる改正規定を除く。）、同法第十八条の二第一項の改正規定（「及び学生」を「学生及び生徒」に改める部分に限る。）、同法第二十二條第一項の改正規定（並びに学生」を「学生並びに生徒」に改める部分に限る。）、同法第二十五条の次に一条を加える改正規定、同法第二十八條の二第四項及び第五項の改正規定並びに同法第二十九條の改正規定

三 次に掲げる規定 平成二十二年七月一日

イ 略

ロ 第五条中防衛省の職員の給与等に関する法律第一条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定（第一号ハ及び前号ロに掲げる改正規定を除く。）、同法第十八條の二第一項の改正規定（第一号ハ及び前号ロに掲げる改正規定を除く。）、同法第二十二條第一項の改正規定（前号ロに掲げる改正規定を除く。）、同法第二十四条の六の改正規定、同条を同法第二十四条の七とし、同法第二十四条の三から第二十四条の五までを一条ずつ繰り下げる改正規定、同法第二十四条の二の前の見出しを削り、同条を同法第二十四条の三とし、同条の前に見出しを付する改正規定、同法第二十四条の次に一条を加える改正規定、同法第二十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第二十八條の改正規定

ハ 附則第四条の規定、附則第八条の規定（前号ハに掲げる改正規定を除く。）及び附則第九条の規定（前号ハに掲げる改正規定を除く。）

四 第三条中自衛隊法第三十二条の改正規定（「陸曹長」を「陸曹長一」に改める部分を除く。）及び同法第三十六条第一項の改正規定並びに第五条中防衛省の職員の給与等に関する法律別表第二の改正規定並びに附則第五条から第七条までの規定 平成二十二年十月一日

（退職手当の特例に係る経過措置）

第四条 附則第一条第三号ロに掲げる規定の施行の際現に任用期間の定めのある隊員（第五条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八條第一項に規定する任用期間の定めのある隊員をいう。）である自衛官の退職手当については、第五条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八條第一項各号及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（二等陸士の廃止に伴う経過措置）

第五条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に附則第二条の規定により教育訓練を受けている三等陸士の階級及び俸給については、第三条の規定による改正後の自衛隊法第三十二条第一項の規定及び第五条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二十二年一月三〇日法律第九二号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定 公布の日

二 第一条中防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二の二の改正規定（「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に改める部分に限る。）、及び同法第二十五条第三項の改正規定（「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に改める部分に限る。）、平成二十二年四月一日（最高の号俸を超える俸給月額の変更）

第二条 この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の前日において防衛省の職員の給与等に関する法律第五条第四項若しくは第五項、第六条の二第二項又は第七條第二項の規定による俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、防衛省令で定める。

（平成二十一年十二月三十一日までの間の医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額）

第三条 医師又は歯科医師である自衛官（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。）の俸給月額は、第一条の規定による改正後の同法別表第二の規定にかかわらず、平成二十一年十二月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

第四条 防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項又は第十八条の二の二の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）附則第三条の規定の適用については、同条第一項第一号中「であるもの」とあるのは「であるもの、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第一自衛隊教官俸給表若しくは同法別表第二自衛官俸給表の適用を受ける職員でその職務の級若しくは階級及び号俸が防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九十二号）附則別表の俸給表欄、職務の級又は階級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（医師又は歯科医師である自衛官を除く。）、医師若しくは歯科医師である自衛官（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。）、防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第四項ただし書の規定の適用を受ける自衛官」と、及び特地勤務手当（同法第十四条の規定による手当を含む。）」とあるのは「特地勤務手当（同法第十四条の規定による手当を含む。）、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び営外手当」と、同条第二項中「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」とする。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則別表（附則第四条関係）

俸給表	職務の級又は階級	号俸	
		一等陸尉	一号俸から三十二号俸まで
自衛隊教官俸給表	一級		一号俸から三十二号俸まで
自衛官俸給表	一等陸尉		一号俸から十六号俸まで

一等海尉	一等海尉
二等空尉	二等空尉
二等陸尉	二等陸尉
二等海尉	二等海尉
二等空尉	二等空尉
三等陸尉	三等陸尉
三等海尉	三等海尉
三等空尉	三等空尉
准陸尉	准陸尉
准海尉	准海尉
准空尉	准空尉
陸曹長	陸曹長
海曹長	海曹長
空曹長	空曹長
一等陸曹	一等陸曹
一等海曹	一等海曹
一等空曹	一等空曹
二等陸曹	二等陸曹
二等海曹	二等海曹
二等空曹	二等空曹
三等陸曹	三等陸曹
三等海曹	三等海曹
三等空曹	三等空曹
陸士長	陸士長
海士長	海士長
空士長	空士長
一等陸士	一等陸士
一等海士	一等海士
一等空士	一等空士
二等陸士	二等陸士
二等海士	二等海士
二等空士	二等空士
三等陸士	三等陸士
三等海士	三等海士
三等空士	三等空士

附 則（平成二十二年十一月三〇日法律第五九号）抄

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条及び附則第六条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

（最高の号俸を超える俸給月額額の切替え）
第二条 この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の前日において防衛省の職員の給与等に関する法律第五條第四項若しくは第五項、第六條の二第二項又は第七條第二項の規定による俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、防衛省令で定める。

（平成二十二年十二月三十一日までの間の医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額）
第三条 医師又は歯科医師である自衛官（防衛省の職員の給与等に関する法律第六條の規定の適用を受ける自衛官を除く。）の俸給月額は、第一条の規定による改正後の同法別表第二の規定にかかわらず、平成二十二年十二月三十一日までの間は、なお従前の例による。
（平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）
第四条 防衛省の職員の給与等に関する法律第十八條の二第二項又は第十八條の二の二の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号。以下「一般職給与改正法」という。）附則第三条の規定の適用については、同条第一項第一号中「若しくは医療職俸給表（一）」とあるのは、「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第一自衛隊教官俸給表若しくは同法別表第二自衛官俸給表の適用を受ける職員でその職務の級若しくは階級（当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。）及び号俸が防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十九号）附則別表の俸給表欄、職務の級又は階級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（同法第一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律附則第八項の規定が施行されたとした場合においても同項において準用する改正後の給与法附則第八項の規定の適用を受けず、かつ、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百二十二号）附則第十五條の規定の適用を受けない職員に限り、医師又は歯科医師である自衛官を除く。）、医師若しくは歯科医師である自衛官（防衛省の職員の給与等に関する法律第六條の規定の適用を受ける自衛官を除く。）、防衛省の職員の給与等に関する法律第四條第四項ただし書の規定の適用を受ける自衛官若しくは医療職俸給表（一）」と、「及び特地勤務手当（給与法第十四條の規定による手当を含む。）」とあるのは、「特地勤務手当（給与法第十四條の規定による手当を含む。）、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び営外手当」と、同条第二項中「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律」とする。
（平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に関する読替え）
第五条 一般職給与改正法附則第四条の規定は、平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する第一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項において準用する一般職給与改正法第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）附則第八項の規定の適用について準用する。この場合において、一般職給与改正法附則第四条中「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）」とあるのは、「防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十九号）」と読み替えるものとする。

2 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する第一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律附則第六項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十九号）の施行の日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。
（平成二十三年四月一日における号俸の調整）
第六条 一般職給与改正法附則第五条第一項の規定は、平成二十三年四月一日において四十三歳に満たない職員について準用する。この場合において、同項中「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。）に」と、「受けるもの」とあるのは「受けるもの、同法第六條の規定の適用を受ける自衛官」と、「給与法第八條第五項」とある

のは「防衛省の職員の給与等に関する法律第五条第二項において準用する給与法第八条第五項」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、平成二十三年四月一日において四十三歳に満たない医師又は歯科医師である自衛官であつて防衛省の職員の給与等に関する法律第五条第四項及び第五項の規定の適用を受けるものの同日における俸給月額が、一般職の職員の給与に関する法律別表第八イの適用を受ける国家公務員が受ける俸給月額との均衡を失すると認められるときは、同日における当該俸給月額に同表の適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める額を加えた額をその者の俸給月額とする。

3 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する第一項において準用する一般職給与改正法附則第五条第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七号条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする」と読み替えるものとする。

4 前項の規定は、国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第二十二号条の規定による勤務をしている職員について準用する。

5 国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七号条第一項において準用する同法第二十三号条第二項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第一項において準用する一般職給与改正法附則第五条第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七号条第一項において準用する同法第十三号条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする」と読み替えるものとする。

（政令への委任）
第七号条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則別表（附則第四条関係）

俸給表		職務の級又は階級	号俸
自衛隊教官俸給表			
自衛官俸給表	二級	一級	一号俸から七十二号俸まで
	一等陸佐（三）	二等陸佐	一号俸から八号俸まで
	一等海佐（三）	二等海佐	
	一等空佐（三）	二等空佐	一号俸から三十二号俸まで
		三等陸佐	一号俸から八十号俸まで
		三等海佐	
	三等空佐		
	一等陸尉		一号俸から百二十九号俸まで
	一等海尉		

附 則（平成二十三年六月二十二日法律第七十二号） 抄

一等空尉	一号俸から百三十七号俸まで
二等陸尉	
二等海尉	
二等空尉	
三等陸尉	一号俸から百四十五号俸まで
三等海尉	
三等空尉	
准陸尉	一号俸から百四十五号俸まで
准海尉	
准空尉	
陸曹長	一号俸から百四十一号俸まで
海曹長	
空曹長	一号俸から百二十九号俸まで
一等陸曹	
一等海曹	
一等空曹	一号俸から百十三号俸まで
二等陸曹	
二等海曹	
二等空曹	一号俸から七十三号俸まで
三等陸曹	
三等海曹	
三等空曹	一号俸から三十三号俸まで
陸士長	
海士長	
空士長	一号俸から十三号俸まで
一等陸士	
一等海士	
一等空士	一号俸から九号俸まで
二等陸士	
二等海士	
二等空士	

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を削る改正規定及び同法第四十号条第一号の改正規定（第二十八号条の十二第一項若しくは）を削る部分に限る。）に限る。）に、第四条、第六号及び第七号の規定並びに附則第九号、第十一号、第十五号、第二十二号、第四十一号、第四十七号（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四号の改正規定に限る。）及び第五十号から第五十二号までの規定 公布の日

（検討）
第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二十四年二月二十九日法律第二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三章及び附則第八条から第十条までの規定 平成二十四年四月一日

二 第七条中防衛省職員給与法附則第九項の改正規定 平成二十六年四月一日

（俸給月額の変更）

第四条 施行日の前日において防衛省職員給与法第五条第四項若しくは第五項、第六条の二第二項又は第七条第二項の規定による俸給月額を受けていた防衛省の職員の施行日における俸給月額は、防衛省令で定める。

（平成二十四年十二月三十一日までの間の医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額）

第五条 医師又は歯科医師である自衛官（防衛省職員給与法第六条の規定を受ける自衛官を除く。）の俸給月額は、第七条の規定による改正後の防衛省職員給与法別表第二の規定にかかわらず、平成二十四年十二月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（平成二十四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

第六条 平成二十四年六月に職員に支給する期末手当の額は、一般職給与法第十九条の四第二項（同条第三項、任期付研究員法第七条第二項又は任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（育児休業法第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項若しくは附則第八項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律第五条第一項又は法科大学院派遣法第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十三年四月一日（同月二日から施行日までの間に職員（一般職給与法第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（平成十七年改正法附則第十一条の規定の適用を受けない職員に限る。）、医療職俸給表（一）若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員若しくは同条第一項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその号俸が一号俸から三号俸までであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同月一日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（一般職給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（一般職給与法第十四条の規定による手当を含む。）の月額（一般職給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期

間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表

行政職俸給表（一）

職務の級

号俸

一級	一号俸から九十三号俸まで
二級	一号俸から七十六号俸まで
三級	一号俸から六十号俸まで
四級	一号俸から四十四号俸まで
五級	一号俸から三十六号俸まで
六級	一号俸から二十八号俸まで
七級	一号俸から十六号俸まで
八級	一号俸から四号俸まで

行政職俸給表（二）

専門行政職俸給表

税務職俸給表

一級	一号俸から七十三号俸まで
二級	一号俸から六十五号俸まで
三級	一号俸から六十号俸まで
四級	一号俸から四十四号俸まで
五級	一号俸から三十六号俸まで
六級	一号俸から二十八号俸まで
七級	一号俸から十六号俸まで
八級	一号俸から四号俸まで

公安職俸給表（一）

公安職俸給表（二）

一級	一号俸から九十六号俸まで
二級	一号俸から八十八号俸まで
三級	一号俸から八十号俸まで
四級	一号俸から六十四号俸まで
五級	一号俸から四十八号俸まで
六級	一号俸から三十六号俸まで
七級	一号俸から二十八号俸まで
八級	一号俸から十六号俸まで
九級	一号俸から四号俸まで
一級	一号俸から八十九号俸まで
二級	一号俸から七十六号俸まで
三級	一号俸から六十号俸まで
四級	一号俸から四十四号俸まで

海事職俸給表 (一)	五級	一号俸から三十六号俸まで
	六級	一号俸から二十八号俸まで
	七級	一号俸から十六号俸まで
	八級	一号俸から四号俸まで
	一級	一号俸から六十九号俸まで
海事職俸給表 (二)	二級	一号俸から六十八号俸まで
	三級	一号俸から五十二号俸まで
	四級	一号俸から四十号俸まで
	五級	一号俸から二十四号俸まで
	六級	一号俸から十八号俸まで
教育職俸給表 (一)	一級	一号俸から九十七号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から七十二号俸まで
	四級	一号俸から六十号俸まで
	五級	一号俸から四十四号俸まで
教育職俸給表 (二)	六級	一号俸から八十四号俸まで
	一級	一号俸から六十四号俸まで
	二級	一号俸から五十二号俸まで
	三級	一号俸から四十号俸まで
	四級	一号俸から二十四号俸まで
研究職俸給表	一級	一号俸から九十六号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から六十四号俸まで
	四級	一号俸から五十二号俸まで
	五級	一号俸から四十号俸まで
医療職俸給表 (一)	一級	一号俸から八十五号俸まで
	二級	一号俸から七十四号俸まで
	三級	一号俸から六十八号俸まで
	四級	一号俸から五十六号俸まで
	五級	一号俸から四十四号俸まで
医療職俸給表 (二)	六級	一号俸から四十号俸まで
	七級	一号俸から三十号俸まで
	一級	一号俸から九十二号俸まで
	二級	一号俸から八十二号俸まで
	三級	一号俸から六十八号俸まで
福祉職俸給表	四級	一号俸から五十六号俸まで
	五級	一号俸から四十号俸まで
	六級	一号俸から三十号俸まで
	七級	一号俸から二十号俸まで
	一級	一号俸から百四十号俸まで

専門スタッフ職俸給表	三級	一号俸から五十六号俸まで
	四級	一号俸から四十八号俸まで
	五級	一号俸から二十八号俸まで
	六級	一号俸から十六号俸まで
	一級	一号俸から六十八号俸まで
自衛隊教官俸給表	二級	一号俸及び二号俸
	一級	一号俸から八十四号俸まで
	二級	一号俸から七十四号俸まで
	三級	一号俸から六十八号俸まで
	四級	一号俸から五十六号俸まで
自衛官俸給表	五級	一号俸から四十四号俸まで
	六級	一号俸から三十号俸まで
	七級	一号俸から二十号俸まで
	八級	一号俸から十号俸まで
	一級	一号俸から百四十号俸まで

二 平成二十三年六月一日において減額改定対象職員であつた者(任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額並びに同年十二月一日において減額改定対象職員であつた者(任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額

2 平成二十三年四月一日から平成二十四年六月一日までの間において防衛省職員給与法の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び防衛省職員給与法の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める額」とする。

第七條 防衛省職員給与法第十八条の二第二項又は第十八条の二の二の規定によりその例によることとされる前条の規定の適用については、同条第一項第一号中「医療職俸給表(一)」とあるのは「防衛省職員給与法別表第一自衛隊教官俸給表若しくは防衛省職員給与法別表第二自衛官俸給表の適用を受ける防衛省の職員でその職務の級若しくは階級(当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。)及び号俸がそれぞれ次条の表の俸給表欄、職務の級又は階級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第十五条の規定の適用を受けない防衛省の職員に限り、医師又は歯科医師である自衛官を除く。)、医師若しくは歯科医師である自衛官(防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。)、防衛省職員給与法第四条第四項ただし書の規定の適用を受ける自衛官、医療職俸給表(一)」と、「及び特地勤務手当(一般職給与法第十四条の規定による手当を含む。)」とあるのは「特地勤務手当(一般職給与法第十四条の規定による手当を含む。)、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び営外手当」と、同条第二項中「防衛省職員給与法」とあるのは「一般職給与法」とする。

職務の級又は階級	一級	号俸
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から七十四号俸まで
	四級	一号俸から六十八号俸まで
	五級	一号俸から五十六号俸まで
自衛官俸給表	六級	一号俸から四十四号俸まで
	七級	一号俸から三十号俸まで
	八級	一号俸から二十号俸まで
	九級	一号俸から十号俸まで
	一級	一号俸から百四十号俸まで

一等陸尉	一号俸から六十八号俸まで
一等海尉	
二等陸尉	一号俸から八十号俸まで
二等海尉	
二等空尉	一号俸から八十八号俸まで
三等陸尉	
三等海尉	
三等空尉	
准陸尉	一号俸から八十号俸まで
准海尉	
准空尉	
陸曹長	一号俸から八十号俸まで
海曹長	
空曹長	
一等陸曹	一号俸から八十号俸まで
一等海曹	
一等空曹	
二等陸曹	一号俸から八十四号俸まで
二等海曹	
二等空曹	
三等陸曹	一号俸から七十三号俸まで
三等海曹	
三等空曹	
陸士長	一号俸から三十三号俸まで
海士長	
空士長	
一等陸士	一号俸から十三号俸まで
一等海士	
一等空士	
二等陸士	
二等海士	
二等空士	一号俸から九号俸まで

（平成二十四年四月一日、平成二十五年四月一日及び平成二十六年四月一日における号俸の調整）

第八条 平成二十四年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は三級であるもの（以下この項において「専門スタッフ職二級以上職員」という。）、専門スタッフ職二級以上職員以外の職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表又は任期付研究員法第六条第一項若しくは第二項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員（以下この条において「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成十九年一月一日、平成二十年一月一日及び平成二十一年一月一日の一般職給与法第八条第五項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十四年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、二号俸）上位の号俸とする。

- 2 平成二十五年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成二十四年四月一日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十五年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、二号俸）上位の号俸とする。
- 3 平成二十六年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成二十四年四月一日及び平成二十五年四月一日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十六年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、二号俸）上位の号俸とする。
- 第九条** 前条第一項の規定は、平成二十四年四月一日において同項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して政令で定める年齢に満たない防衛省の職員について準用する。この場合において、同項中「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛省職員給与法別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。）に」と、「受けるもの」とあるのは「受けるもの、防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける自衛官」と、「一般職給与法第八条第五項」とあるのは「防衛省職員給与法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第五項」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、平成二十四年四月一日において同項の政令で定める年齢に満たない医師又は歯科医師である自衛官であつて防衛省職員給与法第五条第四項及び第五項の規定の適用を受けるものの同日における俸給月額が、一般職給与法別表第八イの適用を受ける職員が受ける俸給月額との均衡を失すると認められるときは、同日における当該俸給月額に同表の適用を受ける職員との均衡を考慮して政令で定める額を加えた額をその者の俸給月額とする。
- 3 前条第二項の規定は、平成二十五年四月一日において同項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して政令で定める年齢に満たない防衛省の職員（同日において第一項において読み替えて準用する同条第一項に規定する除外職員である者を除く。）について準用する。この場合において、同条第二項中「人事院規則で定める職員」とあるのは、「政令で定める防衛省の職員」と読み替えるものとする。
- 4 第二項の規定は、平成二十五年四月一日において前項の政令で定める年齢に満たない医師又は歯科医師である自衛官であつて防衛省職員給与法第五条第四項及び第五項の規定の適用を受けるものについて準用する。この場合において「前項」とあるのは「第三項」と、「同日における俸給月額」とあるのは「平成二十五年四月一日における俸給月額」と読み替えるものとする。
- 5 前条第三項の規定は、平成二十六年四月一日において同項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して政令で定める年齢に満たない防衛省の職員（同日において第一項において読み替えて準用する同条第一項に規定する除外職員である者を除く。）について準用する。この場合において、同条第三項中「人事院規則で定める職員」とあるのは、「政令で定める防衛省の職員」と読み替えるものとする。
- 6 第二項の規定は、平成二十六年四月一日において前項の政令で定める年齢に満たない医師又は歯科医師である自衛官であつて防衛省職員給与法第五条第四項及び第五項の規定の適用を受けるものについて準用する。この場合において「前項」とあるのは「第五項」と、「同日における俸給月額」とあるのは「平成二十六年四月一日における俸給月額」と読み替えるものとする。
- 7 育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する第一項において準用する前条第一項の規定、第三項において準用する同条第

二項の規定及び第五項において準用する同条第三項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める防衛省の職員及び育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の防衛省の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数乗じて得た額とする」と読み替えるものとする。

8 前項の規定は、育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第二十二條の規定による勤務をしている防衛省の職員について準用する。

9 育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第二項において準用する前条第一項の規定、第三項において準用する同条第二項の規定及び第五項において準用する同条第三項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める防衛省の職員及び育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の防衛省の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数乗じて得た額とする」と読み替えるものとする。

（防衛省の職員に関する経過措置）

第十条 自衛官（防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける者並びに防衛省職員給与法第二十三條の規定の適用を受ける者及びこれに準ずる者として防衛省令で定めるものを除く。）並びに事務官等（防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける者並びに防衛省職員給与法第二十三條の規定の適用を受ける者及びこれに準ずる者として防衛省令で定めるものを除く。）のうち自衛隊の部隊及び機関に勤務するものについては、附則第一条第一号に定める日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間における第十九条並びに防衛省職員給与法第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる第九条第二項第八号及び第九号の規定の適用について、政令で特別の定めをすることができる。

2 前項の政令を定めるに当たっては、東日本大震災への対応として、十万人を超える体制で対処した自衛官等の労苦に特段の配慮をするほか、この法律の目的が東日本大震災からの復興のための財源を確保するためのものであること等を勘案するものとする。

（人事院規則等への委任）

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、一般職の職員に関するものにあつては人事院規則、特別職の職員及び防衛省の職員に関するものにあつては政令で定める。

附則（平成二十四年六月二十七日法律第四二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年二月二六日法律第二〇〇号）抄

第一条 この法律は、平成二十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律第十六条第三項の改正規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中自衛隊法第三十三條の改正規定、同法第四十八條第一項の改正規定、同法第六十四条の二の改正規定及び同法第九十九條第一項の改正規定、第二条の規定並びに第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項の改正規定（この教育訓練又は同法第十六條第一項

を「又は第十六條第一項（第三号を除く。）」に改める部分に限る。）並びに次条の規定 平成二十七年四月一日までの間において政令で定める日

四 第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項の改正規定（「から別表第八まで」及び「別表第六号、別表第七号、別表第八号」に改める部分に限る。）及び同法第四条の二第一項及び第五条第一項第三号の改正規定並びに附則第三条の規定 平成二十九年四月一日までの間において政令で定める日

附則（平成二五年六月二二日法律第五二号）抄

（施行期日）
1 この法律は、平成二十六年一月一日から施行する。

附則（平成二五年一月二二日法律第七七号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年四月二八日法律第二二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条及び附則第三十九條から第四十二條までの規定 公布の日

（処分等の効力）

第十条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。次条第一項において「旧法令」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。同項において「新法令」という。）の相当の規定によつてしたものとみなす。

（命令の効力）

第十一条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法令の規定により発せられた内閣府令又は総務省令で、新法令の規定により内閣官房令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、内閣官房令としての効力を有するものとする。

2 この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定でこの法律の施行後は政令をもって規定すべき事項を規定するものは、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、政令としての効力を有するものとする。

（その他の経過措置）

第十三条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（検討）

第四十二条 政府は、平成二十八年度までに、公務の運営の状況、国家公務員の再任用制度の活用状況、民間企業における高年齢者の安定した雇用を確保するための措置の実施の状況その他の事情を勘案し、人事院が国会及び内閣に平成二十三年九月三十日に申し出た意見を踏まえつつ、国家公務員の定年の段階的な引上げ、国家公務員の再任用制度の活用拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとする。

附則（平成二六年六月二三日法律第六五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条の規定（防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項の改正規定を除く。）及び次項の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（経過措置）

2 前項第一号に定める日前に第四条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の二第二号に該当した者に係る同条に規定する若年定年退職者給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年六月二三日法律第六十七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年六月二三日法律第六十九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二十六年一月二二日法律第一三五号） 抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第五条から第九条まで、第十一条から第十四条まで及び第十六条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項の改正規定を除く。附則第四条において同じ。）による改正後の法（附則第四条において「新法」という。）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

（適用日における最高の号俸を超える俸給月額額の切替え）

第二条 平成二十六年四月一日（以下この条及び次条において「適用日」という。）の前日において法第五条第四項若しくは第五項又は第六条の二第二項の規定による俸給月額額を受けていた職員の適用日における俸給月額額は、防衛省令で定める。

（適用日前の異動者の号俸の調整）

第三条 適用日前に職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては法別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以下この条及び附則第七条において同じ。）を異にして異動した職員及び防衛省令で定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、防衛省令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

第四条 新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（切替日における最高の号俸を超える俸給月額額の切替え）

第五条 平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において法第五条第四項若しくは第五項、第六条の二第二項又は第七条第二項の規定による俸給月額額を受けていた職員の切替日における俸給月額額は、防衛省令で定める。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第七条 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び防衛省令で定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、防衛省令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第八条 切替日の前日から引き続き同一の関係係給表（法別表第一若しくは別表第二、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）別表第一、別表第六イ、別表第七、別表第八（イを除く。）、別表第十若しくは別表第十一、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条第一項の俸給表又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六条第一項の俸給表若しくは同条第二項の俸給表をいう。以下この条において同じ。）の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（防衛省令で定める職員を除く。）には、平成三十年三月三十一日までの間、俸給月額額のほか、その差額に相当する額（特定職員（法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうちその職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された者を除く。）及び二等陸佐、二等海佐又は二等空佐以上の自衛官（法第六条第二項の規定の適用を受ける自衛官、医師又は歯科医師である自衛官及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。）をいう。以下この項において同じ。）にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）を俸給として支給する。

2 切替日から自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第百号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「別表第六イ、別表第七、別表第八（イを除く。）」とあるのは、「別表第六から別表第八（イを除く。）」とす。

3 切替日の前日から引き続き関係係給表の適用を受ける職員（第一項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、防衛省令で定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

4 切替日以降に新たに関係係給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して第一項又は前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められると

きは、当該職員には、防衛省令で定めるところにより、これらの規定に準じて、俸給を支給する。

第九条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の五第二項及び法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第二号から第四号までの規定の適用については、法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の五第二項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十五号）附則第八条の規定による俸給の額との合計額」と、法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第二号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額（以下この項において「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額」という。）と、同項第三号及び第四号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額」と読み替えるものとする。

2 前条の規定による俸給を支給される職員に関する法第二十七条の三第二項の規定の適用については、同項中「受けていた俸給月額」とあるのは「受けていた俸給月額と防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十五号。以下この項において「平成二十六年防衛省給与改正法」という。）附則第八条の規定による俸給の額との合計額」と、「政令で定める俸給月額」とあるのは「政令で定める俸給月額と同条の規定による俸給の額との合計額」と、「別表第二」とあるのは「平成二十六年防衛省給与改正法第二条の規定による改正前の別表第二」とする。

（平成二十七年三月三十一日までの間における昇給に関する特例）

第十条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号。以下「一般職給与改正法」という。）附則第九条の規定は、平成二十七年三月三十一日までの間における法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第七項の規定の適用について準用する。

（平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

第十一条 一般職給与改正法附則第十条の規定は、切替日から平成三十年三月三十一日までの間における法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三第二項、第十一条の五及び第十二条の二第二項の規定の適用について準用する。この場合において、一般職給与改正法附則第十条の表中「人事院規則」とあるのは、「政令」と読み替えるものとする。

（広域異動手当に関する特例）

第十二条 一般職給与改正法附則第十一条の規定は、切替日から平成二十八年三月三十一日までの間に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の八第一項の規定の適用について準用する。

（地域手当に関する経過措置）

第十三条 第二条の規定の施行の際現に法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の六の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る官署の移転に係る地域手当の支給に関する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項 一 第	同条第二項各防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「号に定める割（防衛省給与法」という。）第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与をいう。以下	
	成二十六年一般職給与改正法」という。）第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号に定める割合をいう。以下	同条第一項
同条第一項	第十一	同条第一項

同条第二項各防衛省給与法第十四条第二項において準用する平成二十六年一般職給与改正法第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号

同条第二項各防衛省給与法第十四条第二項において準用する平成二十六年一般職給与改正法第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号

2 第二条の規定の施行の際現に法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の七第一項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において法第十四条第二項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正前の一般職給与法第十一条の三若しくは一般職給与法第十一条の六の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する法第十四条第二項において読み替えて準用する一般職給与法第十一条の七第一項の規定の適用については、同項中「第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の政令で定める割合をい」とあるのは、「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号に定める割合をい」と読み替えるものとする。

（広域異動手当に関する経過措置）

第十四条 一般職給与改正法附則第十三条の規定は、切替日前に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の八第一項の規定の適用について準用する。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成二十七年五月二九日法律第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四号を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六、第五十九条、第六十二条及び第六十七から第六十九条までの規定 公布の日

二 第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条、第十二条（前号に掲げる改正規定を除く。）、及び第十四条の規定並びに附則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三条から第四十四条まで、第四十七から第五十一条まで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定 平成二十八年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年六月一七日法律第三九号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十八年二月二十六日法律第七号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律(以下「新法」という。)の規定並びに附則第四条及び第六条の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(切替日における最高の号俸を超える俸給月額の内払とみなす)

第二条 平成二十七年四月一日(以下この条において「切替日」という。)の前日において防衛省の職員の給与等に関する法律(以下「法」という。)第五条第四項若しくは第五項又は第六条の二第二項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、防衛省令で定める。

(給与の内払)

第三条 新法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百三十五号。以下この条及び次条において「平成二十六年改正法」という。))附則第八条の規定に基づいて支給された俸給を含む。)は、新法の規定による給与(平成二十六年改正法附則第八条の規定による俸給を含む。)の内払とみなす。

(平成二十七年十一月三十一日までの間の医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額)

第四条 医師又は歯科医師である自衛官(法第六条第二項の規定の適用を受ける自衛官を除く。)の俸給月額は、新法別表第二の規定にかかわらず、平成二十七年十二月三十一日までの間は、平成二十六年改正法第二条の規定による改正前の法別表第二に定める額とする。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成二十八年二月三〇日法律第九号)

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第四条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(防衛省の職員の給与等に関する法律(以下「法」という。))第十八条の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。)による改正後の法(附則第三条において「新法」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(切替日における最高の号俸を超える俸給月額の内払とみなす)

第二条 平成二十八年四月一日(以下この条において「切替日」という。)の前日において法第五条第四項又は第五項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、防衛省令で定める。

(給与の内払)

第三条 新法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百三十五号。以下この条において「平成二十六年改正法」という。))附則第八条の規定に基づいて支給された俸給を含む。)は、新法の規定による給与(平成二十六年改正法附則第八条の規定による俸給を含む。)の内払とみなす。

(平成三十一年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

第四条 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「一般職給与法第十一条第一項た

し書及び第三項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第八十号。以下この項において「平成二十八年一般職給与改正法」という。))附則第三十八条第一項の規定により読み替えて適用する平成二十八年一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法」とする。

2 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「一般職給与法第十一条第一項ただし書及び第三項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第八十号。以下この項において「平成二十八年一般職給与改正法」という。))附則第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する平成二十八年一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法」とする。

3 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「一般職給与法第十一条第一項ただし書及び第三項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第八十号。以下この項において「平成二十八年一般職給与改正法」という。))附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する平成二十八年一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法」とする。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成二十九年二月一五日法律第七号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第三条及び第五条から第七条までの規定は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年二月一五日法律第八号)

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第四条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律(附則第三条において「新法」という。)の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

(切替日における最高の号俸を超える俸給月額の内払とみなす)

第二条 平成二十九年四月一日(以下この条において「切替日」という。)の前日において防衛省の職員の給与等に関する法律(以下「法」という。))第五条第四項又は第五項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、防衛省令で定める。

(給与の内払)

第三条 新法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百三十五号。以下この条において「平成二十六年改正法」という。))附則第八条の規定に基づいて支給された俸給を含む。)は、新法の規定による給与(平成二十六年改正法附則第八条の規定による俸給を含む。)の内払とみなす。

(平成三十年四月一日における号俸の調整)

第四条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十七号。以下この条において「一般職給与改正法」という。))附則第三条第一項の規定は、平成三十年四月一日において三十七歳に満たない職員について準用する。この場合において、同項中「職

務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐及び一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。）に」と、「受けるもの」とあるのは「受けるもの、同法第六条第二項の規定を受ける自衛官」と、「一般職の職員の給与に関する法律第八條第六項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第五條第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八條第六項」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、平成三十年四月一日において三十七歳に満たない医師又は歯科医師である自衛官であつて法第五條第四項及び第五項の規定を受けるものの同日における俸給月額が、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第八イの適用を受ける国家公務員が受ける俸給月額との均衡を失すると認められるときは、同日における当該俸給月額に同表の適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める額を加えた額をその者の俸給月額とする。

3 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十九号）第二十七條第一項において準用する同法第十三條第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する第一項において準用する一般職給与改正法附則第三條第一項の規定の適用については、同項中「とするとあるのは、」とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十四條の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十九号）第二十七條第一項において準用する同法第十三條第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 前項の規定は、国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七條第一項において準用する同法第二十二條の規定による勤務をしている職員及び同法第二十七條第一項において準用する同法第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員について準用する。

（政令への委任）

第五條 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成三〇年一月三〇日法律第八七号）

（施行期日等）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二條の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 第一條の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律（附則第三條において「新法」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

（切替日における最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

第二條 平成三十年四月一日（以下この条において「切替日」という。）の前日において防衛省の職員の給与等に関する法律（次条において「法」という。）第五條第四項若しくは第五項又は第六條の二第二項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、防衛省令で定める。

（給与の内払）

第三條 新法の規定を適用する場合においては、第一條の規定による改正前の法（以下この条において「旧法」という。）の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、旧法の規定に基づいて支払われた営外手当のうち新法の規定により支給されることとなる営外手当の額を超える部分は、新法の規定により支給されることとなる俸給の内払とみなす。

（政令への委任）

第四條 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（令和元年六月一日法律第三十七号） 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四條 施行日前に第百七十四條の規定による改正前の自衛隊法第三十八條第一項第一号に該当して同条第二項の規定により失職した職員に係る期末手当の支給については、前条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十三條第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年二月二日法律第五十四号）

（施行期日等）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二條及び附則第三條の規定 令和二年四月一日

二 第三條及び附則第四條の規定 令和三年三月三十一日までの間において政令で定める日

2 第一條の規定（防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第十八條の二の二、第二十五條第三項及び第二十五條の二第三項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の法（次条において「新法」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二條 新法の規定を適用する場合においては、第一條の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

第三條 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第五十一号。以下この項において「一般職給与改正法」という。）第二條の規定の施行の日（以下この項において「一般職給与改正法一部施行日」という。）の前日において法第十四條第二項において準用する一般職給与改正法第二條の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一條の十の規定により支給されていた住居手当の月額が二千元を超える職員であつて、一般職給与改正法一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（政令で定める職員を除く。）に対しては、一般職給与改正法一部施行日から令和三年三月三十一日までの間、法第十四條第二項において準用する一般職給与改正法第二條の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下この項において「改正後の一般職給与法」という。）第十一條の十の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超える範囲内で政令で定める額。第二号において「旧手当額」という。）から二千元を控除した額の住居手当を支給する。

一 法第十四條第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一條の十第一項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から法第十四條第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一條の十第二項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が二千元を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（一等陸士等の俸給月額及び自衛官候補生手当に関する経過措置）

第四條 第三條の規定の施行の日の前日において二等陸士、一等海士若しくは一等空士若しくは二等陸士、二等海士若しくは二等空士である自衛官又は自衛官候補生として在職していた者に対する同条の規定による改正後の法第二十四條の二第二項及び別表第二の規定の適用については、同項中「十四万二千円」とあるのは「十三万五千五百円」と、同表中

[illegible]

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中国公務員退職手当法附則第二十五項の改正規定及び第八条中自衛隊法附則第六項の改正規定並びに次条並びに附則第十五条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。

第十三条 新防衛省職員給与法第二十七条の二及び附則第十二項から第十五項までの規定は、施行

該若年定年退職者に係る定年に達する日が施行日以後であるものに係る若年定年退職者給付金は、日以後に退職した同条に規定する若年定年退職者であつて、退職の日において定められている当該若年定年退職者に係る定年に達する日が施行日以前に退職した第九九条の規定による改正前法の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七條の二に規定する若年定年退職者に係る若年定年退職者給付金については、なお従前の例による。

第十五条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する

(令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

第二條 防衛省の職員^一の給与等に関する法律（以下この条において「法」という。）第十八条の二の二、第二十五条第三項若しくは第二十五条第一項又はこの法律による改正後の法第十八条の二の二、第二十五条第三項若しくは第二十五条

[illegible]

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第一条 この法律は、令和五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び次条の規定 公布の日

二 第三条及び附則第三条から第六条までの規定
において政令で定める日
公布の日から起算して二年を超えない範囲内

(防衛省の職員の給与等に関する法律の改正に伴う経過措置)
第二条 第三条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條第三項に規定する社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、同項第二号に規定する情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができ、
附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年二月一八日法律第八八号)
(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定 (防衛省の職員の給与等に関する法律 (以下この項及び次条において「法」という。)) 第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項の改正規定を除く。次条において同じ。による改正後の法 (次条において「新法」という。)) の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(給与の内払)
第二条 新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。
(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (令和五年五月一九日法律第三一七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 から五まで 略

六 第一条中健康保険法第二百五条の四第二項の改正規定、第二条中船員保険法第五百三十三條の十第二項の改正規定、第四条中国民健康保険法第十三条の三第二項の改正規定、第六条中高年齢者の医療の確保に関する法律第六十五條の二第二項の改正規定及び第十四條の規定並びに附則第十九条中私立学校教職員共済法 (昭和二十八年法律第二百四十五号) 第四十七條の三第三項の改正規定、附則第二十条中国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第二百二十八号) 第一百四十條の二第二項の改正規定、附則第二十一条中地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第一百五十二号) 第二百四十四條の三十三第三項の改正規定、附則第二十四条 (第二号に係る部分に限る。)) の規定、附則第二十六条中生活保護法 (昭和二十五年法律第四十四号) 第八十条の四第二項の改正規定及び附則第二十九条の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和五年六月九日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定及び同法第九条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十條の規定 公布の日

二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定 (同項中「記載され」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人

の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第七條第五項」を「第十七條第六項」に改める部分に限る。)、同法第十六條の二の改正規定、同法第十七條の改正規定、同法第十八條の二の改正規定、同法第三十八條の八第一項の改正規定及び同法第四十四條の改正規定並びに第五條、第六條及び第八條から第十二條までの規定並びに次条並びに附則第十五條、第十六條、第十八條、第二十二條から第二十五條まで及び第二十七條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 保険者 (健康保険法第四条に規定する保険者をいう。)) は、第五条の規定による改正後の同法第五十一條の三第一項前段に規定する場合において、必要があると認めるときは、当分の間、同項の規定にかかわらず、職権で、被保険者に対し、同項後段の厚生労働省令で定めるところにより、同項の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を同項に規定する電磁的方法により提供することができ、
2 前項の規定は、第六條の規定による改正後の船員保険法第二十八條の二第一項、第八條の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條第六項、第九條の規定による改正後の国家公務員共済組合法第五十三條の二第二項、第十條の規定による改正後の国民健康保険法第九條第二項 (同法第二十二條において準用する場合を含む。))、第十一條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第五十五條の二第一項又は第十二條の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十四條第三項の規定による書面の交付及び電磁的方法による提供について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(政令への委任)
第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。)) は、政令で定める。

附 則 (令和五年二月二四日法律第七八号)

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定 (防衛省の職員の給与等に関する法律 (以下「法」という。)) 第十八條の二第一項、第十八條の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。による改正後の法 (同条において「新法」という。)) の規定は、令和五年四月一日から適用する。
(切替日における最高の号俸を超える俸給月額の内切替え)

第二条 令和五年四月一日 (以下この条において「切替日」という。)) の前日において法第五条第四項若しくは第五項又は第六條の二第二項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、防衛省令で定める。

(給与の内払)

第三条 新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

別表第一 自衛隊教官俸給表 (第四条―第五条関係)

職員の区分

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	職務の級		1級	2級
	号俸	俸給月額	俸給月額	
3	2	円 219,700	円 337,600	3
	1	円 221,400	円 339,600	
	0	円 222,900	円 341,600	

[illegible]

9			8				7				6				5				4															
0 0 0			' 8 7 1				' 1 0 0 0				' 0 1 1				' 1 0 0 0				' 8 3 0				' 1 0 0 0				' 8 6 9 0 0 0				' 8 9 8 0 0			
																											0 0 8 8							
																											0 , 9							
0 , 5			0 , 5				0 , 5				0 , 5				0 , 5				0 , 5				0 , 5											
9 4			6 3				4 3				2 3				0 2				7 2															
0 0			0 7				0 4				0 1				0 8				0 4															
0 , 4			0 , 4				0 , 4				0 , 4				0 , 4				0 , 4															
2 8			3 8				3 8				3 7				3 7				2 7															
0 8			0 5				0 2				0 9				0 6				0 3															
0 , 4			0 , 4				0 , 4				0 , 4				0 , 4				0 , 4															
2 6			2 6				3 6				4 6				5 6				7 5															
0 8			0 6				0 4				0 2				0 0				0 8															
3 4			7 4				0 4				3 4				6 4				0 4															
0 2			0 1				0 1				0 1				0 0				0 0															
0 0 ,			0 7 ,				0 5 ,				0 2 ,				0 9 ,				0 7 ,															
1 3			0 2 9 3				0 8 6 3				0 4 4 3				0 0 2 3				0 7 9 3															
, 7			0 , 6				0 , 6				0 , 6				0 , 6				0 , 5															
4 3			0 6 2 3				0 2 0 3				0 2 8 3				0 2 6 3				0 5 4 3															
, 4			0 , 4				0 , 4				0 , 3				0 , 3				0 , 3															
5 3			0 6 4 3				0 3 3 3				0 0 2 3				0 7 0 3				0 4 9 2															
, 0			0 , 0				0 , 0				0 , 0				0 , 0				0 , 9															
6 2			0 2 4 2				0 3 2 2				0 4 0 2				0 5 8 2				0 5 6 2															
, 8			0 , 8				0 , 8				0 , 8				0 , 7				0 , 7															
0 2			0 9 9 2				0 0 9 2				0 1 8 2				0 2 7 2				0 5 6 2															
, 7			0 , 6				0 , 6				0 , 6				0 , 6				0 , 6															
0 2			0 1 9 2				0 4 7 2				0 7 5 2				0 0 4 2				0 1 2 2															
, 7			0 , 6				0 , 6				0 , 6				0 , 6				0 , 6															
4 2			0 4 2 2				0 6 0 2				0 8 8 2				0 0 7 2				0 2 5 2															
, 6			0 , 6				0 , 6				0 , 5				0 , 5				0 , 5															
4 2			0 3 2 2				0 5 0 2				0 7 8 2				0 9 6 2				0 1 5 2															
, 6			0 , 6				0 , 6				0 , 5				0 , 5				0 , 5															
6 2			0 0 5 2				0 2 3 2				0 4 1 2				0 6 9 2				0 6 7 2															
, 5			0 , 5				0 , 5				0 , 5				0 , 4				0 , 4															
1 4 2			0 0 9 8 3 2				0 0 8 6 3 2				0 0 7 4 3 2				0 0 6 2 3 2				0 0 8 9 2 2															
0 2 2			0 0 0 , 9 1 2				0 0 3 , 7 1 2				0 0 6 , 5 1 2 0 0 9				, 3 1 2 0 0 1 , 2 1 2 0 0																			
7 1 2			0 0 3 , 6 1 2				0 0 4 , 5 1 2				0 0 5 , 4 1 2 0 0 7				, 3 1 2 0 0 9 , 1 1 2 0 0																			
8 0 2			0 0 2 , 7 0 2				0 0 0 , 6 0 2				0 0 8 , 4 0 2 0 0 6				, 3 0 2 0 0 4 , 2 0 2 0 0																			

2 2		1 2		0 2		9 1		8 1		7 1		6 1	
0 , 5		0 , 5		0 , 5		0 , 5		0 , 5		0 , 5		0 , 5	
4 6		8 6		3 6		8 5		3 5		8 5		2 5	
0 4		0 2		0 1		0 9		0 8		0 6		0 5	
0 , 5		0 , 5		0 , 5		0 , 5		0 , 5		0 , 5		0 , 5	
7 2		8 1		4 1		8 1		2 1		6 0		0 0	
0 1		0 9		0 7		0 4		0 2		0 9		0 7	
0 , 4		0 , 4		0 , 4		0 , 4		0 , 4		0 , 4		0 , 4	
2 9		6 9		7 8		8 8		9 8		0 8		2 8	
0 2		0 0		0 8		0 6		0 4		0 3		0 1	
3 4		5 4		7 4		7 4		7 4		7 4		6 4	
0 4		0 4		0 4		0 4		0 4		0 3		0 3	
0 9 ,		0 7 ,		0 5 ,		0 3 ,		0 1 ,		0 9 ,		0 7 ,	
0 5 2 4		0 3 0 4		0 2 8 3		0 9 5 3		0 6 3 3		0 3 1 3		0 0 9 3	
0 , 0		0 , 0		0 , 9		0 , 9		0 , 9		0 , 9		0 , 8	
0 8 2 3		0 6 0 3		0 7 8 3		0 7 6 3		0 7 4 3		0 7 2 3		0 9 0 3	
0 , 7		0 , 7		0 , 6		0 , 6		0 , 6		0 , 6		0 , 6	
0 8 1 3		0 2 0 3		0 2 9 3		0 0 8 3		0 8 6 3		0 6 5 3		0 6 4 3	
0 , 2		0 , 2		0 , 1		0 , 1		0 , 1		0 , 1		0 , 1	
0 6 2 3		0 5 1 3		0 4 0 3		0 1 9 2		0 8 7 2		0 5 6 2		0 3 5 2	
0 , 0		0 , 0		0 , 0		0 , 9		0 , 9		0 , 9		0 , 9	
0 6 9 2		0 5 8 2		0 6 7 2		0 5 6 2		0 4 5 2		0 3 4 2		0 9 2 2	
0 , 8		0 , 8		0 , 8		0 , 8		0 , 8		0 , 8		0 , 8	
0 1 9 2		0 0 8 2		0 1 7 2		0 1 6 2		0 2 5 2		0 3 4 2		0 7 2 2	
0 , 8		0 , 8		0 , 8		0 , 8		0 , 8		0 , 8		0 , 8	
0 4 2 2		0 3 1 2		0 3 0 2		0 3 9 2		0 3 8 2		0 3 7 2		0 8 5 2	
0 , 8		0 , 8		0 , 8		0 , 7		0 , 7		0 , 7		0 , 7	
0 3 2 2		0 2 1 2		0 2 0 2		0 2 9 2		0 2 8 2		0 2 7 2		0 7 5 2	
0 , 8		0 , 8		0 , 8		0 , 7		0 , 7		0 , 7		0 , 7	
0 0 8 2		0 0 7 2		0 5 5 2		0 0 4 2		0 5 2 2		0 0 1 2		0 3 9 2	
0 , 7		0 , 7		0 , 7		0 , 7		0 , 7		0 , 7		0 , 6	
6 3 6 2		0 0 7 1 6 2		0 0 1 0 6 2		0 0 5 8 5 2		0 0 9 6 5 2		0 0 3 5 5 2		0 0 7 3 5 2	
, 5 4 2 0 0 5		, 4 4 2 0 0 8		, 2 4 2 0 0 9		, 0 4 2 0 0 0		, 9 3 2 0 0 0		, 7 3 2 0 0 2		, 5 3 2	
										0 0 8 , 3 2 2 0 0 1 , 3 2 2			
										0 0 0 , 7 1 2 0 0 0 , 6 1 2			
8 2		7 2		6 2		5 2		4 2		3 2			
0 , 5		0 , 5		0 , 5		0 , 5		0 , 5		0 , 5		0 , 5	
6 7		1 7		6 7		1 6		6 6		0 6		0 6	
0 3		0 2		0 0		0 9		0 7		0 6		0 6	
0 , 5		0 , 5		0 , 5		0 , 5		0 , 5		0 , 5		0 , 5	
8 3		6 2		4 2		2 2		5 2		6 2		6 2	
0 0		0 9		0 8		0 7		0 5		0 3		0 3	
0 , 5		0 , 4		0 , 4		0 , 4		0 , 4		0 , 4		0 , 4	
0 0		6 9		2 9		8 9		4 9		8 9		8 9	
0 1		0 9		0 8		0 6		0 5		0 3		0 3	
9 4		1 4		3 4		5 4		9 4		1 4		1 4	
0 5		0 5		0 5		0 5		0 5		0 5		0 5	
0 9 ,		0 8 ,		0 6 ,		0 4 ,		0 2 ,		0 1 ,		0 1 ,	
0 6 5 4		0 4 3 4		0 2 1 4		0 0 9 4		0 9 6 4		0 7 4 4		0 7 4 4	
0 , 1		0 , 1		0 , 1		0 , 0		0 , 0		0 , 0		0 , 0	
0 7 5 3		0 6 3 3		0 5 1 3		0 4 9 3		0 2 7 3		0 0 5 3		0 0 5 3	
0 , 8		0 , 8		0 , 8		0 , 7		0 , 7		0 , 7		0 , 7	
0 4 2 3		0 4 0 3		0 4 8 3		0 4 6 3		0 0 5 3		0 4 3 3		0 4 3 3	
0 , 3		0 , 3		0 , 2		0 , 2		0 , 2		0 , 2		0 , 2	
0 9 8 3		0 9 7 3		0 9 6 3		0 9 5 3		0 8 4 3		0 7 3 3		0 7 3 3	
0 , 0		0 , 0		0 , 0		0 , 0		0 , 0		0 , 0		0 , 0	
0 8 5 2		0 8 4 2		0 8 3 2		0 8 2 2		0 8 1 2		0 7 0 2		0 7 0 2	
0 , 9		0 , 9		0 , 9		0 , 9		0 , 9		0 , 9		0 , 9	
0 4 5 2		0 4 4 2		0 4 3 2		0 4 2 2		0 3 1 2		0 2 0 2		0 2 0 2	
0 , 9		0 , 9		0 , 9		0 , 9		0 , 9		0 , 9		0 , 9	
0 6 8 2		0 6 7 2		0 6 6 2		0 6 5 2		0 6 4 2		0 5 3 2		0 5 3 2	
0 , 8		0 , 8		0 , 8		0 , 8		0 , 8		0 , 8		0 , 8	
0 5 8 2		0 5 7 2		0 5 6 2		0 5 5 2		0 5 4 2		0 4 3 2		0 4 3 2	
0 , 8		0 , 8		0 , 8		0 , 8		0 , 8		0 , 8		0 , 8	
0 4 4 2		0 2 3 2		0 0 2 2		0 8 0 2		0 0 0 2		0 0 9 2		0 0 9 2	
0 , 8		0 , 8		0 , 8		0 , 8		0 , 8		0 , 7		0 , 7	
0 0 1 3 7 2		0 0 8 1 7 2		0 0 5 0 7 2		0 0 2 9 6 2		0 0 4 7 6 2		0 0 5 5 6 2		0 0	
0 0 5 , 4 5 2 0 0 9 , 2 5 2 0 0 3 , 1 5 2 0 0 7 , 9 4 2 0 0 4 , 8 4 2 0 0 1 , 7 4 2 0 0 8													

5 3	4 3	3 3	2 3	1 3	0 3	9 2
0 ,5 3 8 0 3	0 ,5 9 8 0 1	0 ,5 5 8 0 0	0 ,5 3 7 0 9	0 ,5 9 7 0 7	0 ,5 5 7 0 6	0 ,5 1 7 0 5
0 ,5 1 3 0 8	0 ,5 1 3 0 7	0 ,5 1 3 0 6	0 ,5 1 3 0 5	0 ,5 0 3 0 4	0 ,5 9 3 0 2	0 ,5 8 3 0 1
0 ,5 0 0 0 7	0 ,5 2 0 0 6	0 ,5 4 0 0 5	0 ,5 6 0 0 4	0 ,5 8 0 0 3	0 ,5 0 0 0 3	0 ,5 2 0 0 2
1 4 0 6 0 9 ,	8 4 0 6 0 7 ,	5 4 0 6 0 6 ,	4 4 0 6 0 5 ,	1 4 0 6 0 4 ,	8 4 0 6 0 2 ,	5 4 0 6 0 1 ,
0 1 0 4 0 ,3 0 2 0 4 0 ,0 0 6 4 3 0 ,4 0 4 7 3 0 ,1 0 3 2 3 0 ,0 0 0 2 3 0 ,0 0 3 5 2 0 ,9 0 2 5 2 0 ,9 0 2 1 2 0 ,9 2 0 8 2 0 0 2 9 7 2 , ,	0 0 8 4 0 ,2 0 2 8 3 0 ,9 0 8 2 3 0 ,4 0 0 6 3 0 ,1 0 4 1 3 0 ,0 0 2 1 3 0 ,0 0 5 4 2 0 ,9 0 4 4 2 0 ,9 0 2 0 2 0 ,9 0 0 2 8 7 2 , ,	0 9 5 4 0 ,2 0 2 6 3 0 ,9 0 0 1 3 0 ,4 0 6 4 3 0 ,1 0 5 0 3 0 ,0 0 4 0 3 0 ,0 0 7 3 2 0 ,9 0 6 3 2 0 ,9 0 2 9 2 0 ,8 0 0 2 8 7 2 , ,	0 0 4 4 0 ,2 0 2 4 3 0 ,9 0 4 9 3 0 ,3 0 6 3 3 0 ,1 0 6 9 2 0 ,9 0 5 9 2 0 ,9 0 8 2 2 0 ,9 0 7 2 2 0 ,9 0 4 8 2 0 ,8 0 0 4 7 7 2 , ,	0 9 1 4 0 ,2 0 0 2 3 0 ,9 0 7 7 3 0 ,3 0 4 2 3 0 ,1 0 6 8 2 0 ,9 0 4 8 2 0 ,9 0 7 1 2 0 ,9 0 6 1 2 0 ,9 0 4 7 2 0 ,8 0 0 4 6 7 2 , ,	0 8 9 4 0 ,1 0 8 9 3 0 ,8 0 0 6 3 0 ,3 0 2 1 3 0 ,1 0 6 7 2 0 ,9 0 3 7 2 0 ,9 0 6 0 2 0 ,9 0 5 0 2 0 ,9 0 4 6 2 0 ,8 0 0 4 5 7 2 , ,	0 7 7 4 0 ,1 0 6 7 3 0 ,8 0 3 4 3 0 ,3 0 0 0 3 0 ,1 0 6 6 2 0 ,9 0 2 6 2 0 ,9 0 5 9 2 0 ,8 0 4 9 2 0 ,8 0 4 5 2 0 ,8 0 0 4 4 7 2 , ,
0 0 9 ,9 5 2 0 0 0 ,9 5 2 0 0 0 ,8 5 2 0 0 0 ,7 5 2 0 0 0 ,6 5 2						

2 4	1 4	0 4	9 3	8 3	7 3	6 3
0 ,5 6 9 0 1	0 ,5 6 9 0 0	0 ,5 5 8 0 9	0 ,5 3 8 0 8	0 ,5 1 8 0 7	0 ,5 9 8 0 5	0 ,5 7 8 0 4
0 ,5 2 4 0 4	0 ,5 3 4 0 3	0 ,5 6 4 0 2	0 ,5 7 4 0 1	0 ,5 8 4 0 0	0 ,5 9 3 0 9	0 ,5 1 3 0 9
0 ,5 9 1 0 1	0 ,5 4 1 0 1	0 ,5 8 1 0 0	0 ,5 0 1 0 0	0 ,5 2 0 0 9	0 ,5 4 0 0 8	0 ,5 8 0 0 7
5 4 0 7 0 5 ,	7 4 0 7 0 4 ,	9 4 0 7 0 3 ,	1 4 0 7 0 3 ,	3 4 0 7 0 2 ,	5 4 0 7 0 1 ,	4 4 0 7 0 0 ,
0 7 3 4 0 ,4 0 4 4 4 0 ,1 0 4 6 3 0 ,5 0 7 8 3 0 ,2 0 5 9 3 0 ,0 0 7 8 3 0 ,0 0 0 2 3 0 ,0 0 8 1 3 0 ,0 0 5 7 2 0 ,9 0 0 7 6 8 2 0 0 7 5 8 2 0 0 0 5 8 2 0 0 1 4 8 2 0 0 2 3 8 2 0 0 3 2 8 2 0 0 2 1 8 2 0 0	0 9 1 4 0 ,4 0 3 2 4 0 ,1 0 5 4 3 0 ,5 0 0 7 3 0 ,2 0 0 8 3 0 ,0 0 3 7 3 0 ,0 0 6 0 3 0 ,0 0 4 0 3 0 ,0 0 6 6 2 0 ,9 0 6 6 2 0 0 7 5 8 2 0 0 0 5 8 2 0 0 1 4 8 2 0 0 2 3 8 2 0 0 3 2 8 2 0 0 2 1 8 2 0 0	0 1 0 4 0 ,4 0 4 0 4 0 ,1 0 0 3 3 0 ,5 0 5 5 3 0 ,2 0 0 7 3 0 ,0 0 5 6 3 0 ,0 0 8 9 2 0 ,9 0 7 9 2 0 ,9 0 7 5 2 0 ,9 0 5 8 2 0 0 1 4 8 2 0 0 2 3 8 2 0 0 3 2 8 2 0 0 2 1 8 2 0 0	0 1 8 4 0 ,3 0 3 8 4 0 ,0 0 4 1 3 0 ,5 0 6 3 3 0 ,2 0 0 6 3 0 ,0 0 5 5 3 0 ,0 0 8 8 2 0 ,9 0 5 8 2 0 ,9 0 9 4 2 0 ,9 0 9 4 2 0 0 1 4 8 2 0 0 2 3 8 2 0 0 3 2 8 2 0 0 2 1 8 2 0 0	0 1 6 4 0 ,3 0 2 6 4 0 ,0 0 8 9 3 0 ,4 0 9 1 3 0 ,2 0 0 5 3 0 ,0 0 5 4 3 0 ,0 0 8 7 2 0 ,9 0 6 7 2 0 ,9 0 1 4 2 0 ,9 0 1 4 2 0 0 1 4 8 2 0 0 2 3 8 2 0 0 3 2 8 2 0 0 2 1 8 2 0 0	0 1 4 4 0 ,3 0 1 4 4 0 ,0 0 2 8 3 0 ,4 0 2 0 3 0 ,2 0 0 4 3 0 ,0 0 5 3 3 0 ,0 0 8 6 2 0 ,9 0 7 6 2 0 ,9 0 3 3 2 0 ,9 0 3 3 2 0 0 1 4 8 2 0 0 2 3 8 2 0 0 2 1 8 2 0 0	0 2 2 4 0 ,3 0 2 2 4 0 ,0 0 4 6 3 0 ,4 0 8 8 3 0 ,1 0 2 3 3 0 ,0 0 8 2 3 0 ,0 0 1 6 2 0 ,9 0 0 6 2 0 ,9 0 3 2 2 0 ,9 0 3 2 2 0 0 1 4 8 2 0 0 2 3 8 2 0 0 2 1 8 2 0 0

0 5	9 4	8 4	7 4	6 4	5 4	4 4	3 4
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

					0 , 5 4 9 0 4	0 , 5 6 9 0 3	0 , 5 6 9 0 2
					0 , 5 7 4 0 6	0 , 5 0 4 0 6	0 , 5 1 4 0 5
0 , 5 5 1 0 5	0 , 5 0 1 0 5	0 , 5 7 1 0 4	0 , 5 2 1 0 4	0 , 5 7 1 0 3	0 , 5 2 1 0 3	0 , 5 9 1 0 2	0 , 5 4 1 0 2
4 4 0 8 0 1 ,	7 4 0 8 0 0 ,	1 4 0 8 0 0 ,	3 4 0 7 0 9 ,	5 4 0 7 0 8 ,	7 4 0 7 0 7 ,	1 4 0 7 0 7 ,	3 4 0 7 0 6 ,
0 4 6 4 0 , 5	0 2 5 4 0 , 5	0 6 3 4 0 , 5	0 1 2 4 0 , 5	0 6 0 4 0 , 5	0 1 9 4 0 , 4	0 3 7 4 0 , 4	0 5 5 4 0 , 4
0 5 9 4 0 , 2	0 4 8 4 0 , 2	0 5 6 4 0 , 2	0 5 4 4 0 , 2	0 5 2 4 0 , 2	0 5 0 4 0 , 2	0 6 8 4 0 , 1	0 5 6 4 0 , 1
0 1 0 3 0 , 7	0 3 8 3 0 , 6	0 9 6 3 0 , 6	0 3 5 3 0 , 6	0 7 3 3 0 , 6	0 1 2 3 0 , 6	0 2 0 3 0 , 6	0 3 8 3 0 , 5
0 9 2 3 0 , 4	0 3 1 3 0 , 4	0 4 9 3 0 , 3	0 5 7 3 0 , 3	0 6 5 3 0 , 3	0 7 3 3 0 , 3	0 1 2 3 0 , 3	0 4 0 3 0 , 3
0 0 2 3 0 , 2	0 3 0 3 0 , 2	0 7 8 3 0 , 1	0 1 7 3 0 , 1	0 5 5 3 0 , 1	0 9 3 3 0 , 1	0 5 2 3 0 , 1	0 0 1 3 0 , 1
0 4 0 3 0 , 2	0 8 8 3 0 , 1	0 4 7 3 0 , 1	0 9 5 3 0 , 1	0 4 4 3 0 , 1	0 9 2 3 0 , 1	0 5 1 3 0 , 1	0 1 0 3 0 , 1
0 5 3 3 0 , 1	0 8 1 3 0 , 1	0 6 0 3 0 , 1	0 0 9 3 0 , 0	0 5 7 3 0 , 0	0 0 6 3 0 , 0	0 8 4 3 0 , 0	0 4 3 3 0 , 0
0 4 3 3 0 , 1	0 7 1 3 0 , 1	0 4 0 3 0 , 1	0 9 8 3 0 , 0	0 4 7 3 0 , 0	0 9 5 3 0 , 0	0 6 4 3 0 , 0	0 2 3 3 0 , 0
0 0 7 3 0 , 0	0 5 5 3 0 , 0	0 2 4 3 0 , 0	0 8 2 3 0 , 0	0 4 1 3 0 , 0	0 0 0 3 0 , 0	0 3 9 2 0 , 9	0 4 8 2 0 , 9
8 3 9 2 0 0 0 0 3 9 2 0 0 3 2 9 2 0 0 4 1 9 2 0 0 5 0 9 2 0 0 6 9 8 2 0 0 7 8 , 8 2 0 0 7 7 8 2 ,							

8 5	7 5	6 5	5 5	4 5	3 5	2 5	1 5
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

	0 , 5 5 1 0 8	0 , 5 0 1 0 8	0 , 5 6 1 0 7	0 , 5 2 1 0 7	0 , 5 8 1 0 6	0 , 5 5 1 0 6	0 , 5 0 1 0 6
4 4 0 8 0 6 ,	8 4 0 8 0 5 ,	2 4 0 8 0 5 ,	6 4 0 8 0 4 ,	0 4 0 8 0 4 ,	4 4 0 8 0 3 ,	8 4 0 8 0 2 ,	1 4 0 8 0 2 ,
5 4 6 ,	0 7 4 4 0 , 6	0 7 3 4 0 , 6	0 5 2 4 0 , 6	0 3 1 4 0 , 6	0 1 0 4 0 , 6	0 8 8 4 0 , 5	0 6 7 4 0 , 5
7 4 3 ,	0 2 6 4 0 , 3	0 3 5 4 0 , 3	0 4 4 4 0 , 3	0 5 3 4 0 , 3	0 6 2 4 0 , 3	0 7 1 4 0 , 3	0 6 0 4 0 , 3
3 3 8 ,	0 8 1 3 0 , 8	0 4 0 3 0 , 8	0 6 8 3 0 , 7	0 0 7 3 0 , 7	0 4 5 3 0 , 7	0 7 3 3 0 , 7	0 9 1 3 0 , 7
6 3 5 ,	0 8 4 3 0 , 5	0 2 3 3 0 , 5	0 4 1 3 0 , 5	0 6 9 3 0 , 4	0 8 7 3 0 , 4	0 1 6 3 0 , 4	0 5 4 3 0 , 4
5 3 3 ,	0 9 3 3 0 , 3	0 1 2 3 0 , 3	0 4 0 3 0 , 3	0 7 8 3 0 , 2	0 0 7 3 0 , 2	0 4 5 3 0 , 2	0 7 3 3 0 , 2
2 3 3 ,	0 2 1 3 0 , 3	0 8 9 3 0 , 2	0 2 8 3 0 , 2	0 7 6 3 0 , 2	0 2 5 3 0 , 2	0 6 3 3 0 , 2	0 0 2 3 0 , 2
5 3 2 ,	0 3 4 3 0 , 2	0 0 3 3 0 , 2	0 5 1 3 0 , 2	0 0 0 3 0 , 2	0 5 8 3 0 , 1	0 9 6 3 0 , 1	0 2 5 3 0 , 1
5 3 2 ,	0 0 4 3 0 , 2	0 6 2 3 0 , 2	0 2 1 3 0 , 2	0 8 9 3 0 , 1	0 4 8 3 0 , 1	0 8 6 3 0 , 1	0 1 5 3 0 , 1
8 3 1 ,	0 9 6 3 0 , 1	0 6 5 3 0 , 1	0 2 4 3 0 , 1	0 8 2 3 0 , 1	0 4 1 3 0 , 1	0 0 0 3 0 , 1	0 5 8 3 0 , 0
0 3 0 0 3 0 0 0 3 0 0 4 9 9 2 0 0 3 8 9 2 0 0 2 7 9 2 0 0 1 6 9 2 0 0 4 5 9 2 0 0 6 4 9 2 0 0 , , , , , , ,							

